

衆第
議百
回國
院會
大
大
藏
委
員
會
議
錄
第
二
號

昭和五十八年九月二十八日(水曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。
税制及び税の執行に関する小委員

麻生	太郎君	今枝	敬雄君
大原	一三君	木村	武千代君
笹山	登生君	椎名	素夫君
白川	勝彦君	平沼	越夫君
柳沢	伯夫君	上田	卓三君
塚田	庄平君	戸田	菊雄君
正木	良明君	米沢	隆君
正森	成二君	小杉	隆君

税制及び税の執行に関する小委員長

金融及び証券に関する小委員

大原 一三君	熊川 次男君
笹山 登生君	塩川正十郎君
中西 啓介君	平泉 涉君
平沼 赳夫君	森 喜朗君
森田 一君	広瀬 秀吉君
堀 昌雄君	武藤 山治君
柴田 弘君	米沢 隆君
笹輪 幸代君	小杉 隆君
金融及び証券に関する小委員長	中西 啓介君
財政制度に関する小委員	

粕谷	茂君	小泉純一郎君
椎名	素夫君	中西 啓介君
中村正三郎君		平泉 渉君
森田	一君	柳沢 伯夫君
与謝野	馨君	阿部 助哉君
伊藤	肇君	山口 幸一君
柴田	弘君	玉置 一弥君
箕輪	幸代君	小杉 隆君
財政制度に関する小委員長		中村正三郎君
金融機関の週休二日制に関する小委員		
麻生 太郎君		今枝 敬雄君

越智	伊平君	熊川	次男君
白川	勝彦君	中村	正三郎君
藤井	勝志君	山崎	武三郎君
与謝野	馨君	伊藤	茂君
塚田	庄平君	野口	幸一君
鳥居	一雄君	玉置	一弥君
正森	成二君	小杉	隆君

金融機關の週休二日制に関する小委員長

越智 伊平君

昭和五十八年九月二十八日(水曜日)
午前九時三十分開議

委員長 森 美秀君

理事 越智	伊平君	理事 大原	一三君
理事 中西	啓介君	理事 中村	正三郎君
理事 伊藤	茂君	理事 野口	幸一君
理事 鳥居	一雄君	理事 米沢	隆君

麻生 太郎君
粕谷 茂君
小泉純一郎君
椎名 素夫君

塩川正十郎君
平沼越夫君
藤井勝志君
森田一君

柳沢 伯夫君
山崎 武三郎君
阿部 助哉君
上田 卓三君
尺田 玄君
鈴木 金君

屈	戸田	沢田
昌雄君	菊雄君	広君
	広瀬	金木
	秀吉君	弘君
		柴田
		弘君

玉置	一弥君	正森	成二君
賽輪	幸代君	小杉	隆君

出席國務大臣
大藏大臣 竹下
登君

出席政府委員
大藏政務次官 塚原 俊平君

大藏大臣官房日
本専売公社監理
官 小野 博義君

鈴木 強君
阿部 助哉君

九月二十七日

大幡減税の即時実現等に関する請願（金子満広
君紹介）（第一号）

同(正森成二君紹介)(第二二号)
同(簗輪幸代君紹介)(第一三号)
同(度刀貢君紹介)(第一四号)

納税者の記帳義務法制化反対等に関する請願
(渡辺貢君紹介)(第一五号)

一兆四千億円減税の早期実施等に関する請願
(井上一成君紹介)(第五八号)

同(岡田利春君紹介)(第五九号)
同(川本敏美君紹介)(第六〇号)

同(小川国彦君紹介)(第七三号)
同(武部文君紹介)(第七四号)

同(戸田菊雄君紹介)(第七五号)
同(野口幸一君紹介)(第七六号)

同(米田東吾君紹介)(第七七号)
同(串原義直君紹介)(第一二五号)

同(城地豐言君紹介)(第二二六号)
同(渡部行雄君紹介)(第二二七号)

旧東京教育大学農学部跡地の利用に関する調査
(山本政弘君紹介)(第六一号)

君紹介（第七二号）

同(市川雄一君紹介)(第一四八号)

同(大橋敏雄君紹介)(第一四九号)
同(山田太郎君紹介)(第一五〇号)

減税の早期実現に関する請願(青山丘君紹介)
(第八九号)

同(稻富稜人君紹介)(第九〇号)
同(小沢貞孝君紹介)(第九一号)

大蔵委員会議録第二号 昭和五十八年九月二十八日

昭和五十八年九月二十八日

同(大内啓伍君紹介)(第九二号)
同(岡田正勝君紹介)(第九三号)
同(春日一幸君紹介)(第九四号)
同(神田厚君紹介)(第九五号)
同(木下敬之助君紹介)(第九六号)
同(小淵正義君紹介)(第九七号)
同(近藤豊君紹介)(第九八号)
同(佐々木良作君紹介)(第九九号)
同(塩田晋君紹介)(第一〇〇号)
同(竹本孫一君紹介)(第一〇一号)
同(玉置一弥君紹介)(第一〇二号)
同(塚本三郎君紹介)(第一〇三号)
同(中井治君紹介)(第一〇四号)
同(中野寛成君紹介)(第一〇五号)
同(中村正雄君紹介)(第一〇六号)
同(永末英一君紹介)(第一〇七号)
同(西田八郎君紹介)(第一〇八号)
同(西村章三君紹介)(第一〇九号)
同(林保夫君紹介)(第一一〇号)
同(部谷孝之君紹介)(第一一一号)
同(三浦隆君紹介)(第一一二号)
同(宮田早苗君紹介)(第一一三号)
同(横手文雄君紹介)(第一一四号)
同(吉田之久君紹介)(第一一五号)
同(米沢隆君紹介)(第一一六号)
同(和田一仁君紹介)(第一一七号)
同(和田耕作君紹介)(第一一八号)
同(渡辺朗君紹介)(第一一九号)
同(田島衛君紹介)(第一四三三号)
同(山口敏夫君紹介)(第一四四号)
同(依田実君紹介)(第一四五号)
共済年金の改悪反対等に関する請願外二件(上原康助君紹介)(第一二〇号)
同(塚田庄平君紹介)(第一二一号)
同(外一件)戸田菊雄君紹介(第一二二号)
同(野口幸一君紹介)(第一二三号)
同(外一件)渡部行雄君紹介(第一二四号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第九十八回国会附法第五三三号)
国の会計、税制及び金融に関する件

○森委員長 これより会議を開きます。
国の会計、税制及び金融に関する件について調査を進めます。
質疑の申し出がありますので、これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 この前の国会で一般質問をやらせていただいたから大分時間がたっておりますが、その間いろいろな新しい問題も出ておりますし、古い問題でありますけれどももう一遍今日的に見直してみなければならぬ問題もあると思います。こんなふうには考えておるわけでありまして、そこで、本日一番の入り口として、最近のアメリカ経済の動向について、事務当局の方から少し詳しい報告をいただきたいと思ひます。

○吉田(正)政府委員 お答えいたします。
ちよつと前の方からいままでの経緯をたどつて御説明させていただきますと、米國經濟は八一年の夏以降調整局面に入りまして、八二年には実質GNP成長率が前年比マイナス一・九%となるなど、景気は低迷を続けておつたわけでござい

ます。しかし、八二年十一月ごろからようやく底を打ちまして、本年に入つてからは特に個人消費、住宅投資を中心に回復を続けておりまして、在庫の減少幅の縮小がGNP上増加に働いていることもございまして、四一六月期の実質GNP成長率は年率九・七%となつておるわけでございまして、今後の見通しでございまして、最近一部に、景気回復に一服感が出てきたという見方もございまして、七一九月期のGNP速報が最近出たのですが、それは前期比年率七・七%になつたということもございまして、米國政府は順調な

景気回復局面が続いているという見方をしておりますので、八三年の政府見通し三・一%の達成可能率は高いというふうに思われるわけでございまして、九月の二十日でございまして、フェルドシュタイン大統領経済諮問委員長は、八三年後半の実質成長率が六ないし七%、八四年は四ないし五%となるという予測を明らかにしております。

来年につきましては、なお物価の安定基調が持続するというふうに思われますこと、それから、数年にわたりました長期かつ深い景気後退の後であるということなどから、さらに着実な景気回復が続くという見方も多いわけでございまして、一方で大規模な財政赤字による高金利がござい

ます。それが民間設備投資などの制約要因となることも考えられますし、それからもう一つは、ドル高が貿易赤字を拡大させるおそれがあるというような不安要因もございまして、予断を許さない面もあるのではないかと考えております。
ちなみに、OECDがことしの七月に成長率その他の主要な経済見通しを立てておりますけれども、八三年は、米國は成長率を三年で三%と見ておられますが、八四年はこれよりも高い四・五%を見込んでおるわけでございまして、それから失業率も、八三年は一〇・二五と見込んでおられますが、来年は九・五というふうに見込んでおるようなところでござい

ます。
○堀委員 いま大体のお話がございましたけれども、あれだけ落ち込んでおつたアメリカ経済がこういう形で回復をしてきたのは、一体どういう要素によつてこういうふうな回復をしてきたのか。アメリカ経済を回復にもたらした要素、それを答えてください。

○吉田(正)政府委員 これについてはいろいろ説もございまして、一つは、七九年にボルカ一連邦制度の議長が就任した後でございまして、これも、第二次石油ショックによる相当の物価の上昇、インフレというものが続いたと思ひます。それで、それに対する一つの大きな対策とい

まして高金利政策というのをとつたわけでございまして、それによる物価の鎮静ということが一つ大きな働きを示しているのではないかと。たとえば個人消費の伸びなども、インフレに対するしんぼう強い闘いを続けてきたというような要因があるかと思ひます。そこが一つ個人消費などにも効いてきたのではないかと、そういうふう

に考えております。
○堀委員 アメリカの景気がよくなりつつあるのには、私は幾つか問題があると思つてゐるのですが、まず一つはアメリカの税制の問題があると思ひます。アメリカは日本と違って、個人が金を借りましても、その借入れの利子については税の対象にならない、非課税になる、こういうようなことで、引いてくれるということになりますから、インフレがかなり進行していても、金を借りて物を買つてもいけるんだという要素がありま

す。いまさっきのあなたのお話のように、アメリカ経済、住宅と個人消費が前に出ているわけですが、特に個人消費の場合には、自動車は非常に大きなウエートで回復をしつゝありますし、耐久消費財はどんどん出ている。さらに住宅が百七十万戸ペースですか、かなり高いペースでいま伸びつつあるというのは、まさに一つはこの税制の関係が非常に働いているのではないかと。

二つ目は、物価が安定してきて、その状態が非常にうまくいっているというところがあると思ひますが、実はレーガンの考えは、減税によつて貯蓄をふやして、それによつて民間設備へと、こう考えたんですけれども、その方には行かなくて、減税は特にアメリカの高額所得者に対して大変なフエーバーを与えているのですから、高額所得者の方を中心にかなり個人消費が広がつておる。ですから、そういう意味では、アメリカにおける減税というものは、かつてわれわれが日本をやつてきたと同じように相当な効果をもたらしておるのではないかと、私は分析するの

に見ておるわけです。

そこでもう一つ、ちよつと伺っておきたいのですが、いまのアメリカの財政赤字、これは八三會計年度、大方終わりに近づいておるわけですが、八一年、八二年、八三年の、現在時点に近いところでのアメリカ連邦予算における財政赤字はどうなっているのかをちよつとお答えいただきたいと思ひます。

○吉田(正)政府委員 アメリカの財政赤字でございませうけれども、八一年には五百七十九億ドル、八二年には千六百億ドルでございませうが、八三年の見込みは二千七十七億ドルということでございます。

○堀委員 もう一つ、アメリカの貯蓄は大体四、五%だ、こう言われておるのですが、古い方はいいですから、八二年と八三年、八三年はまだ終わってないわけですから、大体のいまのアメリカの貯蓄総額というのはいくらですか。——それじや調べてあつて下さい。

要するに、私は特に八三年の財政赤字の問題で、ここの一月に民間のエコノミストの人と懇談をいたしました。一月の十五日くらいでしたか、そのときには、ほとんどの日本のエコノミストは、ここの一月は円高だ、こういうのがここの一月の情勢だつたわけです。私は、そういうかないだらう、日本は円高になることを期待するけれども、円高になる可能性は少ない。それは、もう昨年の暮れから、ストックマンその他いろいろと財政赤字問題について触れておることをずっと見ておりますと、アメリカの財政赤字はふえることはあつても減ることはないという見通しでありましたから、財政赤字が減らないのにアメリカの金利が下がるはずはないので、そこでアメリカの金利が高い限り日本の為替が高くなるというのは考えられない。そのときは、まさに私だけが円は安くなる、依然として安いという意見を述べたのに対して、出席したエコノミストはいずれも全部、先生、そんなことはありませんといいことでございまして。しかし、二月に予算教書が出、いろいろ

と問題が發展をしてきて、三月に皆さんにお会いしたら、やあ、堀さんの方がどうやらこしも正確でしたなということに実はなつたわけでありませう。

ただし、私が一つ見落としておりましたのは、アメリカの貯蓄というものは、後で正確にお答えいただきますけれども、大体年間千四百億ドル程度ではないか、こう見ておるわけでありませう。その程度の貯蓄のところに二千億ドルの赤字が出るならば、当然金利はもつと上がったというふうな思ふのでありますが、思つたように金利が上がらなかつた。その金利が上がらなかつたのは何かというと、結局ユーロドルも日本の円もアメリカにさあつと流れ込んで、アメリカの貯蓄の上に約七、八百億ドル積み上がった結果、かなりバランスがとれて、思つたほどは上がらなかつたけれども下がりはしないというのが現状で、この点は率直に言つても少し見落としておつたという感じがするものであります。

しかし、ではこれからのアメリカの金利がどうなるのだらうかという点でありますけれども、昨日からですか、ニューヨークのシェラトンホテルでIMFの会議が行われておりまして、レーガン大統領はこの総会の開会式の演説で、

「連邦財政赤字は部分的には、軍事力と安全を確保しようというわれわれの決意によつてもたらされたこととはつきりさせたい」と軍事費増強と財政赤字急増の関連を認めた。

しかし、「軍事力強化によつて米ソ核軍縮交渉を有利に運び、結局は軍事支出の削減を実現させるのが狙いだ」として当面、軍事費を削る考えがないことを強調した。

世界景気の回復によつて、重大な障害になる懸念されている米金利を、押し上げる米財政赤字の膨張については「米国の景気拡大による税収の伸びの回復が進めば赤字は減ってくる」と楽観的な見通しを語つた。

こういうふうな言つておるわけですね。そうしますと、八四年度予算というものが依然

としてまだ確定してないというのがいまのアメリカの情勢ですね。八四年度予算で議会のいろいろな考え方も出ていますけれども、いまのレーガン政府が出してある八四年度予算の赤字幅というのは幾らでしょうか。

○吉田(正)政府委員 八四年度予算の最近の見通しでございませうが、歳入が八千五百八十九億、歳入が六千七百九十六億で、財政収支上は千七百九十三億ドルということが、第一次予算決議の内容として出ておるわけでございます。

○堀委員 竹下大蔵大臣、以上のアメリカの経済問題の下敷きを事務局から説明を受けました。そこで大蔵大臣は、アメリカのそういう景気回復及び現在の状態、さらには来年度の、いま千七百九十三億ドルと言つておられますけれども、八三年の当初予算も二千億ドルを超えるようなことになつてなかつたのですが、こういうふうになるものでして、八四会計年度もアメリカの財政赤字は、いまのレーガンの発言から見てかなり大幅なものになるだらう、そういうような将来見通しを控えてアメリカ経済、これはあなたの政治的な御判断でいいのだけれども、今後日本経済との関連でどういうふうにごらんになるのか。アメリカ経済の回復してきたことに対するあなたの政治的な立場でのお考えをちよつと伺いたいと思ふのです。

○竹下大蔵大臣 いま御案内のような数字で、少なくともアメリカが当初見込んでおりました三・一%は、前年度が低かつただけに達成されるのじやないか。四・六に九・七が出ましたときに、きてそれでは七・九がそれに類して続くだらうかというふうなことも見ましたが、七・九もあるいは七%とかいうことになりましたと、七・九がたしか六%程度でも三・一にはなるのじやないかということがございまして、私はこれは達成されるのじやないかと思つております。その中には、いま堀さんおつしやいましたように、私自身も一月は、二百二十七円台までになつたときに、それはむしろ円高基調の定着のあらわれだらうに申し出ておりました。これは堀さんと違つておりまし

た。私のみならず大部分の者がそんな感じで見ていたことは事実であります。きようは幸い、寄りつき二百三十七円十銭、愁眉を開くという表現は適當でないかもしれませんが、多少円高になつたな、こういう印象は持つております。したがつていま、アメリカ経済というものに対する見方は、こういう状況が続いていくではないかと言ふ人もおるし、一方、これはある時期まで、すなわち選挙とか、そういう極端な見方をする人もおりませう。

だから私自身は、結論的に申し上げますと、このいわゆる財政赤字はそう大変に減つていくとは思ひません。それから高金利。これもおとといの十カ国蔵相会議、暫定委員会からの報告が毎日來ますが、二人のトップに話すと、片方は年末にかつて下がるだらうと言ふし、片方はいや下らないだらうと言ふ。そういう意味においても、いわゆる高金利が民間設備投資等の制約要因にはなるじやないか。それから、多少の変化はあつたとはいへ、ドル高といふものはどうしたつてやはり貿易赤字を拡大させる大きな一つの要因にもなりますから、そういう不安要因というのはやはりあると見ておるべきではないか。

そうすると、結論から言つと、大きな違ひが出て後から言い直ししなければならぬようなことでもございませうが、正直に言つて予断を許さない状態だといふような表現が、いまのところ一番適當じやないだらうか。私も出かけるつもりでおりまして、たけいども、最近密接になつております関係で、ときどきいろいろ手紙も参りますが、確かに、たとえば連銀の見方と財務当局の見方とは、日本ほどにすり合わせをやつていないじやないかといふぐらゐな差もございまして、その限りにおいては不安要因もぬぐい切れないから、予断は許されないといふふうな言わざるを得ぬじやないかといふ率直な感じを持つております。

○堀委員 実は、非常にアメリカの経済というものがむづかしい、ある意味では剣が峰のようなどころを通過しておるのじやないか。ということとは、

金利が高いから、実はいま七百億ドルも八百億ドルも、ユーロダラーもそれから日本の円も流れ込んでくるのですが、この金利がどんどん縮んでいきますとどうなるかという、うまみがなくなるわけですから、これはまたもとへ戻る可能性が十分あるわけですね。もとへ戻っていくということになると、必然的にこれは金利が上がるということになりまして、どうもこのところはそう簡単に金利がどんどん下がっていくというふうにはなりにくいメカニズムが、実はいまアメリカの金融市場の中にどうもある。それはいまの財政赤字が減りさえすれば、これは話は別なんです、いまやどうも私が見ている限り、昨日ですか、INFのレーガンの演説を見ても、要するに軍事力を強化することによって軍縮という話です。これはこの間から大分この国会におけるハイライトになっているのですが、大蔵大臣、いまの世の中で、軍縮をやっていく結果で軍縮になるという話はどうも——中曽根さんはロンとヤスで大変レーガンの考え方を強く言っておられるようですね。でも、この問題のことは一体何かといいますと、私は人間の恐怖心だと思っているのです。人間の恐怖心というのは、二つのものが対立を起して、片一方がさらに力をふやしたと思えば、こっちは、これは負けてはいかぬというのでさらにふやそうという恐怖心ですね。そうすると今度はこっちは、こっちはふやしたのに負けてはいかぬというので、さらにふやす。そうやってふやしている中で、それじゃどうして軍縮の方に転換できるめどが出てくるかと言え、やはりこれは財政がどこかで、どうにもならぬという壁に行き着くまでは、両方は、よくわかつていくけれどもやめられない軍拡というコースに入っていくんじゃないだろうか。私は、まさに人間の英知というものの働かない、人間が本能で競い合っているというのがいまの世界経済の中における軍拡競争だ、こう見ているわけです。

そうすると、私は、いま確かにINFの問題で欧州は大変だと思っております。しかし、ずつ

とソ連経済を私もそれなりに見ておるのでありますけれども、ソ連経済も御承知のようにだんだんと成長力は低下をきておるわけであり、その単純に経済が回復する見通しはありませぬ。最近、ちよつと「エコノミスト」に出ましたソ連経済に関する報告などを詳しく読んでみても、確かにソ連の経済システムを変えなければソ連経済が活性化される可能性はない、私はこう見ておりますから、だんだんと成長率が下がっておるところが依然として軍拡をやらなければならぬというの、これはソ連にとつても大変な問題だと思ふし、アメリカも、これだけの財政赤字があるのに、レーガンがこんなことを言つて、要するに軍備をふやすことが将来の軍縮につながるという、そういう認識でこの問題を考へている限り、——まあ、私どもの石橋委員長と中曽根総理の論議は確かに一つの形でありまして、そういう問題を国民生活、世界経済という観点でどう受けとめてこの問題に対処するかというところの方がより重要な問題ではないか、私はこう思ふのです。そこで、ちよつと本筋から離れますけれども、私が申し上げたそういう問題に対して、世界経済を活性化へ持っていくためには、軍拡競争がいいのか、軍縮をやつて、そして中島さんがおっしゃっているような、要するに世界的なビッグプロジェクトの方に金を回すことが世界の活性化につながるかということになると、私も経済を専門にやっておる者から見たら論議の余地のない問題のように気がするので、軍縮をやつて、それを設備に回して新しい需要を喚起して、世界の国民が喜ぶような、たとえばヒマラヤに一つ大きな水力ダムをつくらうとか、パナマ第二運河もそれでありまして、中島さんがたくさん提起されていることは私も大変すばらしいことだと思ふのであります。どこかがインシアチブをとらなければ——いまのこういう、周りが同じ方向へどんどん回っていく、どこかで歯止めがかかったところから逆に徐々に動き出せば、これは世界の経済の活性化と、不安が除去されて、いい方へ行く。悪

循環か、いい方へ循環するかという、きわめて大事な選択が求められているのがいまの時期ではないか、こう思ふので、竹下さんのそういう問題に対する政治哲学をここで一遍明らかにしてもらいたい。将来あなたもそういうことを責任を持ってやらなければならぬ立場になる可能性を大変たくさん持つておる一人でありますから。

○竹下国務大臣 要するに、今日のいわゆる力の均衡によつて戦争が抑止され平和が続いておる、こういう見方、そしてそれが、経済なからそれが国民生活に影響をもたらして、お互いに同じ程度の軍縮をしていこうじゃないかという雰囲気、世界全体をかんなく二大強国とでも申しましようか、その中に情情的には存在しておると思ひます。しかし、同じレベルに達して初めて同じレベルダウンができるのであつて、その同じレベルという見方が双方に、まだ向こうの方が優位である、これが軍拡競争というものに拍車をかけるのじゃないか。

したがつて、その場合は、たとえば先般のサミットでも中曽根総理からも主張があつて、やはり西側なら西側が一体となつて共通の認識の上に立つて、ソ連ならソ連が一体となつて軍縮交渉のテーブルに着くような環境をつくるべきではないか。私はそれは正しいと思つております。しかし、現実問題として、いまいろいろの人が観測するのには、お互い言葉だけで、現実には実を結ぶかどうかということになるのかなり疑問があるという見方もあります。それは事実でございます。しかし、基本的に申しますならば、軍拡というのは全くGNPにカウントされないものではないかと思ふので、そう言つてみれば浪費につながりませんか、そして、まさに新ニューディール政策でございますが、開発途上国を含め地球規模の中において大型プロジェクトが、先進国等の共通認識の場においてやられていくということ、それはまさに世界全体の経済の活性化につながるものであるかという認識は、堀委員と等しくするものではないかとい

うふうに私自身考えております。だから、現実問題として、今日世界にいわば完全な軍備撤廃とかそういう空気はないにしても、軍縮という機運が生まれていくその何らかの役割りは、その意味においては、いかに小国といえども日本も果たしていかなければならぬ役割りである。そして、たとえばIMFでもそうであります、世銀でありまして、国際機関へ出れば、いま日本の経済問題に関する発言力は確かに高くなつておることは事実であります。そういう角度からいけば世界経済の活性化を行うべきであるという発言力は、かつてよりはるかに強まつておるのではないかと思ひますだけに、そういう趣旨は絶えず私どもの心の底に持つていなければならぬ課題ではないかというふうに理解をしております。

○森委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○森委員長 速記を始めて。

○堀委員 大臣、いまのお話、私と基本的に重なる部分があるので、それは私も大臣の見識として評価をしたいと思います。いまおっしゃつたように、国際会議の中で日本が大きな発言力を持つてようになつたのは、やはりさつきおっしゃつたように、軍事費というものが、全然それはGNPに出ないわけではいけないけれどもやや浪費に近いものだとおっしゃるやうに、日本ではこれを抑制して民間設備にその資金が回つてきたことが今日の日本経済を築いてきたし、そのパフォーマンスについては、世界の先進国でそれを認めない国は現在ないのではないかと。要するに、日本が軍備よりも民間経済にウエートをかけてきたということ、やはり政治の上でも、経済の上でも、国民のためにも大変プラスな方向だつたという認識を、世界の先進国は、先進国に限りませんが、特にいまそういういろいろのパフォーマンスの点で苦しんでおる先進国はそれを痛感しておるのではないかと、私はこう思ふのです。大臣、そこはいかがでしょうか。

○竹下國務大臣 私も國際會議に出かけるたびに
思ひますのは、お互い考えてみますと、ちょうど
堀さんと一緒に昭和三十三年に議席を持つたとき
を見ますと、予算規模が四十倍、それで社会保障
が七十倍ぐらいてごさいますか、防衛費は十八・
七倍。それは当初は一倍というのをごさいます
でしたけれども、一%という数字がござい
て、それがとにかく圧縮圧力のごさになって、そ
のような形で今日あるというごさがいゆる民間
経済、國民の暮らしとでも申しますか、そういう
ところへ大きくウェイトがかかったから今日の日
本があるという認識は共通であります。ただ、そ
の問題を先進國の方々あるいは開發途上國の方々
もどう評価しているかというところに、一面言葉
の端々に、おまえのところは自己防衛努力を怠つ
たからそれだけの余裕があつたのじやないかとい
う気持ちも、全く底意にはなくはないという感じ
は率直に私も持ちます。

事実、國際會議に出ますと、本當にわれわれの
一番繁榮の時代という六〇年代に、新幹線にして
もあるいは東名高速にしても、黒四ダムにしても、
世界銀行の金が入っている。いま行くと、今
度は世銀の増資の方の親玉になつてくれというこ
とでございまして、當時を想起すれば、そう
いう國際的な役割りは、いま比較すればパフォー
マンスはいいし、それには応じなければいかぬと
いう気持ちがいづつでもいたします。今國會で急ぎ
IMFの増資法案などをお願いするということに
なつたのも、そこに私どもの考え方が存在してお
るというふうな理解していただきたと思つてお
ります。

〔中西(啓)委員長代理退席、委員長着席〕
○堀委員 それじゃ大臣、一応退席していただい
て結構です。大変段取りが狂いましたけれども、
次へ入ることにいたします。

そこで、いまのようなアメリカ経済というもの
を下敷きにして考えながら、日本経済——私は経
済問題について、中曾根さんほどではありません
けれども、成長が何%だったかどうかという話より

も、要するに經濟の中身がうまくいってれば、
成長が高いから必ずしもいいんでもないし低い
から悪いんでもなくて、そこは全体のバランスと
個々の國民經濟との關係ということを考えてみた
いと思うのです。

そこで、厚生省に入つてもらつておりますか
ら、この間にちよつと厚生省から聞きたいので
すけれども、いま日本の医療費はどんどんふえて
おるといふことですね。五十六年でしたかよくわ
かりませんが、発表になつてゐるのはたしか十三
兆台だと思ふのですが、國民医療費の一番最近の
データとその一年間の増加分を、厚生省の方で
答えをいただきます。

○下村政府委員 直近の実績が出てゐる數値とい
うことになりまして昭和五十六年になるわけで
ございまして、五十六年度の医療費は十二兆八千七
百九億圓。対前年で伸びた額が八千九百四億圓、
伸び率が対前年比七・四%ということになってお
ります。伸び率七・四%の内訳でございまして、
人口増によるものが〇・七%、医療費改定増が一・
二%、自然増五・五%というふうに見えております。

○堀委員 たしかこの前十三兆幾らというのを新
聞で見たように思ふのですが、これは速報か何か
でしょうか。

○下村政府委員 これはまだ実績が出ておりませ
んが、五十七年度が十三兆八千八百億圓というふ
うに見込んでおるわけでございまして。

○堀委員 そこで、この前厚生省の概算要求で、
健康保險の保險人は、これまでが初診料以外に
は、入院料の一部負担はありますが、基本的には
保險ですべて賄われてきた。自己負担はなかつ
た。これを二割負担、八割給付に変えるというの
が五十九年度の概算要求で出てゐるわけですね。

そこで、たしかいまの五十七年見通しは一兆を
超えていたけれど、ちよつと大體の増加分の見通
しをもう一遍おつしやつてくださ。十三兆八千
八百億から十二兆八千七百億を引き算すればい
いわけでしょうか。

○下村政府委員 五十七年度が十三兆八千八百

億、五十六年が十二兆八千七百億でございませ
んか、約一兆百億圓ばかりの増ということになりま
す。

○堀委員 そこで、その一兆圓の増加分の中で薬
劑費というのは大體幾ら占めてゐるのです
か。それから、最近医療機器というものがどん
どん新しいものが出てきます。この前、例の埼玉
県の富士見病院でCTスキャンを片つ端から、
必要もないのにやつて問題が起きてゐるわけ
です。CTスキャンなんというのは大變高額の機械
なんでありまして、そういう医療機器ですね。昔
はもうレントゲンとか、レントゲンも断層撮影機
とかいうくらいが高い医療機器であつて、そう大
したものはないのですけれども、いまやたくさ
んあるわけですね。だから、そういう医療機器と薬
劑費と、その他の、医師及び薬剤師あるいは検査
員等のパラメディカルの人たちの一種の人員費と
いいますか、大まかにこれは三つに分けられると
思ふのですが、大體どんな割合になりますか。一
兆圓の方がわかりやすいから一兆圓で言つていた
だきましよう。

○下村政府委員 増加額分の中におけるシェアと
いうのははつきりわかつておりませんが、医療費
の總體で見ますと、これは支払いの方から見ました
内訳になるわけですが、薬剤費が五十六年六月で
三八・七%、それから高額医療機器という形には
なりませんが、検査關係の費用が一・五%とい
うことになっております。

○堀委員 いまのは支払いの關係ということ
から、医療機器の購入費その他が医療費にどうは
ね返つたのかというのにはちよつとわからないの
だろと思ふのであります。

そこで、実はこの間から大變新聞をにぎわして
おりますところの薬剤關係のノーハウの問題で
す。私も、厚生省がこういう企業競争の中に巻き
込まれるなどというごさには想像もしなかつたこ
とで、わりに日本の官庁というのには、それはちよ
ちよい汚職はありますが、汚職というのにはやや個
人的な問題なので、よその会社のノーハウをよそ

へ渡してやるなんというごさなことは、これは私
どもの想像でできなかった事態が起きておるわけ
であります。テレビや新聞を見ていますと、ある一
つの薬品の開発に四十億圓ぐらゐの開發費用をか
ける、しかしそれがうまいこといくと月に二十億
づつぐらゐの収益になる、こういうふうな解説な
んかがあるのです。

そこで、よく医療で薬漬け医療ということが言
われておるわけですが、私はこれはいまのシステ
ムに一つ問題があると思つてゐるのです。だけ
ども、さらにそれを超えて、いまの新藥開發競争
というもののために薬剤費の單価が相当高いもの
にすでになつてゐるのじやないか。薬品会社は
いま収益状態が非常にいいということで、株式市場
における薬品株というのはおおむね千円台とい
うのが多いですね。そうでなくとも千円台に近い
のが多くて、大變いま薬品株というのがいい。な
ぜいかに。高収益だからい。高収益だといふこ
とはどういふことかと言へば、高い商品を売つて
利益をたくさん上げるといふことですね。國民医療
というものは、要するに医療法で、医師は医療を
營利の対象にしない、こうなつてゐるわけ
です。營利の対象にしない医療をダシにして巨額の
金をもうけようという産業があるといふことは、
國民經濟の観点から見て大變問題がある、私はこ
う見てゐるのです。

それで、臨調の方たちは、何でも民間でやつた
ら効率がよくて、もうかつていいという話でしよ
うけれども、私の立場からすると、現在の健康保
險というシステムは、私なりに言うとお大變便利
な医療國營だと思つてゐるのです。それはともかく
も、施設は民間持ち、それから給与も民間払い
で、やれ、しかし、やる内容はこういう内容で、費用
はこの枠で公定価格でやれ、こう言つてゐるわけ
ですから、こんな國にとつて都合のいいものはな
いぞと言つてゐるのですが、その公定価格で医療
が強制をされておる中で、薬剤だけは自由価格で
もうけようといふもので、この一兆圓の中の四
〇%ほどは、薬剤費がばかばかもうけてゐるやつ

堀先生つとに御指摘のとおり、経済が高度成長から低成長時代へと移行変わる中で人口の高齢化が非常に進んでおるわけでございまして、社会保険の分野では年金と医療の二つの部門で国民経済が支え切れないような時期が来るのではないかと、大変危惧をいたしておるわけであります。したがいまして、医療の面でも、もちろん負担の公平ということも考えなければなりません、同時に、やはり財政だけの立場じゃなくて、国民経済全体の立場からいたしても、これが負担できるようなものに適正化、合理化を図っていかねればならない、重点化も必要であらう、こういうふうに考えるわけです。

先ほど来御指摘の薬剤費の問題、それから医療機器の問題でございしますが、私は、医療費の中で薬剤費それから医療機器の償却費が非常に大きい負担になっているということもわかります。したがって、それらの適正化を図るために、診療報酬の改定の際あるいはそのほかの機会をとらえて、薬剤費の健保の点数を切り下げるといつたような合理化は、厚生省の方にお願ひしましてやっていただいております。それはそれなりに一つの方法であらうかと思うわけですが、来年度の概算要求におきまして、厚生省から提案のありました健保の二割負担というものも、確かにいろいろ御批判もあらうかと思ひますけれども、やはり医療費の適正化に資する面もありますし、それから医療を受ける本人が多少の負担をするということによりまして、医療のプライスメカニズムというふうなことも働くことが期待できるのではないかと、

○西垣政府委員　私も健康であらうかと思ひます。

うございますか。数と経済ではないのですよね。

私も長年経済をやっていますけれども、スタートは医者なんです。人間を治そう、こう思つてスタートしてきたわけです。しかし、人間をよくするために経済をよくしなければならぬ人間はよくできないということで、経済を専門にやつておるわけです。ところが、どうもそれが逆になつて、経済の方が大事なのであつて人間が二の次だ、それがいまの八割給付に象徴的にあらわれているのです。

これは自民党も、この間日本医師会が大会をやつたら、田中政調会長も、これは党として検討をいたしますとか、私が医師会の方に聞いたら、居並ぶ代議士はみんな、要するに日本医師会の皆さんの応援がなければわれわれは当選できません、われわれも政調会長の方針に従つて一生懸命やりますと言つて——大体、自民党どうですか、そこらにおられる方は。私と余り意見が違わないのではないですか。「そのことは同じだ」と呼ぶ者あり。同じでしよう、皆同じですね。だから、ここで大事なことは、要するに行政が重要なのか、政治が重要なのかということがいま問われているわけですよ、こういう問題を通じて。

私は、この委員会の中で、かつて竹下さんが大蔵大臣になつたときに、竹下さん、あなた将来のある人だ、私は過去にこの大蔵委員会といういろいろな大蔵大臣とつき合つてきた、いまは十月十二日の判決を目の前にしておられるけれども、ともかく大蔵大臣として、人間の方が先で経済は後でもいいという判断を主として示した一人は田中大蔵大臣だった。はつきり言っているわけですよ。だからあなたも、要するに官僚出身でないのだから、政治家として政治的に大蔵大臣を務めてくださいよ、官僚の皆さん優秀だけれども、どうしても官僚の皆さんは、そういう数字とか経済とかいうものが先になつて人間が後になる、だから政治家は、人間が第一だ、一番前に人間を置いて、その人間がいかにあるべきかということからすべてを考えるのでなければ政治家じゃないわけですから、竹下さん、そういう立場でやつてください。

こう言つてお願いをした歴史があるのです。

官僚の方は立場上いろいろやむを得ないところがあります。しかし、この優秀な大蔵官僚は、ちゃんといま皆さん本当のことをこの委員会であつてくれているわけです。健康です。だからもう聞きませんが、恐らく、私がさつき保田さんに伺つたように、人間が大事か経済が大事か、予算が大事かということになつたら、それは皆さん人間の方が大事です。これはお尋ねしませんけれども、同じだと思ひます。政務次官、ひとつそのところを、代表してどうですか。要するに人間の方が大事か、予算の方が大事か、どつちですか。○塚原政府委員 私ども、選挙のときには常に、国民の生命と財産を守るといふお訴えをいたしてまいりまして、どうも、何としても国民の命を守るための行政をしていくためには、どうしても金銭的な面というのにも必要になつてまいります。そういう意味で、ただいまの先生のひとつの御意見、まさにこれからみずからの政治活動の指針として、私もがんばらせていただきたいと思つております。

○保田政府委員 お言葉を返すようでございますけれども、私は、健康を犠牲にして財政なり国民経済をとにかく守ろうというつもりはございません。それは、経済があつてのさらに国民であり人間であるということとはよくわかつておるわけですから、ただ……

○堀委員 ちょっと待つて下さい、経済あつての国民……国民あつての経済でしょう。

○保田政府委員 国民あつての経済である……ごめんない。

○堀委員 大体本音がたまふ、いま。

○保田政府委員 でございますけれども、先ほど来申し上げております、先ほどから堀先生も御指摘のように、現在の医療にはやはりむだがあるわけでございます、そこに何とかメスを入れなければ、先ほど申し上げましたように、財政がもたないというだけではなくて国民経済全体がもたなくなるといふことで、われわれは危機感を持つておるわけでありまして。

もちろん今度の厚生省の概算要求が唯一無二のものとも思ひませんけれども、やはりそういう意味での何かのプラスにはなるのだと思つております。ねらいといつたしておりますのは、先生が御心配になつておりますような、健康を犠牲にするという意味での正当な受診を抑制するといふことではなくて、むだを排除するための方策である、そういうふうな考へておるわけでございます。

○堀委員 主計局長の立場として、私はわからぬではないのです。それはなぜかといふと、あなた方は専門家じゃないから。要するに、二割の負担があつたら早期受診の抑制になるかならないかという問題は、私はこう見ているのです。何かという問題は、私はこう見ているのです。どこかが悪いに医者にいく人はいないのです。どこかが悪いに医者にいく人はいないのです。どこか悪いに行つたら必ず待たされる、時間もかかる、そうしてそこへ行くための問題もあるわけですから、どこか自分はいが悪いと思つて、お医者さんに行つたら待つていた方がいいから、老人保健の場合は多少違う点もありましたから、これは別としても、いまは健康保険なのだから、これはやはり非常に大きな問題があると思うのです。受診抑制になる、これは間違いない。受診抑制になると何が起るかといふと、買ひ薬で済ませる場合もあるでしょう。できると思ひますよ。しかし、百のうち幾つかの中で、実はもつと大変な病気になるおそれがある場合は十分あるわけですから、この問題は厚生省が考え出したことだけれども、厚生省も——審議官は技官ですか、そうじゃないでしよう。要するに、医者以外の人間が主体になつてやつておるわけですよ。医療といふものは、やはり自分が医療を担当してやつたことのない人にはわからないものがある、大きいのです。そういう意味では、お医者さんの会合に出席して、お医者さんたちはどう考へてゐるか、保田さんにぜひ一週聞いてもらいたい。あなた自身もつと、さつきばつと出たように、経済あつての国民ですといふのがもう無意識に出てしまふのだから。ここで黙つていても、国民あつての経済ですと出るようなら私も心配しないけれども、こういう次長がこれから厚生予算をやるといふのは大変なことですよ。ひとつ、十分そういうあれ考へていただきたいと思います。

この問題は、別にここで物を決める気はないのでこまめにしておきますけれども、自民党もそれなりの対応をされるだろうと思ひます。それなりの対応をされると何が起るかといふと、予算上に穴があいてくるという問題が起るのだ、予算上ね。ところが、そのときに何が何でもマイナス——%シーリングでなかつたらいかぬのだ、私はこれがまたおかしいと思つてゐるのだ。まさに保田さんがいみじくも言つた、経済あつての国民ですといふのが、いまのマイナス——%シーリングの中にあつてゐるわけですよ。一体予算というものはだれのためにあるのか、これは大蔵省のためにあるのじゃないですよ、各省のためにあるのじゃないですよ。これは国民のために予算があるのです。主計局はいまあなたにきかないから、保田さんばかりでえらい悪いけれども、予算もやはりそうじゃないですか。国民のための予算であつて、経済のための予算とかそんなものではないのじゃないですか。予算があつて国民があるのではない、国民のために役に立つ予算をつくるということだと私は思ふのだけれども、主計局の考えをちよつとひとつ聞かせていただきたい。

○保田政府委員 先ほどは言ひ間違へまして大変失礼をいたしました。私も、財政と経済との関係につきましても、福田元総理がよく言つておられましたように、経済あつての財政といふふうに理解をしております。

○堀委員 そうすると、三段論法でいくと、国民あつての経済、経済あつての財政ですね。それだけきょうは主計局を代表しての答弁として承つておきます。

○下村政府委員 大変恐れ入りますが、お話を伺

っておりまして、医療について大変御心配をいただきましてありがとうございます。ただ、厚生省といたしまして五十九年度予算の問題は確かに念頭にあるわけでございますが、今回こういう考え方を出したのは、もう一つは中長期的な展望をいたしまして、毎年一兆円というふうに先ほど申し上げたわけでございますけれども、現状からいいますと国民所得を上回る医療費の伸びがある。これを将来的にどういう方向で負担をしていくのかという点があったわけでございます。

それから、今回の八割ということになると患者負担がふえるという御指摘で、これは確かにそれとおりでございますが、逆に十割給付のままだにしておいて退職者医療のようなことをやりますと、保険料負担をふやさざるを得ないという問題も出てまいります。そこをどう考えるかということと減税というふうなお考えもあり、社会保障負担と租税負担を合わせて、長期的な負担をヨーロッパより低くすべきだという臨時行政調査会のような御意見もございまして、そういう負担限界というふうなことも考えて、むしろ保険料負担を抑えていくという観点に立つて八割給付を考えてみた。

それからもう一つは、国民健康保険と家族の場合には、現状七割あるいは八割給付ということとで、それではその結果国民健康保険の被保険者あるいは家族の被扶養者の場合に、医療上あるいは健康上に重大な支障が起きているかと言え、私どもは必ずしもそうは見えていないわけでございます。

それから、むだの議論があるわけでございまして、確かに現実の数字としては若干の差はありますけれども、受診率の面から申しますと、本人と家族の間にそう大きな開きはないわけでございまして、むしろ一件当たりの診療費の面から見ますと、薬代と検査代の面で、実は本人と家族ではかなりの隔たりがあるというのが実態になっております。その辺の評価をどうするかという辺は、また意見が分かれるところかもしれないが、そういう面から言いますと、若干のむだ、これは私は

お医者さんの側と患者の方と両サイドに問題があるのではないかと気がいたしておりますが、そういう乱用防止というふうな意味も込めて、また家族等の状況から見まして、実質に支障のあるような障害が起きていることはないというふうに判断をいたして、今回のような措置をとったわけでございまして。

○堀委員 それはあなたの方の立場で、わかりませんが、私が問題提起をした、要するに薬剤に対する公的コントロール、ともかく多額の投資をして、多額の開発費をあれしてできたものが、毎月二十億ずつもうけるなんていう話。私は、薬剤費なんというものはある意味では公共性の高いものから、そういう意味では電力会社や何かと同じように配当制限もあってもいいし、ともかくいろんな点でより公共的なものにしていかねばいかぬ、こう思うのです。薬剤生産に対する厚生省の考え方、医療機器の売り込みその他の配置の問題、要するに一定地域において一定のそういうものがあれば、公的医療機関はそういうC T スキャンは一般の医師に開放する、どうぞお使いください、もう二重投資、三重投資はやめましょう、そういうような基本方針をきちんとして、そして医療費の増高を抑えられなければ、その次に考えるというなら話はわかるのです。非常に大きな問題、もうけほうだいな問題はほっておいて、本来これは質的転換なのですね。国民健康保険は初めから本人は無料じゃないのです。ちゃんと自己負担があったわけですからね。その話と、長年にわたって健康保険ができてから今日まで何年になります。ちよつと答えてください。

○下村政府委員 昭和の初めでございまして、健康保険ができてもう五十年を過ぎておるわけでございます。

○堀委員 五十年やってきた一つのシステムは、質的に一つのシステムとして成り立っているの、それをただ量的にさわつたらいいじゃないかと、私から見ると、量的な変化は質的な変化をもたらすわけです。だから私は問題にしておる。薬

剤の問題と医療機器の問題を先に厚生省が真剣にやるのであれば問題がある、私はこう思っておりますので、どうぞお帰りになつて、医療局、薬務局、いろいろあるでしょうが、ひとつ厚生省にあれしてくださいます。この次、一般質問のときには林厚生大臣に入つてもらつて、とつくりとこの問題をやらせていただきますから、予告をしておきます。

じゃ結構です。どうぞ御退席ください。

ちよつと大臣のおられないときに医療関係の問題をやつて、あと時間が……。

○森委員 十分延長。

○堀委員 はい、わかりました。

次は、国債の問題を先に少し伺いたいと思ひます。

この休会中に十五年国債、二十年国債という新しい国債が発行されることになりました。私は、国債についてはつとに国債多様化論者でございまして、日本の国債というのは、当初は七年の長期国債というのが出ておつたのです。たしかあはれは福田大蔵大臣だろと思うのですが、私は、長期国債で七年というのはおかしいのじゃないですかという話をいたしました。というのは、少なくとも利付債は五年なのですね。この利付債五年というの、私は、私は中期債だと思つたので、やはり国債は十年債にすべきではないかと言つて、この委員会では提案をさせていただいて、十年債になりました。

その後、実は昭和五十年に大変なギャップができて、当時、自民党の松野頼三政調会長が、私、大蔵省長をしておりましたので、堀さん、ことしは大変な財政ギャップが出るので、赤字国債を相当出さないで財政はどうにもならぬ、ひとつ赤字国債の発行について理解をしてくれという話です。から、まあ理解するとかなんとかなり、当初これも予想しなかつたのに税収が落ち込んだので赤字国債を出す、それはやむを得ないだろう、しかし松野さん、一つ条件がある。要するに、いま国債は十年の国債しかない、国債で中期国債を出

せ、それをあなたが約束してくれるなら私なりに対応しよう、こういう話を松野さんにいたしました。これがその後、御承知のような五年の割引債ということでは実は実現をしてきたわけであります。

その後今度は、私落選をしたときに、五十一年でありましたが、「レファレンス」だったと思ひますけれども、何か書いてくれというお話がありましたので、国債多様化論をそこで書きまして、今後は二年、三年、四年というふうないろいろなバラエティーのある国債を出すべきだという提案を書きました。その後、今日、二年、三年、四年、五年、六年とバラエティーのある国債が発行されるようになってきた。ただ長期債が実はこれまでなかったのです。私はもう一つの考えとして、永久国債論というのを持っていますので、ともかく一遍出したらそれはもう永久国債だということ、それなりの考えを持っているのです。これはなかなかその簡単にはいきませんが、十五年国債、二十年国債を出したことは、私はよかったと思つておるわけです。

そこで、十五年国債は御承知のような変動利付債になっていきます。皆さんよく御存じないと思うので、理財局長の方からちよつと簡単に十五年国債の変動利子のメカニズムを御説明をいただきたいと思ひます。

○西垣政府委員 いま堀先生からお話がございましたように、私どももかなり大量な国債の発行を円滑に進めていくためには多様化を図っていくことが必要であるということで、十五年利付国債と二十年利付国債、超長期国債でございまして、けれども、今年度に入りましてから二回発行いたしました。

十五年利付国債につきましては、いまお話がありましたように変動利付ということで仕組んでおります。この考え方は、現時点の金利水準が高いか低いかということとはよくわかりませんが、これは市場の状況によつて高くなることもあれば低くなることもある、後になつてみなければよくわ

からないわけでございますけれども、投資家が投資しやすいように、十年利付国債の市況を中心にいたしまして、それに従って変動する、こういう仕組みでございますが、実際には、非常に大まかな言い方でございますが、前の一年間の十年利付国債の平均的な利回りに〇・三%乗せる、そういう変動利付というふうに仕組んでおります。

なお、二十年利付国債につきましては、これは固定利付ということで発行いたしております。

〇堀委員 それはわかりましたが、保有期間といいますが、いま両方とも私債債ですから、発行して、据え置きという市中に売らない期間がついているのじゃないかと思ひます。そこをちょっと……。

〇西垣政府委員 十五年利付国債につきましては、ずっと持っていてもらうという仕組みでございます。二十年利付国債につきましては五年間譲渡を控えていただく、こういう条件になっております。

〇堀委員 これが出て、私じつと見ています、この十五年変動利付国債というのは国民は相当関心を持つてのじゃないか、こう実は見ているのですよ。というのは、あれはいまは主として信託会社ですか、どこですか。

〇西垣政府委員 信託のほかに信用金庫、それから農中、こういったところに引き受けてもらっております。

〇堀委員 私はこれを一遍公募で出したらおもしろいだろうと思つてゐるのですよ、変動利付債、十五年債ですかね。そして、そのかわり、それは市場で売買する性格のものではないので、いまのように、買った方は持つていてくださいよ。これを出したらかなり国民の中に——いま国民は昔と違つて、資金運用をそれなりにいろいろ考へておられますからね。かなりの資金で長期に置いておいて心配がないというふうなものの場合には、それはかえつて売つたり買つたりではなくて資産として残しておいてもいいのじゃないかというふうなものもあるのじゃないかと思ひます、御検討

いただければと思うのです。だから必ずしも信託その他だけでなく、市場には出さないという原則なんですからそれはそれでいいのですが、ただ、これを国民が買うのは、いきなり国から買いませんから、要するに証券会社を通じて買つたら、そこから登録債になるか何かで処理ができるようにならばいいのです。そこらのところをひとつ検討していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

〇西垣政府委員 先ほども申し上げましたように、多様化の研究は続けていきたいと思つております。いまの十五年超長期債の市場での公募、こういうこともその中の一環といたしまして研究してまいりたいと思ひます。

〇堀委員 大臣、私もはこの国債問題というのを、昭和四十年、初めて戦後に国債が出たときからずつとかかりを持つてきておるわけでありましてけれども、アメリカの金融市場でいろいろ新しい金融商品が開発をされて、それがなかなか国民のニードに合つてどんどん売れるというかつこうになつてきておる。日本でも一番初めはビッグですかワイドですか、ああいう商品が出て、それで今度は国債定期というのですか、いろいろな商品が出てきた。どうもこれまでは、国債を単品で買うという話はなかなかなじみにくいものですが、私は一般国民の中に国債というものがもう一つ入りにくかつた、こう思ふのです。私は、いまの国債特別マル優というものの、実はここで、委員会が提案をしてつづつていただいて、国債消化のために役立つということでそれは取り入れていただいていたのですが、ここへ来て国債の国民に対する消化という問題は非常に新しい段階に入つてきた、こういうふうには私は見ているわけです。恐らく大蔵大臣もそういうお感じで見えておられるのだらうと思ひます。

そこで、要するにこの国債定期ができた。十月から中期国債が窓版になりますね。恐らく中期国債も、こういう新しいものが出てくるのではないかと、私はこういうふうに見ます。そうなると思ひます。

期国債は、片方では証券会社が中期国債ファンドというのでいま一生懸命売つてゐる。かなり伸びてきた。今度は銀行その他の金融機関が中期国債定期というふうで、それを売り出す。そうするとこれは公募ですか、市中でもとかく出します。私は、西垣理財局長は大変幸運な時期に理財局長に來られて、大変おめでとうと、こう言いたいのでありますけれども、これは十月以降の経過がそうなる、中期債はオーバーバーになる可能性が十分ある。ところが、いまの予算の形では、予算総則に発行量を書いてゐるのではないですか。たしかさうだと思ひますが、どなたが答弁してくれませんか。

〇西垣政府委員 予算総則で国債の発行限度額が書いてございまして、あと償還計画表の内訳というところで期間別の国債の予定が書いてございまして、

ただ、それは拘束されるものではありませんので、市場の状況によつて変更いたしまして、その都度償還計画表の改定という形で国会にお出しをする、こういう扱いにいたしております。

〇堀委員 私、ちよつとそこところがはつきりしなかつたのですけれども、ですから、中期債が余りオーバーバーになるといふのも適当でないし、しかし国民の需要があるのなら、私、中期債を出していいと思ひます。中期債を出して、そしてその処理をする。同時に、中期債がかなりこのうなると、これは長期債に波及してくるので、だからさういふ意味では、国債政策というものはちよつと新しい段階に入つてきた、これから売り手と買い手の条件がちよつと変わつてきて、これまでとはちよつと買い手の方が強くて、いやそれならわれわれは買いませんと、大蔵省は何回も休債なんというふうなことに追い込まれてきました。ではひとつ今日は休債させてもらいますと、今度は大蔵省の方が休債という、これはいまの国債定期という品物が売れなくなつてしまふわけですから、それは困ります、やはり出してくだ

い、売り手と買い手の市場がここで逆転するだろう、どうも私はそういう感じがしてゐるわけですね。大蔵大臣はどういう御認識か、ちよつと大蔵大臣のお考えを。

〇西垣政府委員 技術的な問題でございますが、国債の発行条件につきましては、そのときそのときの市況をにらみながら、発行者にとりまして有利な条件で発行するというところでやっております。この点につきましては、十年利付国債につきましては、二年、三年、四年の中期の利付国債につきましても同じでございます。したがって、市況が非常にいいときには割引価格を大きくするとか、それがさらによくなりまして、それで発行するという形でございます。

そういう形で発行しておりますので、急に市況が変わらない限りは大体アンダーバーで発行する、こういう状況でございます。いままでオーバーバーで発行したことがございまして、大体においては技術的な問題でございまして、大体においては市況に応じて条件を設定して発行いたしますので、アンダーバーでございまして、市況がよくないりますと、さつきから先生おっしゃつてくださつておりますように、非常にハッピーではございまして、いい条件で、つまり発行者の負担が軽い条件で発行できる、こういう状況でございます。いまは幸いにして、この二週間ばかり市況がよくなつておりますので、確かに先生のおっしゃられるような条件が現在あるわけでございます。

〇竹下国務大臣 私は最近金融、いわゆる銀行といわず証券といわず新商品ラッシュ、こういう感じを率直に持つております。ワイドからビッグから、三菱のやりましたMMCでございまして、国債定期口座、それから国債定期口座と同じように今度は長国と金銭信託とを組み合わせた国債信託口座、そういうのが出てまいりますと、最近農業協同組合の方も見えなくなる、あるいは信用組合の方まで見えなくなつて勉強なさつておりま

す。この新商品を覚えるだけでも大変でございます。十万円ずつ、五人の孫がおりますので、三口ずつやって十五種類はこなせると思つて、この間孫を呼んで調べてみましたら、一つだけは百万単位だということになりますと、贈与税の関係があるからこれはだめだな、そういうふうな私なりに、肌で感じませんと覚えにくいものですか、勉強をしております。

確かに、発行形態が多様化して、しかもそれがそれぞれの金融市場の中で国民のニーズにこたえて新商品が開発されておるといふことは、監督官庁たる私が種類が覚えにくいとかいふ問題は別として、いいことだと率直に思つております。したがって、窓販が去る四月から長期利付国債で開始されて、そしてこれから中期国債と、ずつといくわけでございますので、そういう過程においていわゆる国債、これは管理政策というよりも、あるいは発行の多様化政策のようなことになるのかと思ひますが、それは絶えず関心を持つて勉強していかなければならぬ課題だといふふうに考へております。

○堀委員 そこで、そういう情勢の中で、しかしこれから一方では借換債の問題がそろそろ重要な段階に入ってくる、こういう問題があることは大臣も御認識のことだと思ふのであります。

私は、渡辺大蔵大臣のときに国債特別会計論というものをこの委員会でもやりまして、大蔵省で御勉強していただいておりますので、平澤次長は入りましたか。——ちよつと平澤さん、前へ来てください。平澤次長に入つていただいたのは、たしか法規課担当次長でございますね。

○平澤政府委員 そのとおりでございます。○堀委員 実は私が国債特別会計論をやつたときの一つの目玉は、要するに政府短期証券、蔵券と言つておられますけれども、現在は蔵券といふのはどういふために発行されているかといふと、税収その他の関係で財政調整の手段として発行されている。それはそれでいいのですけれども、私

は新たにこれから大量の国債が転換をしてくるときには、それに一々物を合せて処理することは現実的に困難だといふ判断をしておるものですか、短期国債といふものを発行することによつて国債借入れをうまくスムーズに調整できるようなしたらどうか。そこで、そういう意味での短期国債の市場をできるようなしていくということにすれば、借入れ問題にも大変いい。

もう一つあわせて私ちよつと伺つておきたいのは、いま為替の問題でもかまもなく日本は経常収支大変な赤字になる。それで頭を悩ませるような状態であるにもかかわらず、金利差の関係でなかなか円高にならない。さつきも大臣が二百三十七円とおつしやいましたが、われわれから見ると、いまの日本の全体から見ても、仮に安くても二百二十円、まあまあ適正な価格は二百円と二百二十円の間に限られておるといふのは、四十円に近い方に来ておるといふのはどこに最大の問題があるかといふと、金利差のために日本の長期資本がアメリカへ行つておる、さつきも申し上げた、これに関係があるわけですね。

そこで、保険部長に入つていただいているから、生命保険が最近外債その他を買つておる状態をちよつとお答えいただきたいのです。古い話はいいですが、八〇年ぐらゐから。八〇年、八一年、八二年、八三年は四月—八月ぐらゐで結構ですが、外国証券を一体生命保険はどのぐらゐ買つておるかといふことを伺つておきたいのです。

○加茂説明員 生命保険会社の海外投資につきましては、先生御承知のとおり資産運用の多様化によりまして運用利回りの向上を目指して行われてきておるものでございます。しかしながら、外国有価証券投資につきましては、カントリーリスクあるいは為替リスク等国内の投資とは異なつた困難な問題を含んでおるといふことから、その投資額を総資産の一〇％以内にとどめるように従来から指導をしております。本年の四月以降八月までの数字をとりあえず申し上げますが、その間の生命保険会社の外債投資額

は三千八百三十億円となつておまして、この結果、外債投資残高は二兆一千八百八十億円となっております。生命保険会社は、八月以降は外債投資を増加資産の一〇％台に抑える旨の自主的な申し合わせを行つておまして、この結果、八月の外債投資は六百六十三億円、対増加資産の割合は一・六五％。また、九月につきましては五百三十四億円、一〇・七％とさらに鈍化するものと見込まれておるわけでございます。

なお、先ほどから話が出ておりますけれども、生命保険会社は九月から十一月にかけまして満期二十年の国債を毎月二千億円ずつ、通常のシフト引き受けの上乗せとして引き受けることとしたしております。これは同期間におきます生保の増加資産の約二分の一に相当する規模でありまして、この間生保の余資はかなり減少し、外債の投資につきましては引き続き穏やかに推移をするものと見込んでおるわけでございます。

○堀委員 運用ですから、私は別に生保が外国証券を買つてよくないなんて思つてないのです。思つてないのですけれども、現実には日本の円が向こうに行つちやうといふことは、やはり円安に無関係ではあり得ないといふ点では、全体的な視野も含めて対応してもらふのが望ましいと思つておるのですが、その中でいまの二十年国債というのが、それなりに生保にとつても望ましい資金運用の対象になるということ、これは大変結構だつた、私はこういうふうな思つておるのです。

ただ、そういう問題も含めてでありますけれども、いろいろなところの資産運用の場所として、現在短期市場といふのはコールがあつて、手形があつて、現先があつて、CDがある。これだけなんですけれども、日本でもさつき申し上げた国債、大蔵省の短期証券といふものは、アメリカではT Bとして非常に権威のあるものであつて、これが短期市場の中心をなしておる。そういうものがないために、現先のようなものが出てきたといふ歴史的な経過もあるのじゃないかと私は思うのですが、どうも私も承知している範囲では、

理財局はこの短期証券は必ずしも反対じゃないと思ふのです。この前ずらつと皆さん並んでもらつたときに、一人ずつ聞いた覚えがあるのです。そのときに反対だったのは、当時の国際金融局長の加藤さんだけは、どうもそれはちよつと了解したいというお話がありました。加藤さんは主計局に長くいらして、財政年度主義といふことを非常に強くおつしやつておまして、私も財政年度主義はよくわかるのですが、一体財政年度主義といふのは、大蔵大臣、何のためにあるのかといふことなんですね、一つは、要するに、財政のけじめをきちつと単年度でつくれるという問題があると思ふのです。

もう一つ、特別会計は短期証券を年度越しで発行できる。これもいまの法律の定めで、糧券とか外為だとかは年度にかかわらず出せる、こうなつておるわけですね。だから私は、どうもそこところ少し入りまじり過ぎておるのではないだろうか。いまの歳券について出しておる、財政調整で出しておるものは一般会計が出すんだから、これは私は単年度主義の枠内で処理するというのが当然だと思ふのですが、名前を国債整理基金特別会計といふけれども、これは昔の言葉だからもうやめちやうと、国債特別会計といふすつきりしたものにすればいい。そうしてこの国債特別会計で、いまの償還表の問題もありますが、まあ国会からの要請でそうなつておるんでしようけれども、これは党内で詰つたことはありますが、これだけ多様化した国債発行をしているのに、その償還計画なんて話は過去の話であつて、これから先の話だと思ふないので、それはやはり償還はもろん必要であります。その償還計画を含めて大蔵省が責任を持てばいいのであります、そんな細かいことまで国会が関与できるものではないのでありますから。だから、そういう問題を離れて、国債特別会計がフリーハンドで市場の状態を見ながら、最も適切な商品を公募によつて市場に出して、そこで市場価格によつて物が処理されるという方向にする

ための独立性を国債特別会計に与えよう。特別会計でありますから、そこでは年度越しとかなんとかいうものは関係ないのであります。これは資産運用の問題であつて、財政プロパーの問題ではない、こういう認識なんです。山口主計局長は、官房長時代以来、私の国債特別会計論はよく理解できます、こう言うのですが、主計局長、偉くなつちやうとかなかなかあれなんです、きょうは担当次長の平澤さんから、私が言つておる財政単年度主義という財政の關係と、国債特別会計で出す蔵券というものが年度越しにいかうがどうしようが、これは国債の借りかえだとか発行だとか、その他の要するに現業部分の処理だから、外為、糧券と同じような性格のものを国債特別会計でやるのであつて、いまの財政単年度主義の蔵券はまた別です。財政単年度主義で財政調整のためにやるのは別個にやればよい、こういうふうには私は整理をしておるのですが、主計局としてはどういう認識に立たれるかを伺いたい。

○平澤政府委員 堀先生のそういう御構想につきまして、われわれ前からいろいろ伺つておりました、内部でもいろいろ検討しているわけでございます。いまの御構想で述べた通りになりましたように、弾力的に短期債も含めた国債を発行するということは、発行当局といたしましては金融の繁閑に応じて弾力的に発行できる、あるいはその発行する国債の身を長短いろいろなものにできるといふ弾力性があるという点で大変メリットがあるわけでございますけれども、片方、その財政の立場で考えますと、明治以来、財政単年度主義というものをとつておりまして、この単年度主義というものは御指摘のようにいろいろ硬直的な面はあるかと思ひますけれども、財政の節度を保つ上ではきつて有効に機能しているわけでございます。したがつて、いま先に申し上げましたようなメリットと、後で申し上げましたようないろいろな単年度主義に伴うメリット、この二つを、ではどういふふうによりよく調和させていくかというところ

に私は検討を要すべき問題があるんじゃないかと思つておるわけでございます。

○堀委員 竹下さん、ここで私は、あなたの政治家としての真価が実は決まるところだ。それはどういふことかという、私がすでに前段で言つたように、糧券、食糧証券というものはどうして出すのか。要するに物と見合ひになつてくれるわけでしょう。外為券も、ある意味では金ですけれども、それと見合ひになつておる。それから私が言つておるのも、国債を買ふための、国債との見合ひになるわけですよ。短期債で出すけれども、それで長期債を処理するための、言うなれば引き当てとしてのものなんだから、これはリンクしているわけですよ。いまの糧券、外為券それから国債特別会計、蔵券というのはリンクしてつていっている。いまの片方の、これまで出しておるものは、税収とかいろいろな財政運営上の繁閑、そういうものの調整のために出しておるのだから、あくまでこれは財政の部分なんですね。だから、そのところは、名前が同じだから問題があるのなら、大蔵省証券と国債短期証券と名前を変えればよいと思ふのだ。名前を変えたつてちつとも構はないのであつて、要するに私が言つておるものは、質の違ひで、そして――私も最初に言つたように、財政単年度主義はけじめをつけるために必要だと思つておるわけですよ。財政単年度主義を崩せな、んというところは一回私は言つてないのだ。しかし、それは別のものをもう一遍考えたらどうかと言つておるのに、何だかどうもそれが入りまじるようなかつこうで問題が発展しないというのは、今後重要な問題だと私は思ふ。

と、いま重ねておつしやいました日本の単年度主義というものの相違で、私もいままでの堀構想の中でいささか誤解しておつたのは、TBも食糧証券も同じ扱いというふうには実は理解しておりました。それが、それは明確に分けてあるわけですね。したがつて、いわゆる短期国債ということになるのでございまして。そういうものの発行については勉強しなければならぬ問題だ。が、これがまさに一年というふうなことになるものと、他の金融機関との競合というふうなものも出てくる問題ではないかというのを考えました場合に、いろいろな勉強をしなげら、なおいま結論が出ておる問題ではございませぬ。

ト九十日程度のものならちつとも構わない。九十日あつて資金を集めますと、それによつて次の問題の処理をするのにつなげるわけであつて、九十日、九十日とつないでいけばいいわけですよ。だから、私の考えは一年国債の話ではないのです。一年国債といふのは全然別の、いわゆる中期国債のうちだと思ひます。一年、二年、三年というのは中期国債のうちですが、私は必ずしも一年国債を出さなければいかぬと思つてないのです。短期国債で、要するに国債特別会計の資金繰りを容易にするによつて、借りかえ期のギャップを出てくるものを調整しようというだけですから、そこはひとつ竹下さん、十分理解をしてほしい。そうして、これはやつたらすぐ間に合うようにならないのです。だからひとつ時間を限りたいと思ふ。あなたが永久に大蔵大臣をするわけじゃないのだから、少なくともうちに短い期間に、あなた方これに対してしっかりと勉強して制度をちゃんとつくりつて、そういうものが動き出したら、これからの大変な借りかえにスムーズにいけるのであつて、そんな直前になつてやつたつてなかなかうまくいきませんから、ひとつ竹下大蔵大臣が決断をしてきた制度、これは日本のそういう経済運営上には非常に大きな問題だと私は思ふので、ぜひひとつその点は大蔵大臣の賢明な決断をお願いをしておきたいと思ひます。時間は拘束をいたしません。

○堀委員 ちよつとそこは認識が違ふのです。私が言つておるのは、一年国債の話は全然関係ないのです。大体サイト九十日でいいのですよ。長いものを出すとほかのところと競合しますが、サイ

その次に、公定歩合を下げる公定歩合を下げるという議論がしよつちゅう出てるのです。私がこの前、やはりいまの短期市場問題と公定歩合の關係の話を日本銀行の前川さんに来ていただいてやつたのは、大蔵大臣も御記憶のとおりであります。四月二十六日でありましたかな、やつたのは御記憶のとおりなんです、調べていてちよつと銀行局長に伺ひたいのは、実は私はかつて大蔵委員会で歩積み両建て問題というのをずいぶんやつておつたのです。よく御承知だと思ひます。最近ちよつと歩積み両建て問題というのをやらなくなつておる。それは、いまは資金が余裕がある。資

金がタイトなときには、貸し手の方が強くて借り手が弱いものだから、当然そういうことが起きやすかったのだが、ここまで資金が緩んできたなら、普通ならそういうものは余りないのだと私は思っておった。いろいろな関係者の話を聞いてみると、やはり現実には歩積み両建てはありますよ、こういう話なんです。はあ、こういう経済情勢で、要するに借りてくださいうういふことになっていて、なおかつ両建てや歩積みが要求されているのはどういふことかな、こう思うのです。

銀行局長、どういふ調査方法をとっていただくのがいいのかよくわかりませんが、これを一通調査をしていただきたいと思います。それで、私は大きなところがそうやっていても思いませんが、やはり公平という意味で都銀から信用金庫まで、何らかのサンプル調査によって、歩積み両建てが現状でどういふふうになっておるのかをちよつと一通調査をしていただきたいと思います。ことをぜひお願いをしておきたいのですが、どうですか。

(大原) (一)委員長代理退席、委員長着席
○宮本政府委員 歩積み両建て問題につきまして、はもう二十年以来の話でございます。私も行政上の大変大きな重要課題として取り組んできたわけでございます。つきましては、調査の問題は、もうすでに毎年一回やっております。この五月で調査をいたしましてまたことしの結果も出るようにでございますので、早速御報告をいたしたいと思っております。

いま先生御指摘の歩積み両建てにつきまして、私も私どもの指導いたしておりますのは要するに過当な歩積み両建てでございまして、一般的に経済、金融の取引現象といたしまして、アメリカではコンペと云いますか、そういう歩どまりみたいなものとか、それは取引上必然的に出てくる歩どまり、あるいは担保などを、当然担保権の設定などございました上で納得ずくでとっているものもございまして、そういう点におきましては過当な歩積み両建てというのはいふん減つてきてい

るのじゃないか、私はこういうふうには思っております。

○堀委員 いまのはこういうことだと思つていふのです。要するに、担保をとつていけば、大体必要な担保をとつていふと思つたのに、拘束預金があるということがどうも多いようですね。そこらのところ。

私は、いまの通念上の問題は確かにあります。やはり金融が緩んでいるときとタイトなときで、通念が変わつていふんじゃないかと思つたのです。タイトなときの通念をずつと持つてきて、当然これだけやれといふのもおかしい話でして、要するにそこらを含めて繁閑期に応じてそういうベイスは多少は移動があつてもいいんじゃないか。小さい企業はやはり借り入れ以外に資金調達の方法がないので、これからベンチャービジネスなんといふものが出るけれども、成長ビジネスなんといふものが、そうでない一般の小企業はなかなか資金調達ができません。どうも見ていけると結構そうなつていふことのように見えます。少しそこらを踏み込んだらどういふことかと調査をお願いします。

○宮本政府委員 きょう改めて御指摘のあつたことにつきまして、十分金融界にも伝えたいと思つた。調査は、いまを含めた意味で五月にいたしましたものを御報告申し上げます。

○堀委員 それから、時間がないのであちこち急ぎますけれども、私も、予算の問題を見ておりまして、国庫債務負担行為というものがずつとあるのです。国庫債務負担行為というものは、かなり前の年度にすでに契約をやつて、資金がどこかの年度で頭を出す、こういうやつこのものになつていふのです。

それで、ちよつと資料をつくつていただきまして、八十八年度は、五十六年度予算額四十六兆七千八百八十一億、うち国庫債務負担行為の歳出化分が一兆四千三百五十七億と云ふことで、これの中心として五十二年度が四百七億、五十三年度が千二百六十九億、五十四年度が二千五百五十二億、

五十五年度が七百八十三億、五十六年度が二千九百四十六億で、合計して一兆四千三百五十七億円になつておる。こういうことで、これは主計局からいただいた資料だから間違いないと思つたのですが、私も見ますと、マイナスシーリング問題といふものと国庫債務負担行為の関係といふのはどういふことになつてくるのだろうかといふことなんですね。これはだんだんふえてきていふのです。五十六年度が一兆四千三百五十七億、五十七年度が一兆五千三百四十五億、五十八年度が一兆七千九百五十七億。私は本当はもうちよつと先まで知つた。五十九年度になつたらこのういふものは一体幾らになつていふのか、六十年

度幾らになるのかといふのも知つた。六十年のういふのが、きょうお願いした資料ですからこゝまでいふのですが、これだけで見ても、五十六年と五十七年では少なくとも一億違ふ、五十七年と五十八年では二千六百億くらい違ふといふことであつてきていふわけですね。特にこれで見ると、五十八年度は五十七年の八千九百九十二億と云ふのが一番大きなあれで、繰り越しになつていふ。そうすると、五十九年度予算はすでに頭から国庫債務負担行為として予算化しなければいかにぬものがあるだろうと思つたので、ちよつとそれを答えてくれませんか。この資料で計算したようにトータルでいふと、過年度のしりが来るわけですから、五十九年度は予算編成の根拠の中の中に債務負担行為の歳出化といふのがほんとにあるに決まつていふので、それは一体幾らなのか、ちよつと答えてください。

○保田政府委員 申しわけございませんが、ちよつと手元に資料を持つてまいりませんでしたので……

○堀委員 次の委員会でも、法案審議の前にそれじや一回報告をしてください。

大臣、この問題は非常に重要な問題だと私は思つていふのです。要するに、国庫債務負担行為といふのは、マイナスシーリングとの関係ではどういふことになつていふのかといふことですね。表

へ出る予算だけは今度はマイナスシーリングだといふ話になつていふけれども、債務負担行為にいつてはどうしていふのか。これはもう御自由にど

んどんおやりくださいと言ふのなら、国民にすればいふんひひ話です。債務負担行為で先食いつてしまつた方が得だといふことになつたら、これは既定事実で、予算の中に何年先の既得権をある年度に決めちやつて取るといふことになれば、いまの財政をシーリングだなんだといつて押さえていふ過程の中で、これこそまさに聖域だと私は思つた。こんな取り扱いは、非常に重要な案件ですから、次の予算委員会では党の立場でやらしてもらつておつておられますけれども、こんなことはこれからの財政運営上、特に五十九年度予算なんといふのは大変問題があると思つたので、大蔵大臣にひとつ御答弁をいただきたい。

○竹下国務大臣 国庫債務負担行為、典型的なものとしては公共事業関係費あるいは航空機の調達等に関する二年以上かかるものとかいふような経費がございします。したがつて、後年度の国庫負担となすべき契約を締結してもよろしいという権限を付与するといふことになるわけでありまして、したがつて、後年度負担をある意味において義務づけるわけでございします。毎年度の予算編成においては、翌年度以降の予算編成を過度に圧迫しないような配慮、これは十分考えながら今日まで計上しておるわけでございします。

国庫債務負担行為の歳出分が歳出総額に占める割合はここ数年三〇程度でございします。特に歳出の硬直化要因にいま直ちになつておるといふことは言えないんじゃないか。がしかし、私自身も考えまして、国庫債務負担行為といふものの権限は付与されるわけでありまして、とにかく大きなり小なりそれは後年度に影響を与えることは事実でございします。そこにはまた予算の単年度主義の問題との矛盾とか、これはあるいは古く新しい問題として議論されておるところでございしますけれども、どうしてもその調達にある種の年限が

かかるというものはやむを得ないものである。それが国際取引に基づくものというようなものも確かにございます。がしかし、予算編成する側に立った場合は、できるだけ後年度負担というものをしわ寄せしないような配慮はいつでも加えて、これに対応していかなければならぬ問題だというふうに思っております。

特に、私自身、党におるときでございすけれども、その間に入りながら、景気対策として五十七年度の補正で二兆七億でございましたか、その中のある部分がこの債務負担行為だけでございす。予算総則で書くわけではございすけれども、そのときにも実は私自身ある種の矛盾を感じながら、しかし言ってみれば、そういう真水がない場合は後の真水に期待するしかないというような気持ちで、当時は大蔵大臣は渡辺さんでしたから、頼んで踏み切っていた。しかしその際にも、やはり後年度負担ということに大きな精神的なかせを、ある程度感じておったことは事実でございす。

○堀委員 財政が伸びていくときは、私はそうやかましいことを申し上げる気はないのですよ。しかし、前年度比でマイナスにするというときに、これだけはそれに関係なく出てくるというのは、これは量の話よりも質的にどういうことになるのかというように、大変大きな疑問を持つておりますので、そこを含めて一遍十分この問題については御検討をいただきたいと思うのです。

それから、長いことお待ちいただいておりましたけれども、あとちょっと税の問題をこれから少し伺います、十分間ありますので。
ちよつと急だったので、準備が整ってないのですけれども、現在法人税で各種の引当金、準備金、その他法人税法に書いてあるものと租税特別措置法にあるものとがあると思うのです。私は、これは広い意味で言いました国が民間に対する補助を与えておる、こういう認識なのです。税の上での減免というのは、裏返せば、本来税金を払うべきものを払わないでいいというのは、補助金を与

えたと同じことなのです。ともかくもいまのこういう大変厳しい情勢の中でもあるし、諸外国との経済競争の中で貿易摩擦その他いろいろな問題が起きてくるときに、日本政府はどうも企業に対してフェアを与えて、そういう保護政策によって公正競争でない貿易のあれをやっておるという意見が非常に強いわけでありす。臨調の皆さんのような民間大企業の方は、これにはそうお触れになる気はないかもしれませんが、私どもの立場からすると、国際的に公正競争ということを保証するためには、この種の補助金は原則的に漸減してゼロにする、一遍にやめるというのは無理かもしれせんが、短期間に漸減してゼロにする必要があるのではないかと、私はこう思っておるわけす。制度の違いもいろいろあると思ひますけれども、退職給付引当金一つ例をとってみると、主税局長、アメリカ、イギリスには退職給付引当金という制度はありません。

(委員長退席、中西(啓)委員長代理着席)

○梅澤政府委員 税法上、たゞいま御指摘になりました引当金の制度は、御指摘になりました国の税制にはございせん。

○堀委員 きようは時間があれですから詳しくはあれこれ伺ひませんけれども、主税局として、諸外国にはないけれども日本だけにある、そういう式の引当金は、残つておるものでどのくらいあります。

○梅澤政府委員 余り時間がございせんので、かいつまんだ御説明をすることを御許し願ひたいわけでございますが、たゞいま委員が御指摘になりました法人税法上の各種の引当金、準備金でございますが、われわれ日本の税制上では、この引当金と準備金というのとはかなり性格を区分して考へておるわけでございます。引当金と申しますのは、法人税法上当期の損金になりますのは、減価償却費を除きまして当期に債務を確定したものでございすけれども、特に将来の債務にかかわるものにつきましては、ごく限定的に所得計算上引当金を認める。法人税法上で認めております

のが引当金でございす。一方、準備金と申しますのは、御案内のとおり企業会計上はむしろ利益留保と申しますか、利益処分にかかわるものでございまして、特別の準備金を租税特別措置で認めておりますのは、これはむしろ一定の租税政策を遂行する上でのいわば政策税制として、私どもは区分して考へておるわけでございます。

たゞいま御指摘になりました退職給付引当金につきましては、主要諸外国を見まして、ドイツにやや似た制度がございす。私どもの考えといたしましては、実は退職給付引当金と申しますのは企業の従業員に対する退職後の所得保障と申しますか、政策といたしまして、わが国の場合はむしろ退職時に一時的に退職金として引き渡す制度が慣行として非常にあるわけでございます。諸外国におきましてはむしろこれが企業年金として、社会慣行として形づくられておりまして、税法上も、企業が企業年金に對して掛金を払ひます場合は、原則として損金として認めておるわけでございます。したがひまして、退職給付制度が諸外国であるかないかというのが、税法上わが国の税制が諸外国に比べてその分だけ公平性を欠いておる、あるいは企業に過大にフェアを与えておるという観点の御指摘は、私どもはそのまま首肯することはできないわけでございます。

ただ、税調の五十八年度の税制改正の答申にも述べられておりますように、現在の退職給付引当金は、企業の所得計算上合理的な制度としては認められるけれども、その繰入率については絶えず見直さなければならぬということ、私どもも近年、五十六年でございまして、この繰入率の引き下げを行つておりますし、累積限度の引き下げを行つておりますし、引き続きこれは検討しなければならぬ。

(中西(啓)委員長代理退席、委員長着席)
それから、最初に委員が御指摘になりました引当金は、現在わが国の法人税法上六つございす。そのうち各国に共通して認められておりますのは貸し倒れ引当金でございす。退職給付引当

金につきましては、先ほど申しましたように企業の賃金慣行が違ひますので、これに類したものはドイツだけにしかない。あとの四つにつきましては、原則として諸外国にはあるいは認められていない制度であるかもしれません。

ただ、もう一つ付言したいのは、わが国の場合は近年とみに、諸外国に比べまして、企業会計と税制上の所得計算をかなり連続してきつと並べるかつこうで行われております。諸外国の場合はそういう引当金が認められておりませんかわりに、各種の償却とかいろいろな意味でその国その国の実情に即して、企業の所得計算上、いわば財政上日本にないようなフェアを与えておる面もございすので、やはりこれはトータルとして物事を判断しなければならぬのではないかと、いふうに考へております。

○堀委員 大蔵大臣、いまの五十八年度の税制調査会の答申どおり、確かに理屈はあるのです。しかし、日本も退職金の時代から企業年金時代に移行しつつあるわけす。これは主税局が国税庁からわからないけれども、実際に退職給付引当金が積みまれて、退職金は一体どのくらい払つてきているのか、そういうのは資料としてお持ちなんでしょうか。何も特定企業を言うわけじゃないけれども、何かのサンプルをとつて、それは一体どうなのか。私から見ると、ずいぶん内部留保に結果的に回つておる。実際には退職金をそれだけ払つていないけれども、あるルールで積める分をやつて引き当てをやつておるのだというものが相当にあるから、いまの見直せという話があるのさへくつについて、税制調査会でも出ているのではないかと、これは事実関係をわれわれも承知しなければ正確な議論ができせんので、ひとつサンプルでも何でもいいですから、実際に十年なら十年間にわたつてどれだけ引当金で処理をし、どれだけ退職者があつて退職金を出したのか、そういうデータを当委員会に提出していただきたいと思うのです。
あわせて、ともかくもいまの情勢は、国税庁が

「民間給与の実態」で出しておるのを見ると、サラリーマンは九二%、事業所得者は三十七%、農業所得者は一二%というのが最近出てるわけでございます。何としてもこの問題については、減税をちゃんとやらなければいけませんけれども、税は公平が大変重要なでありますので、税の公平を損なわないように、今後ともひとつ大蔵大臣が善処していただくように要望いたします。それについてのお答えを承ります。

○竹下国務大臣 これは、各国は各国の抱える特別な事情によりまして税制をいろいろされておるわけでございますので、いま議論の出でおります退給でございますかとあるいは貸し倒れもその一種でございますが、とにかくこの問題、税制調査会でも、五十八年度税制に対する答申の中でも御指摘いただいております。そして、そういう問題がえてまいりますので、現在、私は不公平そのものが現実このように存在しておりますというのを申し上げるわけではございませんけれども、不公平感というものが存在していることに対しては、納税環境の整備とかそういうことから、きちんとした対応を不断に努力しなければならぬ課題だと認識をいたしております。

○堀委員 大蔵大臣、結構です。

梅澤さん、答弁あるならひとつどうぞ。

○梅澤政府委員 ただいま委員が御指摘になりました資料につきましては、国税当局と協議いたしました、なるべく御意向に沿うような資料を提出したいと思っております。

それから、もう一言補足させていただきます。わけでございますけれども、現在の退職給与引当金の制度は、企業と従業員との間の労働協約等によって一定の条件、つまり、企業として退職給与債務を確定的に引き受けたという条件のもとに引き当てを認めておりますので、引き当てが行われて現実退職給与債務が履行されていないということとは、事実問題としては考えられないということだけは付言しておきます。

○堀委員 退職給与引当金は、大企業は別ですけれども、本来なら外部に積み重ねなければいけません。と思うのです。企業内に内部留保のようななかっこうで置いておいて、自分のところで勝手に使っている、それでそれは債務の引当金です。話がつかないので、ルールとすれば、労働組合と協約してやるのなら、外部に積み重ね、そして処理をするのなら、会社がつぶれたって退職給与はもたらえるわけですので、少なくともそういうような担保をちゃんとしない内部留保のために手をかしているというところは、私は税の公正から見て望ましくないと思っております。税制調査会がこの問題を含めてひとつ検討していただきたいと思っております。

○梅澤政府委員 ただいまの委員の御意見につきましては税制調査会に御報告申し上げますが、これも私どもの立場から一言補足することを許し願いたいわけでございますけれども、退職給与引当金の外部積み立ての議論は従前からございまして、むしろこの問題は、労働者の退職金債権の保護をどう考えるかという問題でございまして、ただ私どもが承知している限りでは、外部引き当てになりまして、どういたしましてそのフアンドの利回りが低くなります。そういったしますと、退職金の支給水準そのものに影響するという問題もございまして、これは企業側のみならず、従業員、労働組合の方も、外部に引き当てることについてはいろいろ議論があるというのを従来から聞いておるわけでございます。私も税制当局といたしましては、その点も考えまして、すっきりした制度になることはむしろ非常に歓迎すべきことではございますが、従来からそういうむずかしい問題があるということだけは御承知おき願いたいと思っております。

○保田政府委員 先ほどの数字をお答えいたします。五十九年度の要求の中で過年度の国庫債務負担行為の歳出化額一兆六千四百六十六億、それに見合います五十八年度の予算における過年度の国庫債務負担行為の歳出化額は一兆五千四百二十九億、したがって千三十六億の増、こういうこととでございます。

○堀委員 ありがとうございます。

○森委員 午後一時より委員会を再開することとし、この際休憩いたします。

午後十一時四十三分休憩

午後一時開議

○森委員 休憩前に引き続き会議を開きます。国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柴田弘君。

○柴田委員 大臣、どうも御苦勞さまで。大臣への質問は最初の方二、三問ですから、言いますから、どうぞまた適当に御退席いただいで結構でございます。

そこで、最初に、今回の統合法案、厚生省にお尋ねをしておきたいわけですが、私は、年金の将来のビジョンといいますが年金制度のあり方、特に具体的な内容といいますが現在の段階においてまだはっきりと示されていない、こういうふうな思っているわけでありまして、今日、御承知のように厚生年金、国民年金、両年金を初めとして各種の共済年金、三種八制度に分かれていたわけでありまして、今後の公的年金制度のあり方については、各方面でいろいろな議論が行われているわけでありまして、国民の年金制度に対する関心の高まりあるいは将来に対する不安感があることもまた事実であるわけでありまして、こういって、厚生省は年金制度基本構想懇談会を設置いたしました、年金制度全般にわたる研究を進め、昭和五十四年四月、「わが国年金制度の改革の方向」と題する答申を行ったわけでありまして、そして今回、昭和五十七年七月には、大蔵省が共済年金制度基本問題研究会、厚生省が社会保障長期展望懇談会、あるいはまた臨時行政調査会が打ちそろって

年金制度の一元化の問題、あるいは給付水準の問題、保険料の問題、これら内容とする答申、意見書等々を出しているわけでありまして、しかし、どれを見ましても、確たる将来の年金制度のあり方、その内容等がいま一つ明確であるわけでありまして。

厚生省にお尋ねするわけですが、一体、将来年金がどうなるか、その展望、特に具体的内容についてのビジョンというものを伺いをしておきたい、こういうふうに思います。

○山口説明員 ただいま御指摘がありましたように、年金の将来のあり方をめぐりまして、御指摘いただいたようないろいろな御提案がございまして、また、七月には、私どもの専門審議会でありまして社会保障審議会の厚生年金保険部会から、次期制度改正に向けての基本的な考え方というものを御意見としていただいたわけでございます。私どもは、その御意見等を踏まえまして、現在、五十九年に大きな制度改正をしたいということで準備をしている最中でございます。

したがって、まだ私どもの具体的な構想をお示しできる段階にはございませぬけれども、基本的には、私どもは、わが国が高齢化を控えまして大変な時期を迎えるわけでございますので、そういう時代になっても、長期的に安定した年金制度にしていく、そのための基盤を整備するというのが第一の課題であるというふうに考えております。

それから第二には、年金制度というのは社会的な連帯というものが基礎になっておりますので、年金制度間あるいは受給者間、世代間、そういった間において公平な制度でなければならぬという観点から、制度全体整合性のとれた公平な制度にしていくという基本方針のもとに、現在鋭意検討を続けているところでございます。

○柴田委員 私は、今回の四共済年金の統合に際しては、公的年金制度全般について統合のスケジュールを示す必要がある、こういうふうに考えております。政府は、昭和五十七年、昨年ですか、

五月二十四日の閣議で、一応の大まかなスケジュールを示しているわけであり。しかし、その内容について、一体中身、統合された姿というのがどうなるか、厚生年金を含めたこういった全体的な考え方について、明確かつ具体的な内容のある、全体的な総合スケジュールというものを確立をしないといけない、こういうふうにお考えになっているわけですが、この辺はどのようにお考えになられているのでしょうか。

○山口説明員 たいま御指摘いただきましたように、政府といたしましては、今後の公的年金制度の改革の進め方につきまして、行革大綱におきましてその基本方針を明らかにしております。たびたび御紹介になったところでございますが、簡単に申し上げますと、第一段階としては五十八年度、今年度において地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図る。それから、たいま御審議をいただいております国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度との統合を図るというのが第一段階でございます。

第二段階に、高齢化社会の到来に備えます本格的な制度の見直しということで、年金制度の一元化を展望しつつ、制度全般の見直しを行い、五十九年から六十年にかけて、まず第一に国民年金、厚生年金、船員保険の関係整理を図る。それとあわせて、共済年金についても、その改革の趣旨に沿って関係整理を図る。

第三段階といたしまして、昭和七十年を目途に、年金制度全体の一元化を完了させるというスケジュールを、一応おおよその段取りとして持っておるわけでございます。

このスケジュールから申し上げても、まず五十八年度において予定をされております問題について決着をつけるというのが第一でございますが、今後の公的年金の改革の方向を明らかにする意味でも、第二段階の、私どもが五十九年に予定をしております厚生年金、国民年金の制度改革をどういう方向でどういう内容のものにしていこうかというところが、今後の公的年金制度改革の方

向を決めるものだというふうに私どもも考えております。

そういう意味で、いま私どもが検討しております厚生年金、国民年金の具体的な構想が明らかになつてまいりますと、この改革の方向というの相当程度明らかになるものと思いますが、先ほど申し上げましたように、いま一生懸命やっている最中でございますので、具体的なことは申し上げられませんが、若干触れさせていただきますと、先ほど申し上げました専門審議会である厚生年金保険部会から、次の改正の大きな課題ということで三点御指摘をいただいております。

私どももそれに沿って検討をいたしておりますので、ちよつと御紹介をさせていただきますと、一つはいまの年金制度の体系、先ほど御指摘ありましたように三種八制度でばらばらでやっているこの姿を、公的年金制度全体の整合性を図るという観点から再編成をしていくべきだという御意見でございます。その場合に、各制度に共通をした給付を導入する。俗に言いますと基礎的な年金とか言われておりますけれども、そういうふうな考え方から従って再編成をしたらどうかという御示唆をいただいておりますので、そういう問題に対してどう対応するかというのが一つの課題だと思っております。

それからもう一つは、婦人の年金問題にも関連をいたすわけですが、いまの年金の制度体系あるいは水準のあり方、いわゆる個人単位の年金と世帯単位の年金、各制度によつてばらばらでございます。この辺のところを、婦人の年金問題あるいは年金の水準等との関連も見ながら整備をしていくべきではないかというのが第二番目の問題でございます。

それから三番目に、結局若い人たちが高齢者の生活保障の安定を図っていくということでございますから、その間にほどほどのバランスがとれたものでなければなりません。そういう意味で、給付と負担のバランスがいまの制度で果たして将来ともいいのかどうかという点については、見直し

が必要ではないかという御指摘をいただいておりますので、年金の給付水準、将来の負担のあり方にかかわる問題でございますけれども、この問題が第三番目の課題でございます。

そういった大きな御指摘をいただいておりますので、その御意見も十分踏まえまして、そういった問題について今度の五十九年改革の中で何とか具体的な方向を出していきたいということで、いま作業している最中でございます。

○柴田委員 いずれにいたしましても現在作業中でありまして、今回のこの共済年金統合法案が提出をされる今日の段階においては、まず確たる中身があるわけじゃない、こういうふうに思うわけであり。

大蔵大臣に質問いたします。本委員会においても、再三にわたつて大臣も答弁してみえるわけですが、今回のこの年金統合法案は、年金全体にわたつてどのような位置づけがなされるものであるか。大蔵大臣は、やはり年金統合の第一段階である、このように御説明なさつて位置づけをされているわけでございます。とするならば、先ほど来私が申しておりますように、全体の年金体系という将来の構想、全体の年金の考えがあつて今回の法案提出、こういうことならばこれは話がわかるわけであり。また国民も安心するわけであり。ところが、今回そういった全体像も将来像も確固たるものがない中で唐突に出てきたというような措置がなされたところに問題がある、私はこういうふうにお考えになっているわけであり。今回の統合が制度再編成の第一段階であると位置づけるのであれば、再編成後の年金体系その他制度の具体的な内容が関係者に示され、合意されたものでなければならぬということも言うまでもないわけであり。それが今日まで政府によつて示されていない。先ほど来厚生省から御答弁をいただいたように、五十九年度には大きな制度改革をやるわけであるけれども、現在の段階ではまだ示されていない、まことに遺憾である、このように私は思うわけであり。大臣のお考えはいかがでしょうか。

がでしようか。

○竹下国務大臣 いまの御指摘は、この法律案を提出するに至つた間の二つの審議会でも、そのような御指摘が正式にあるいは懇談という形の中で出てきたポイントの一つであつたと思ひます。

振り返つてみますと、五十七年九月二十四日の閣議決定というのがございまして、これで「年金問題担当大臣を指名するものとする」ということから、この年金問題担当大臣のもとでいわゆる長期ビジョンがこれから検討されるわけであり。そうしてその次は、経過的に見ますと今度は五十八年四月一日の「公的年金制度改革の進め方について」、これは関係閣僚懇談会の決定でございますが、これにも、たびたび申し上げておりますように、いわば三段階、こういうふうな考え方が申し述べられておるわけであり。そしてもう一つが、今度は五十八年五月二十四日というのですか、これが昭和五十八年度において次の措置を行うということ、それからいまも御議論になつておりました五十九年から六十一年にかけて行うべき措置、そして三番目が、最終的に七十年をめぐって公的年金制度の全体の一元化を完了させるという具体的な方策が示されたわけであり。その中で二つございまして、五十八年度において措置を講ずるべき問題の地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図るという問題につきましては、前国会で議決していただいた。そうすると、まさに五十八年度において行うべき措置というのが、いま御審議をいただいております法律案であるというふうに位置づけができるではないかというふうに考えるわけであり。したがつて、いま柴田さんがおっしゃる、将来の方針が示されて、その一環だという形の方が素直じゃないかという御議論は、私としてもそのままたちようだいすべき議論だと思つております。この二つの審議会の経過を見ましても、しかしながら、やはり第一段階として急ぐ問題であるからというので、ある委員会は中間報告をもつていわば

答申にかえてやろうというような配慮がなされたのも、言ってみればいま厚生省のお方からお話がありました一つの連帯意識というようなものがある、そういう審議会でいささか草々の間と言われるような間にもかかわらず答申がいただけたゆえんのものではなからうか、こういうふうに思いますので、御趣旨の、まずビジョンが示された後提出さるべきであるという御議論は、私はそのままたちようだいというお話を、そういう経過的な審議の過程の中で第一段階としての位置づけが行われておるといふ認識で御理解をいただければ幸いである、このように考えております。

〔委員長退席、大原（一）委員長代理着席〕

○柴田委員 今日までの経過、つまり統合法案が提出されるまでの経過を見れば、年金が将来どうなるかという確固たる展望もないまま提案されたものであるということは一目瞭然でないかと私は思っております。これはずっと私、申したいきますので、お聞きいただければ結構であります。

政府は、昨年の九月二十四日、今後における行政改革の具体化方策を閣議決定し、その中で、年金一元化の第一段階として国家公務員及び公共企業体職員の間共済組合を統合することを決めた。この閣議決定は、臨調の基本答申を受けて行われたものとはいえず、共済組合に関する公的諮問機関である国家公務員共済組合審議会及び社会保障制度に関する公的諮問機関である社会保障制度審議会の議を経ないでなされた決定であったということでもあります。

それから、このように年金一元化の具体的内容が政府によって示されず、また、関係者の合意もないまま行われた閣議決定であったために、国家公務員共済及び公共企業体職員共済の統合について諮問を受けた国家公務員共済組合審議会は紛糾をいたしました。

まず、公共企業体共済組合に審議会が設置されていない事情から、諮問を受けた国家公務員共済組合審議会は、公共企業体労使の出席をも求めて意見の調整を図ったが、今後の公的年金制度のあ

り方について政府の方針が明らかでないこと及び三公社の経営形態の問題等不明確な点が多く、結局、同審議会は、国鉄共済の破局を回避するための救済措置の必要性についてのみ認識を得たにすぎなかった、こういうことであります。

また、この問題について諮問を受けた社会保障制度審議会は、この政府の方針についてはきわめて厳しい指摘をしている。

すなわち、一「今回の諮問を公的年金制度の再編・統合の第一段階として位置づけていることは、甚だ理解に苦しむ」。

二「本審議会は、長期にわたり安定した国民皆年金体制を確立するために、既に再度にわたり公的年金体系に関する新しい全体構想について建議を行つたところであるが、政府は、これら建議の意図するところを踏まえて、早急に公的年金制度の将来の在り方の具体策を改革の手順を含めて明らかにするよう強く要望する」として、これまで政府の年金改革への努力が不足していたということを描いている。

国鉄共済問題については、かなり以前から予測されていたこととして、三「今日まで国の責任にも触れた具体案が提示されていないことは遺憾であり、さらに国としての格段の配慮が望まれる」としている。

こういうわけでございまして、いまお話がありましたように、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる、こういうことを政府は決めているわけでありますが、年金一元化の具体的内容は明らかにされていない。これは事実であるわけでありまして。

ですから、今回の国家公務員共済、公共企業体共済の統合法案というものは、政府の言うような年金一元化の第一段階として位置づけるものではなく、あくまでも国鉄共済の破局を回避するための救済措置であり、社会保障制度審議会も指摘するように、国鉄共済が破局に至る原因として国の責任があるならば、当然国の責任にも触れた救済策が講ぜられなくてはならない、こういうふうに

私は考えているわけでありますが、この辺、再度大巨恩縮ですが、御感想を承って、退席していたら結構でございます。

○竹下国務大臣 確かに制度審それから国共審でございまして、二つとも厳しい御指摘を審議の段階にいただいたことは事実でございます。さはさりながら、二つの審議会がやはり答申をしていたのだというところは、事ほどさように、第一段階としてウエートは国鉄共済の救済という方にかかっているという御議論がたたくさんございましたもの、それを含めて、法律案を国会に提出するまでの手続はせめてきちんとしてやろうという配慮が、あるいはお集まりになった審議会の先生方の中にある種の連帯意識として出たからこそ答申がいただけたものじゃないかな、こういうふうに受けとめております。二つの審議会の御答申の中身、率直に申し上げてこのような指摘を受けるのはもつともだと思ふ点もございましたが、それ以上に、お互いの連帯意識というものが審議会の答申を出していただいた一番のポイントじゃないかというふうな受けとめまして、そこで、その答申をいただいた後、諸手続を終えて前国会、九十九国会に御提出申し上げ、継続審議になり、この九十九国会でいまのような御審議をいただいているという歴史的経過というものは、それなりに御理解をいただかなければならないと私も、いささか答弁長くなりましたが、苦衷を訴えて御審議をお願いしなければならぬ背景であるというふう

に理解をしておるところであります。

○柴田委員 いま大臣から答弁ありましたが、私としてはやはり今回のこの統合法案は、年金一元化の第一段階として位置づけることはできない。あくまでもこれは国鉄共済、そのための一つの便法にしかすぎない。もしそう言うならば、確固たる将来ビジョンというものを、具体的な中身を伴ったものをつけ添えて提出していただければいい、こういうことを申し上げるわけでありまして、まさしくこの点が大臣と議論の食い違ふところである、こういうふうに思うわけでありま

す。この点は特に強く指摘をし主張してまいりたい、こういうふうに考えているわけでありまして。そこで国鉄にお聞きをいたします。今日国鉄共済が危機的な状況に陥つた原因でございまして、これは私もなりに考えているわけでありまして、かつて国鉄は、昭和初期から太平洋戦争に至るいわゆる戦前、戦中期において、国の戦時体制強化に伴う輸送力の増強によって職員を増員を余儀なくされ、また満鉄などへの海外派遣のほか、応召による職員の不足拡大をも余儀なくされた。こうして昭和十二年から十九年にかけて五十九万人を新規採用し、その結果、国鉄職員の数は昭和十一年度末には三十三万人であったものが、昭和十九年度末には四十五万人の規模へと倍増してしまつたが、これが今日における年金受給者の異常な増大と職員構成上の高齢層の肥大化をもたらした大きな要因となつていのである。終戦後も、国鉄は国策上の要請から若年層を中心に大量の採用を行い、また復員者や満鉄などの海外からの引き揚げ者を積極的に吸収し、昭和二十二年年度末には国鉄職員は六十一万人に達してしまつた。こうした状況から、昭和二十四年には行政機関職員定員法を制定して、国鉄職員は若年層を中心に十万人の人員整理を行つたが、それでもなお若年層の過剰性は解消されず、これらの職員が今日退職期を迎えて、国鉄年金の成熟度を高めていっているというわけでありまして。

〔大原（一）委員長代理退席、委員長着席〕

今日国鉄は、行政改革の象徴的な存在として、すでに五十七、五十八両年度の職員不採用の方針が貫かれ、五十九年度もさらに続けられて、その結果五十四年度末には四十二万人であつた国鉄職員は、五十九年度末には三十二万人となると、国鉄年金は、これを支える現役職員の面からも、すでにみずからの努力によつては回復し得ない危機に立たされているのである。

以上の事情は、戦前、戦中、戦後の異常な社会的、経済的、政治的情勢の中で国策に従つて行つた政策の結果である。その結果を是正するための

行政改革の結果でもあるから、国家公務員共済と公共企業体共済の統合が国鉄共済の救済を目的とする以上、やはり私は国の責任を無視して賛成するわけにはいかない、こういうふうに考えているわけでありませう。この点、国鉄当局のお考えをお示しいただきたいと思ひます。

○岩崎説明員 たいま先生おっしゃった事情はそのとおりでございます、いま年金財政の破綻の原因としては、そもそも給付と負担との関係がアンバランスであるということ、それから年金改定等によりまして不足財源が増大し、それが現職者の負担の限界を超え始めておるといことが各制度に共通の原因かと思ひます。

国鉄年金の固有の問題といたしまして、まさに御指摘のとおりでございます、一つは、輸送構造の変化によりまして国鉄本体の減量化を進めなければならぬ。そのために、被保険者である職員数がどんどん減つてきている。いまおっしゃったとおり、六十年代初めには三十二万という数字を目標にいたしております。その反面、戦後の混乱期に、復員者等を含めまして積極的な雇用を行ったということもございます、そのために年齢的な団塊が生じ、ちよとどその年齢の団塊がいま退職時期に差しかかつておる、こういうことでございませう。現在、平均的に言へば一万人ちよとの退職者数であるところが、毎年二万数千に上る大量の退職がございまして、これがほとんど年金受給者になる。つまり、分母でございませう被保険者が減少し、分子である年金受給者が急増しておるといことが、現在国鉄の年金財政が破綻に瀕しておる原因だ、このように理解しております。

○柴田委員 いま国鉄当局からも、全くそのとおりだといふ御答弁をいただいたわけでありませう。でありますから、私が先ほど来申し上げておりますように、今回の統合法案というものは、要するに一つのバロメーターといふかビジョンがあつて、その中で位置づけられた第一段階というものでない。これは国鉄救済、これしかない。そうであるならば、今日の国策に従つて国鉄共済を破局に陥

れてきた国の責任で対応していつてもよかつたじやないか。しかも、関係者全部が賛成をしていてわけじやないわけでありまして、私のところへもよくいろいろな関係各方面からの陳情も来るわけでありませう、今回の統合法案は時期尚早であつたといふように私は思ひます。だから、国鉄共済を何とか救うということであるならば、政府の別個の対応の仕方があつてしかるべきであつた、こんなふうな考へておるわけでありませう。しかも、先ほど来御説明がありまして、そういうふうに見てまいりますと、国鉄共済年金の問題はもろづつと以前からの問題であつて、今日のこの危機的な状態を予測することは決して不可能ではなかつた。そういった状態の中で今日まで放置してきた政府の責任というものは免れない。いまになつてようやく行政改革だ、ほら国鉄再建監理法案とか、何だかんだと言つておるわけでありませう。私はこういうふうな考へておるわけでありませうが、この考へに對し、政務次官はどうでしょう。

○塚原政府委員 今日までの経緯につきまして、いろいろの御意見等、皆様方から私にもお教へいただくわけでございますけれども、その時点その時点でできる限りいい方向へ向かつていく政策をつくり上げていかなければいけないと思ひます。いろいろな担当部局で一生懸命知恵を出しまして、このような形の法律案を今回出させていたございました。ある意味では一つの成果でございませうので、ぜひとも御評価のほどをお願い申し上げます。これが将来へのすばらしい道しるべとなるように、私も努力いたしてまいりたいと思ひております。

○柴田委員 政務次官、私の質問に対する答弁になつていませうけれども、これ以上どうこう申しませんが、私はそういうふうな考へるわけですが、政府側と私どもの立場は議論が合ふ合わないのは当然だと思ひますけれども。そこで、今日の国鉄の問題でありますが、私は昭和三十年代以降における産業構造や交通体系の

変化に對應できなかった国鉄当局の責任も、度外視しようというものではもちろんないわけなんです。しかし、大半は国の責任である。ですから、今回の統合法案によつて国鉄以外の共済組合が毎年負担することになつておる六百億円、これは自分の方へ来てもらつては困る、何でわれわれが国鉄を救済するために保険料をアップするのだという声があるわけでありまして、せめてこの六百億円ぐらひは国で負担してあげてもいいのじやないかという考へ方を私は持つておるわけでありませう。これはもう議論がすれ違ふかもしれないけれども、私はそういうふうな考へます。どうでしょう。

○保田政府委員 国鉄共済組合の財政が非常に悪化した原因につきましては、先ほど国鉄当局から御説明いたしましたように、国鉄の共済組合の持つ特有の問題点があつたといふことは確かだと私は思ふわけでありませうが、同時に、長期的視野に立ちました給付と負担の関係について非常に大きなアンバランスがあつたことも事実であります。それからもう一つは、保険の基礎を有鉄道といふ一つの企業に求めていた、したがつて輸送構造の変化といつたようなことで国鉄の経営が非常に悪くなつたことが、共済組合にも大きく波及することになつたのだと思ふわけでありませう。

それで、前者の給付と負担とのアンバランスといつたようなことにつきましては、長期的な視点に立つてこのアンバランスを是正しなければならぬわけでありまして、今回の統合法案では、とりあえず一般職の国家公務員に比べて高い給付を国家公務員にさや寄せをするといつたような是正をする。同時に、負担についても多少の調整をお願いしなければならぬ。また、二番目の問題ですが、一企業に保険の基礎を求めていたといふことは放置するわけにはいかないわけでありまして、これは弱い保険経済といふものと強い保険経済といふものを、相互に連帯の精神で扶助し合うことによつて救つていくのが筋である、それが社会保障の精神である、そういうふうな考へておる

わけでありませう。当面、国鉄共済組合の長期給付の支払いに事欠く状況でございませうから、今回のような特別の財政調整事業をお願いしている、こういうことでございませう。

○柴田委員 社会保障という観点に立つてお互いが相互に負担し合つて助け合つていく、それはわかりませう。しかし、事年金問題ですから、そうばかり言つてはならない。国策に従つて今日の危機的な状態を招いた国鉄共済に対しては、国の責任もあるわけでありませうから、せめて他の共済が負担すべき六百億円は国の責任の上において負担してあげてもいいと私は思つておるわけでありませう。これは一点、強く主張し指摘しておきたいと思ひます。

そこで、国鉄側にお聞きしていきたいわけでありませうが、今回、財政調整といひますか、をやるわけでありませう。六十年から六十四年までに費用の不足額が年平均で二千六百億円、このうち国鉄負担が千四百億円となつておる。それで、それで、今日の危機的な国鉄財政で、この千四百億円の負担といふものは、国民にしわ寄せしない、あるいは国鉄への国庫補助というような形で国民が負担する結果にならないでやつていけるかどうか。

それからもう一つは、今回のこの措置によつて財政的な問題はもう解決した、これつきりであるのか、そのように考へていいのか。今後の国鉄の共済の財政計画を含めて、ひとつ見通しを御説明をいただきたいと思ひます。

○岩崎説明員 今回の法案に織り込まれております財政調整案の試算でございませうけれども、それによりまして、公的負担の給付時負担化といふことで、公的負担は国鉄が支払つておるわけでありませうが、その措置と、追加費用を現在一年おくれで国鉄から国鉄共済に支払いをしておりませうが、これを当年度化する。この二つの措置によりまして、国鉄本体は六十年から六十四年までの五年間の一年平均で、先生おっしゃつたように千四百億くらい負担増ということになります。この負担

は、国鉄共済年金の支払いを確保していく上では、ぜひとも必要なものでございまして、これは何としても、苦しい中ではありまが繰り入れなければならぬというように考えております。しかしながら、国鉄本体にしますと、従来からの五千億を超え、年々金負担金に加えてさらにその負担が重なるわけでございまして、国鉄の財政再建を進めていく上での障害になるおそれもある。こういうことで、国鉄といたしましては、これらに対して何らかの対策をお願いしたいというふうに考えております。その具体的方策につきましては、御承知のように国鉄再建監理委員会の中で、国鉄経営に絡む諸負担の問題の一つとして御検討いただけるのではないかとこのように考えております。

それから、これですべて解決かという御質問でございまして、いまの年齢、今後予測される年齢構成、それから国鉄が三十二万になりましてその後どうなるかということは、今後の輸送の推移によるわけであります。そういうような状況を見きわめた上でないと何とも判断はできませんが、はつきり申せますことは、これによって向こう五年間の支払いは確保できる、こういうことかと思ひます。

○柴田委員 きわめて不安であるわけでありまして、千四百億円、先ほど御答弁がありましたように非常に厳しいと思ひます。それで、国鉄再建監理委員会の中で御討議をいただくということでありまして、けれども、やはり結局は国民に何らかの形でしわ寄せないし負担はかかってくるし、五カ年間こういう財政調整をやつても、その先の見通しというものは、現在の段階では確固たるものがない。やはりそこら辺がまた一つの問題ではないかというように私は思つてゐるわけでありまして、その点を申し上げまして、次は具体的な法案の中身の問題についてお聞きをしていきたいと思ひますが、四共済年金統合法案では、当分の間各共済年金の単独運営を認めてゐるわけでありまして、この「当分の間」というのは一体いつまでのこと

でしょうか。

○保田政府委員 今回御提案申し上げております法律案では、公共企業体の共済組合はおつしやるという当分の間、それだけの組合が長期の給付事業を行うということにいたしてゐるわけですが、われわれとしましては、当分の間ということとは、財政調整事業にかかわる部分、国鉄の援助にかかわる部分も含めまして、国鉄共済組合その他の共済組合との組合員の負担水準が大体近づいてくる、かつまた、いろいろな意味での諸条件が一致して、統合についての合意が得られたという段階で、年金保険者の完全統合が行われるということでございます。

その完全統合の時期でございますが、先ほど厚生省の方からお答えいたしましたように、政府としましては、一応昭和七十年を目途といたしてございまして、最大限七十年、それ以前のしかるべき段階にというめどを持つておるわけでありまして、○柴田委員 明確に御答弁いただいたわけでありまして、念を押しておきます。「当分の間」とは、つまり公的年金全体が統合されるまで、すなわち最大限昭和七十年まで、こういう理解でいいわけですね。(保田政府委員「そのとおりです」と呼ぶ)

この「当分の間」の各共済の単独運営ですが、財源率、資産運用などについて、やはりそれぞれ共済の自主性というものを最大限尊重をしていくべきである、こう思ひますが、この辺についてはどうお考えになつていらつしやるでしょうか。○保田政府委員 昭和七十年の公的年金制度の統合ということでございまして、現在ございまして八つの年金について給付と負担の水準を合わせていく、こういう作業が続けられるわけでございまして、その完全統合に向けまして、その統合の精神に反しない範囲内におきまして具体的に検討してまいりたい、こういうふうにご考慮をしております。○柴田委員 それでは、その統合のあれに反しないように、ちよつと言葉はむずかしいのだけれど

も、まあできる限り最大限に尊重していく、そういうことですね。もう一遍ちよつと。

○保田政府委員 基本的にはそういうことでございまして、と同時に、年金の積立金、原資というものは、多くの組合員からいわば預かつてゐる貴重な財産でございます。もちろん、その運用利益が将来の長期給付の財源に充てられるというところでございまして、できるだけ有効かつ効率的に運用されなければなりません。同時に、貴重な財産でありますゆゑに、安全性という点を非常に重視しなければならぬ。この安全性、有利性、それから統合の方向に反しない、この三つの原則をもつて具体的に判断をさせていただきます。○柴田委員 よくわかりました。それではその三条件のもとで最大限尊重して貰う。

それで、関連でちよつと質問しておきますが、いま原資を有利に運用していくと言われましてね。厚生省の方は、これはきょうは質問しませんが、自主運用さして、これはいまの七・三%をもちよつと、たとえば〇・一%運用しても年間四百億浮いてくる。四十兆になんなんとするわけでありまして、これは、いま有利に運用するというお話があつたのですが、現在よりもより有利に運用される方法を大蔵省としては考えていらつしやるのですか、どうですか。

○吉居政府委員 先生すでに御承知のとおり、資金運用部資金というものは、国の制度や信用を通じて集められる公共的な資金でございます。年金資金や郵便貯金というものがこの資金運用部資金の大宗を占めてゐるわけでございまして、したがつて、その運用に当たりますと、たとえば住宅や生活環境整備、あるいは中小企業対策といったような公共的な運用を行いますとともに、他方では、預託者の利益を考慮して、できるだけ有利運用にこれまでも配慮してきて、ございまして、また、臨調の答申におきましては、資金の運用においては公共性という観点も重要であるといたした上で、これまで以上に有利な運用にも配慮す

べきである、こう述べているところでございまして、今後とも、臨調の答申も踏まえまして、公共性とのバランスをとりながら、できるだけ有利運用に努めてまいりたい、かように考えてゐるわけでございまして。

ただ、なお、預金者の利益のために資金運用部の預託金利を引き上げるためには、資金の有利運用としまして、資金運用部から財投機関への貸付金利を引き上げなければならぬという事情にございまして。そうならば、このように融通金利を引き上げますと、結局は中小あるいは国民公庫あるいは住宅関係といったようなところの貸出金利の引き上げ、あるいは利子補給等の財政負担の増大ということにつながつてくるというふうな事情もございまして、資金運用部資金の有利運用という点につきましては、いわば国民経済的な、総合的な見地に立つて慎重に検討を進めていかなければならぬ問題だという点につきましても御理解を賜りたい、かように思ひます。

○柴田委員 次は、いま一つ法案の問題ですけれども、この四共済年金の統合に際して、公企業職員の場合、懲戒処分等を受けた者に対する年金の給付制限については、現行の公共企業体共済法の水準を維持すべきではないか、こういう考え方であるわけでありまして、この辺の考え方、それから、これは法律事項ではなくて政令で定めるのかどうか。もし政令で定める場合には、基本的な考え方についてお聞きをしておきたい。

○保田政府委員 現在の共済年金制度というものは、いわば二つの面を持つてゐると思つてゐるものであります。一つは、公的な年金制度、社会保障制度の一環としての公的な年金制度の一環である。と同時に、一方では、その淵源を恩給公務員、恩給制度といったようなものに持つておることに伴ひまして、国家公務員制度あるいは公共企業体の制度を円滑に運営していくための一つの制度といった二つの側面があると思つてゐるわけでありまして、したがつて、国の行政または公企体の企業経営の円滑な運営に資するといったような目的と相入れな

いような行為を共済組合員が行った場合には、従来から一定の給付制限をしてきた、それは先生の御指摘のとおりであります。

その具体的な措置をどう決めるかということについては、先生御指摘のとおり、法案の成立後の政令以下の段階にゆだねられることになるかと思われたい。従来までの公社の組合、公企体組合といったものと国家公務員の共済組合連合会というものは、やはりそれぞれ独立した存在でございましたので、その辺の扱いが必ずしも一致していいことは御指摘のとおりでございますが、今度の統合によりまして、公社間及び公社と国といったような間で職員が異動したような場合にも通算制度を設ける、完全通算が行われるということ、従来よりも多少は有利な面もあるのではないかと思います。そういうことも考えまして、一つの制度として異なる扱いをするのはいかかというふうに考えております。できれば現行の国家公務員共済組合の厳しい給付制限が、国家公務員並びに公企体職員の規律を正しく維持するために必要なことではないか、かように考えているわけでございます。

○柴田委員 いま御答弁いただいて大体わかりましたけれども、要するに懲戒処分を受けた者に対する年金の給付制限は、いまの法律があるわけでありませう。その水準はせめても維持する、こういう理解をしていいわけですか。

○保田政府委員 済みません、もう一遍おっしゃってください。

○柴田委員 懲戒処分を受けた者の年金の給付水準があるわけですが、現行法で、政令をつくられた場合に、その程度の水準は維持できるだろう、そういう理解をしていいかということです。

○保田政府委員 具体的に政令の中身まで立ち至った検討はいまのところしておりませんけれども、いまのところ、現在の国家公務員の給付制限よりぜひとも厳しくしなければならぬという事情はないのではないかと、そういうふうにご考えております。

○柴田委員 じゃ給付水準を維持していく、こういう基本的な考え方というふうにご理解をしております。

それからもう一つ、細かい問題でありますけれども、四共済年金統合法案施行後の財源率の再計算の実施時期については、現行どおり五年後とし、たとえば電電公社の場合で言えば、前回は昭和五十六年であったから次回は昭和六十二年四月とする、このようなことはできないのかどうか。もしこれができるとすれば、法改正が必要であるのか、あるいは大蔵大臣の権限でできるのかどうか。ちよつと細かい問題になりますが、一応お聞きをしておきたい。

○保田政府委員 財源率の再計算は、現在の国家公務員共済組合法上は少なくとも五年ごとに行うこととされておまして、国共済の各組合は五十九年十月がこの次の再計算の時期になっておる。このことは、先生御承知おきのとおりでございます。

そこで、公企体の方でございますが、公企体の共済組合につきましては、現行の公企体の共済組合法上、特に明文の規定はないわけでございます。例を国鉄の共済組合にとりまして、その運営規則におきまして、国共済と同様のことを定めておるわけでございます。他の二公社につきましても、特に規定もないといったような状況でございますけれども、従来からの慣例といったしまして、国共済と同様に五年ごとに行つてまいっておるわけでございます。

財政再計算の意義は、先生篤と御承知かと思ひますけれども、保険料の計算の上におきまして、さまざまな前提条件が変わればそれにふさわしい保険料を設定をする、あるいは制度の改正を大幅に行ひました場合にはそれに応じた適正な保険料を設定しなければならぬ、そういったことで再計算をするわけでございますが、三公社の共済の場合、通常であれば六十一年の四月が、国共済の半年おくれでございますが、五年目の再計算期に当たつておるわけでございます。しかし、今回の

統合法案でいろんな面での諸制度が統一されるということでございますので、変更時点——現在はその施行時期を五十九年の四月と予定しておりますけれども、その時期に合わせて再計算されるのが当然なのではないか、こういうふうにご考えております。

時期のずれを先ほど半年と申し上げましたが、一年半でございます。申しわけありません。

○柴田委員 最後に、厚生省に尋ねてまいりたいと思ひます。

厚生省が先日試算をされました一つの収支見通しがあるのです。それで、現行制度がこのまま続いている場合には、いわゆる給付と保険料の支払漏れ承りますと、やはり相当高い負担になる、こういうふうにご考えておるわけでありませう。一方、社会保険審議会は、サラリーマンの場合、給付水準は六〇％、保険料は段階的に引き上げない、このようなことであります。二倍ぐらいというふうな話も漏れ承つておるわけなんです。一体、将来のその見通しというのか、この給付水準と保険料の支払いという点では、将来、七十年に年金が一元化されるわけでありませうが、まあ五十九年度の抜本的な法改正もあるわけなんです、現時点においてはこの辺についてどう考えていらつしやるか、具体的なものをひとつ承つていきたいわけでありませう。

○山口説明員 厚生年金、国民年金の財政再計算、前回は昭和五十五年にいたしておりましたけれども、そのときに、現在の制度を全くそのままにして、一定の賃金上昇率等の前提を置いておりませうけれども、それで将来、特にわが国が高齢化のピークを迎える二十一世紀にどんな姿になるのかという一つの試算がございませう。

簡単に申し上げますと、厚生年金だけ申し上げさせていただきますと、今後制度が成熟化してまいりまして受給者がふえてまいりますので、老齢年金につきまして受給者は二十年後には現在の約四倍ぐらゐになると推定をされます。また給付

費は五・四倍、また三十年後にはさらに成熟化が進みまして、受給者はいまの五倍、給付費は八倍、こんな見当になることが推定をされます。

それで、わが国の高齢化のピークを迎える大変厳しい時期というのが大体昭和九十五年ぐらゐというふうにご推測をされますが、いま申し上げましたような状況でございますので、いまの制度設計をそのままにしておきますと、そのときの若い人たちに負担をしていただく保険料の水準、これも現在の負担の三倍以上は御負担をいただくかないと取支合わないという計算になることは事実でございます。このことは、結局、いまの年金制度の設計をそのままにしてそういう高齢化のピークを迎えることが果たして適当かどうかという問題になるわけでございますけれども、私どもの認識としては、いま平均的なサラリーマン生活を送られた方が引退をして年金生活に入られるという場合の年金の水準というのが、大体現役の方の六割を超える、七割弱というふうなところでございます。これをそのままにしておきますと、加入期間もほとんど延びてまいりますので、サラリーマンをやめられた方が現役の方の賃金とくらゐの年金水準になるかというのを試算をしてみますと、これから二十年、三十年後には、現役の方の賃金の八割を超える水準の年金額を老夫婦でいうと計算になります。

それが年金の制度として目指すべき水準だということになりますと、先ほど申し上げましたような試算なり負担になるわけでございますが、厚生年金保険部会の御意見にもございませうに、いまのそういう制度設計は、若い人とのバランスからいってちよつと問題ではないかという御指摘をいただいております。意見書でも、八割を超えるというのはちよつと高過ぎる、大体六割ぐらゐを基準にして将来の年金の水準を考へるべきだという御指摘でございますので、私も、そういう御意見を踏まえてこれからの年金水準のあり方というものを設計してまいりたいと思つております。

す。そういったしますと負担の方もおのずから、いま申し上げました三倍を超えるというふうな御負担をいただかなくても、安定した制度運営ができるのではないかとこのように考えております。

○柴田委員 では最後に、これはやはり厚生省です。婦人の年金保障の問題です。

現行制度では、サラリーマンの奥さんの場合は国民年金に任意加入することが認められていたわけであり、強制ではありませんから、サラリーマンの主婦で年金に加入していない場合は、高年齢になって離婚した場合、その人は年金を受給することができない。でありますから、私も昭和五十一年に福祉トータルプランを発表いたしました。基礎的年金と二階建て年金ということで、いわゆる国民年金といいますが、そういうことを主張してきておられるわけですが、婦人の年金保障、先ほど、一番初めの答弁の中にも、三つの課題の一つとしてあったわけであり、それが、現段階においては婦人の年金保障をどのように改善していくかをお考えであるかということ、確固たる御答弁をお聞きいたしまして私の質問を終わりたいと思います。いかがでしょうか。

○山口説明員 婦人の年金保障に關しまして、現行制度で御指摘をいただいたような問題点があるということは私も十分認識をいたしております。また、関係の審議会におきましても、先ほど申し上げましたように、次期制度改正の大きな課題として取り組めという御指摘をいただいております。またその中で、いま申し上げましたような問題点を踏まえまして目指すべきところといたしましては、すべての婦人に独自の年金権を確立する方向で検討すべきだという御指摘をいただいております。

御承知のように、この問題を解決するためには、わが国の年金制度の制度体系のあり方、先ほど申し上げました給付単位をどういうふう整理していくかという大変基本になる問題をいろいろ含んでおりますけれども、御指摘をいただきましたような問題点もございますので、何とか次期制

度改正の中でこの問題をきちんと整理をしていきたいということでも取り組んでおります。

○柴田委員 では、ひとつ婦人の年金権の確立というところ、国民年金を目標として努力していただきますことを御要望いたしまして、時間が参りましたので、私の質問を終わります。

○森委員 御苦労さまでございました。

玉置一弥君

○玉置委員 二番手でございまして、なかなか聞くのが、毎年毎年いろいろなことを聞いておりまして、的も非常にしぼられてくるような感じがいたしますけれども、今回の統合法案、まさに国鉄の年金の救済というふうな形でわれわれは受け取っております。もう一方では、大蔵当局あるいは厚生省から、七十年に向けての第一歩である、こういうような話を承っております。しかし、年金制度がこれまで、戦後、特に国家公務員の場合におきましては恩給制度からの移管ということもございましたし、各企業におきましてはやはり自分たちで行う社会保障ということをやつてきたわけでございます。性格の違うものと同じ方向を目指しているというのが現状ではないか。当然その両者にはいろいろなまでの経過からいつて差がありまして、これを一つにしていくということ、この四月です、公的年金制度に關する関係閣僚懇談会というもので一応原案が決定をされて、今度閣議で了承されたというお話を聞いております。そういうところから見て、これから公的年金のあり方、これについての若干の議論をしていきたいと思います。

公的年金というのは、雇用、医療、福祉を含む総合的政策の一環として位置づけ、支給開始年齢は引退の年齢、いわゆる退職の年齢と連係をさせる、これが本来の姿ではないかと思ひますし、また老後の最低生活は公的年金によって保障され、かつ、実質価値が維持をされること、実質的な生活が堅持をされていく、これが条件ではないかというふうな考えをさせていただきます。年金の水準の問題、あるいは逆に現状から言いますと、こう

いう統合問題、特に財源不足という面から見た統合問題というものが生じてきたときに、国民の側、国民でも特に現在掛金を払っておられる方々、そういう方々が、自分たちが十年後、二十年後、三十年後、今度は年金を受ける側になったときに、果たしてどうい生活の確保ができるのかというふうな心配があるかと思ひますし、そこまで維持していくためには、国鉄の年金の試算でも出ておりますように、掛金率が四百何%ということでもない大変大きな数字が出てくることもあり得ないこととじゃない。国鉄を救済しなければそういう形になるということでございますから、それを防ごうというのが今回のねらいでございますけれども、救済をしても少なくとも二〇〇%を超える。現時点、厚生省等で試算をされております掛金の限界率というのが二〇〇から二五〇であるというふうなことが言われておりますけれども、その上限に非常に急速に近づいてきているということ、これから七十年を目途に新しい年金体制を考えられるということもございすけれども、生活保障としての年金とその財源措置という面から考えていくと、これは並み大抵のことではないというふうな思ふわけですが。

先般、これは七月十九日の朝日新聞ですけれども、社会保険審議会の厚生年金部会の意見書というところで、林厚生大臣に出された内容をまたかみ砕いて書いてあるわけでございますけれども、こういう新しい方向が検討されているように伺っております。

そこで、まずお聞きを申し上げたいのは、四月に出されました関係閣僚懇談会の決定、この決定に基づいてどうい動きがいまなされているのか、先ほどから具体的にはいろいろ話を聞いておりますけれども、正式に私として伺ひたいというところが一つ、それから、この七月十五日の厚生部会の意見書を受けて、またそれをどういふう考えておられるのか、その辺について伺ひたいと思ひます。

○山口説明員 ただいま御指摘のありました、四

月一日に閣僚関係で了解をいたしました「公的年金制度改革の進め方について」という文書は、御指摘のように五十七年九月の行革大綱の閣議決定を受けまして、五十八年度末までに政府としては年金改革の具体的内容、手順等について成案を得るというお約束をいたしておりますので、その成案を得るためにおおよその方向と段取りの目安を定めて、それをもとにこの成案を得ていくということ、政府部内で意思決定をしたものでございます。

それによりまして、簡単に申し上げますと、まず第一段階として五十八年度に、いま御審議いただいております国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度の統合を初めとした措置を講ずること、地方公務員共済年金制度内の財政単位の一元化を図るということでございます。それから第二段階といたしまして、いよいよ本格的に高齢化社会を迎えるための準備ということで、五十九年から六十年にかけて制度全体の見直しを行いまして、まず国民年金、厚生年金、船員保険についての関係を整理する。また、その趣旨に沿ひまして共済年金についても関係の整理を図るというものが第二段階でございます。そして第三段階といたしまして、昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるというおおよそのスケジュールを決めたわけでございます。

現在、政府部内でこのスケジュールあるいはこの内容自体、さらに成案を得ることを五十八年度末までにすることとお約束をしておりますので、それに向けて検討しているわけでございますが、いずれにいたしましても、このスケジュールからもおわかりいただけますように、第二段階として五十九年に、厚生省が中心になりまして現在準備をしております厚生年金、国民年金の制度を今後どうい方向で改革をしていくかということが、今後の公的年金制度改革の方向を決める上で非常に大きなポイントになるかと思ひます。そういう意味でこの準備をいま急いでいるところでございますが、御指摘をいただきましたよ

うに、関係の審議会からも七月に具体的な御意見をいただきましたので、いま私も鋭意その御意見を踏まえまして、五十九年度に改正をしたいと考えておりますこの国民年金、厚生年金、船員保険についての改革案を作成中でございます。できるだけ早い時期にそれをまとめて、改めて関係審議会にお諮りをして、私どもとしましては次の通常国会には御審議をいただくように提出をいたしたいという心づもりで、準備を進めているところでございます。

○玉置委員 いまの国民年金、厚生年金、船員保険、これを一応五十九年度の通常国会に提出するというところでよろしいですね。

○山口説明員 はい。

○玉置委員 三つ一緒に、そういうことですね。それで、ちよつと聞きしますけれども、今回の共済年金の統合についても相当の年数がかかっているというふうに聞いておりますけれども、当初、共済年金の統合の話が出てから今国会までのかなりの年数がかかっているか、その辺についてお伺いします。

○保田政府委員 今回の統合法案では、国の共済組合と公企体の共済組合を統合することによりまして、給付の面あるいは負担の面で、現在ございます相違点を解消し統合するというところでございます。

それからもう一つは……（玉置委員「その期間」と呼ぶ）最初は五十三年に国鉄の中で、五十年代に入りまして国鉄の共済財政が急激に悪化してきたというようなことが発端でございまして、まあ十年以上の期間になっております。

○玉置委員 十年じゃなくて五年ですね。

大蔵当局の今回の共済の統合法案、これは似たような性格の企業体というか、公社と国家公務員ということで統合される、これだけで五年かかっているわけですね。今度国民年金と厚生年金と船員保険という全く性格も違うところが合わさっている。世帯も非常に大きいのです。これを説得していいこうという、五十九年の通常国会に出さ

れてから単に法案の審議ということだけで進められますと、それこそ七十年に間に合わないのじやないかというふうな気がするのですけれども、そのためにいろいろの方の理解を得るということ、厚生省はいまどういふことをやっておられますか。

○山口説明員 確かに先生の御指摘をいただきましたように、いま八つの制度、三種の年金制度に分立をいたしております、それぞれ沿革、経緯等もございまして、性格、機能も異なりますので、これを再編成していくというのは大変な問題だろうと考えております。

ただ、現在その制度が分立をすることに伴ういろいろな矛盾、問題点が出てきていることも各方面から指摘をいただいているところでございまして、年金制度の将来のあり方をめぐっていろいろ御提言等もございしますが、今後の制度のあり方としては、内容はそれまづまちまちでございまして、ほぼ将来の方向としては、年金制度全体を展望して、一元化していくという方向がいいのではないかと御指摘も相当いただいております。また具体的に、先ほど申し上げました関係の審議会、これは労・使・公益と三者の構成になっておる審議会でございますけれども、その中でも、意見書にありましますように、「従来の改正においては、公的年金制度全体の整合性を図るという観点が必要十分でなかった」という反省をいたしております。今後は、個々の制度の枠組にとらわれない広い視野からの見直しが必要となってくる」ということを関係者自身が認識になって、具体的な御提言をいただいている。その一つの課題として公的年金制度の再編成をしていけというところでございますので、確かに大変むずかしい問題はございしますが、この意見書にもございまして、すべてを一本にしてしまおうということではなくて、各制度に共通する給付を導入する、共通部分を含めて、そこを一緒になつてやっていく方向を目指せという具体的な御指摘もいただいておりますので、そういう御意

見等も十分に踏まえまして、むずかしい問題でございしますが、公的年金制度全体の再検討というもののにぜひ具体的な案を出しまして、御批判をいただきたいということで、いま準備を進めております。

（委員長退席、中西啓委員長代理着席）

○玉置委員 案が出されてからではなかなか変わらなせんので、案がでるときにいろいろな方面と十分論議をしていただかないと、かえって非常に進みにくい状況になるのではないかと、いふうな心配をされているわけで、私も統合には反対というわけではございませんが、そういう面では慎重に、いままでたとえば厚生年金なり共済年金なり、いろいろな年金の組合の方から、現制度に對するいろいろな要望というものが出ていると思うので、そういう面をぜひ中心に吸い上げるように検討をお願いしたいと思います。

この新しい年金制度というか、七十年を目途に提言をされたというところで受けとめますけれども、それは制度がまるまる一本化されるのか、先ほどから話が出ておりますように、基礎年金とその他の所得比例年金というふうに分類されるようなお話を聞いておりますけれども、現在厚生年金、国民年金、共済年金、いろいろな政府管掌の制度がございしますが、その公的年金の給付あるいは要件、そういうものが全部統一をされて、運営は個別になるのか、あるいは全体をプールされてやられるのか、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○山口説明員 具体的な構想についてはまだお示しできる段階にございせんけれども、先ほど申し上げましたように、まず制度体系をいたしまして、意見書におきましても、いままでの制度を全部一本にしてしまおうという方向ではなくて、共通の給付を導入する、俗な言葉で言いますと、基礎的な年金というものをつくって、いま御指摘をいただきましたように、その上に、各制度に独自の給付を上乗せしていくという二階建ての構想を具体的には御示唆をいただいたというふうな私ども

もは受けとめております。したがしまして、制度体系としてはどこに共通の給付を求めるかということが具体的な課題になってくるわけでございしますが、その辺のところは、いま具体的には申し上げられせんけれども、大枠としてはそんな方向を目指した制度体系にしていきたいというふうな考えております。

それから水準につきましては、この意見書の中でも、特にサラリーマンの年金の水準については現役の方の賃金の六割ぐらゐをめどに考えていっただろうかという御指摘をいただいておりますので、私もその線は尊重すべきだというふうな考えておりますので、いままでの制度からの円滑な移行という面で大変むずかしい問題も出てまいりますけれども、水準についてはそんなところを目指しながら制度設計をしていくということ、いま準備をいたしております。

○玉置委員 水準につきましても、自立して正常な生活ができるということがやはり基準になると思う。しかし、年金全体の長期的な安定化ということから考えると、ある程度引き下げざるを得ないだらうというふうな感じがするのです。そのかわり、ある程度所得配分的な要素、それから生活保障的な要素、この両面に分けてぜひ積極的に取り組みをお願い申し上げたいと思います。

それから、忘れておりましたけれども、きのう小杉委員からお話がありましたように、いわゆる指標といいますが、年金のレベル、要するにいつごろどうなるという指標、七十年に統合されるといふことで話が進んでいきますけれども、その間いろいろな制度が動いたり、給付水準とか、あるいは掛金が変わったりとかというところで大変な混乱が出てくるかと思うのです。現時点は、改定をされると掛金率が上がるというのが、今回の共済制度を見ても常識的な考えだというふうな国民に映る可能性があると思うのです。そういう面から見て、国民の側が七十年まで向かっていく、これからの公的年金の統合化の過程の中で、要するに掛ける側がどういう位置づけか、あるいはも

うものがあるんだということがわかるように、一カ所であらう負担を見るべきではないか、そういうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○保田政府委員 国鉄の今後の経営状態がなかなか大変であるということはおよくわかるわけですが、年金制度というのはやはり社会保険の非常に大きな一環として位置づけられておるわけでございます。それでありまして、社会保険制度における保険料というのは、事業者と被用者が分担するというのが基本でございます。ただ、社会保険制度を推進しなければならぬという立場から、社会保険の各制度の成熟度あるいは被保険者の所得水準といったような観点から考えながら、国、地方公共団体、公企業といった公経済の主体が一定割合の公的な負担を行うというのが原則なのであります。

国鉄共済組合の場合も、公社というのはその事業の沿革あるいは企業の態様あるいは事業収入の性格といったようなことから、所属する職員に対する関係におきましては、先ほど申し上げましたような国、地方公共団体に並ぶ公経済の主体という立場から、その責めを負うべきものと考えておるわけでありまして、現行の社会保険制度の枠内で相互連帯の精神に立ちまして、他の公社と同様に当局に負担をお願いする、こういうことでござい

ます。

○玉置委員 先般からの委員会の中の、今回の国鉄共済の財政悪化の責任の一部は国にあるのではないかと、これは各党からいろいろ質問が出ておりますけれども、それを考えてみても、その悪くなった部分、これが国にあるといたしますと、これをほかの共済組合員の方々に負担をさせるということは大変おかしなものではないか、そういうふうに思われます。千四百億を国鉄が負担する、どうせ賄えないから国が出す。多分そうなると思うのです。それに六百億を足して二千億、これは数字が非常にびたっとそろいますから、そういうので、六百億ほかに負担をさせる。

本当に何にも責任のないところに負担させているわけですから、むしろ国が責任があるのだしたらそれをやるべきじゃないかというふうに思いますが、余りこれを言っていると、この間から話が全然うまくいかないみたいですからやめますけれども……。

そこで、国鉄共済にお聞きをしますけれども、いままでずっとお話を聞いておりました、国鉄さんがどういう努力をしておるか、体質改善ができてからでないといやだと言ったところが非常に多いように思われます。そういう意味でも、国鉄は共済組合としてこういうことをやっているんだ、その辺をぜひ高らかにお願いをしたいと思

います。

○岩崎説明員 国鉄の共済年金財政が悪化し始めましたのは昭和五十一年でございまして。一つは、石油ショック後の大幅年金改定、これによる支出増でございまして、もう一つは、このころから退職者の数がふえ始めた、この二つの要因が財政を急速に悪化させたこととございまして、昭和五十一年、五十三年度にそれぞれ千分の十、千分の二十の保険料の引き上げを行っております。あわせて追加費用の繰り入れ方式の変更を行って財源確保に努めたということでございまして、それでもなかなかこの赤字基調は改善されなかった。そういうことで、五十六年度には四カ年計画を立てております。

年金の場合は、先ほど次長からもお話がありましたが、五年ごとというのが通例になっておるわけでありまして、五年の計画はとも立たないというところで、きわめて異例でございまして四カ年計画を立て、その際さらに保険料を千分の三十引き上げております。同時に追加費用については一年払いということに、先ほどの五十三年度に制度変更したわけでありまして、その時点でさらに過去の未払い分をこの期間に集中償還をする、そういうような施策を講じております。

そういうような措置によりまして、現在、五十

九年度までは何とか年金支払いが確保できるという見通しになっておりますけれども、何回も申し上げますが、六十年以降は単独運営がきわめて困難になってきておる。そういうことで国鉄が、保険者としてのいまの財源確保策を講じたことはいま申し上げたとおりであります、そのほか、先ほどちょっとお話が出ましたが、五十三年に有識者を集めた委員会をつくりまして、これは国鉄総裁の諮問機関でございまして、それに、今後非常な危機が予測される年金財政にいかに対処すべきかという諮問をしておるわけでありまして、その際の答申の中に、やはり類似の年金制度の統合一元化ということが処方せんではないかという考えをいただきまして、それに沿って、国鉄としては各方面に解決策の樹立についてお願いをしてまいりました、このようなことをいままでしております。

○玉置委員 いま国鉄再建のための人員合理化というか、人減らしをやっておられますけれども、退職者を募って人を減らすと、逆にそれを支える人数が減ってしまう、そして一方で退職者がすぐ年金受給者になる、そういう状態が続いて悪化が加速的に進行している、こういうようなお話を聞いておりますけれども、いま国鉄再建の人員削減のやり方を見ておると、どうも退職者の方しか減らしてない、こういうことなのですね。

これは余り言うとうと組合に怒られるかも知れませんが、余り言っても、実際の合理化というのは適正配置が必要で、組織が機能的に動くかどうか、それが安定的に継続的に機能を発揮するかどうか、これが基本でございまして、そういう面から見ると、いまは退職者を募って減らしていく、一方で二年間新卒の採用ストップということをやっておられまして、そうやっていきましてもたまたまどこかで大きな断層ができて、そこがネックになり、また太いところが増えていくことで、一つのサイクルで国鉄がまた悪くなりやすいという形にならざるを得ない。普通の企業ですとこういう形を絶対とらないのです。必ず定期採用で無理して

でも採る。そのかわり合理化のときは血を見る思いで合理化をやるわけですが、その辺が、これはたまたま年金財政悪化ということでお話しを申し上げておりますが、結果的にはそうなっていると、民間活力の活性化なんていふ盛んに政府の方で話をされておりますけれども、むしろ国鉄のノ・ハウを生かしたような民間会社をつくって、そういうところへまだまだ十分働ける世代、三十代、四十代、各世代から人を抽出して持つていって、共済制度から外してしまうというのでもいいのじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○岩崎説明員 輸送構造の変化によりまして、お客それから貨物が減りまして営業収入が伸び悩んでおる、それが国鉄経営の最大の悩みと言つてよろしいかと思いますが、そういう中において国鉄再建をやっていくためには、やはり減量化経営というものを推進しなければならぬわけでございます。そういう意味で、いま全社を挙げまして最優先の課題としてこれに取り組んでおります。

最近の数字を申し上げますと、五十七年度には二万二千六百人の人員削減を実行した。今年度は二万八千九百人の職員数を減らすことを計画をし、現在着々とこれを進めておるわけでござい

ます。そうしますと、四十五年には四十七万人であったものが、六十年初めには三十二万人台になる。かなり身軽になってくるわけでござい

ます。

この職員数の減少の方法として、先生からいろいろ御提案がございました。国鉄としては新規採用のストップ、あるいは退職者数に対する補充数を少なくするという方法によつて現在進めておりますが、現在の社会情勢の中でいろいろ考えますと、これが最も現実的だという考え方のもとに現在進めておるわけでござい

ます。おっしゃるよう

に、要員構成上の問題は確かにござい

ます。この問題がまたいづれ繰り返されてくるという認識は持ちながらも、現実的な方策としてやむを得ないというところで現在進めておりますことを、ぜひ御

理解をいただきたいと思うわけでございます。御指摘のような方法についても、今後の課題として検討が必要かと考えておりますが、いろいろなむづかしい問題があることをぜひ御理解をいたしたい。つまり、一方で希望転職といふままかそういうことを進めながら、二万数千名に上る減員が果たして同時並行的に進め得るかという問題があることを、ぜひ御理解をいたしたいと思ひます。

なお、年金に限って申し上げますと、年齢構成のひずみとか職員数の減少ということが年金財政に非常にゆゆしい影を落としておるといふことは、結局、国鉄という一つの企業の中に保険の基礎を求めておる、こういうことに起因しておるというふうな考えをわけでございます。そういう意味で、政府の「公的年金制度改革の進め方について」も示されておりますように、統合等により保険集団を拡大することによってこの問題もおのずから解消していくのではないかと、そういうようにわれわれとしては期待をしておるわけでございます。

○玉置委員 共済組合には年金つき再就職というのがあります。厚生年金では、再就職すると、年齢と所得によってそれぞれ減額をされるということがございすけれども、共済組合は退職年金が一〇〇%支給ということになっております。いま非常に状況の悪いときで、ふだんから官民格差ということで大変話題を呼んでいる現状の制度でございすけれども、ここに全然手がつけられてない。われわれから見たら、ここはまだまだやることがあるじゃないかというふうな気持ちがあるわけですね。確かに現在両方から年金ももらっている、給与ももらっているという方になると、生活設計が狂うということもありますけれども、しかし、全般が切り下げられるよりは、そういう方々に耐えていただくということが必要ではないかと思ひます。ところが、いままでいろいろな話を聞いておりますけれども、ここに全然触れられてない。そういう面から、自分たちが努力をする分野の中の最も重要な内容がまだ抜けている

のではないかとこのように思ひます。この辺、いままぐ返事をいただくのはむづかしいと思ひますけれども、まだやる中に抜けているところがあるというところで、ぜひ見直しをしていただきたいと思ひます。

時間がありませんので次に行きますけれども、今回国家公務員、電電公社の方々の掛金が五・一五%から来年十月になりますと八・五%に上がる。専売公社の方は五・八%から九・七%に上がる。国鉄の方は、現在からまたことしの十月に八・二五%、そして来年の十月には一〇・二%というふうな上がります。これが上がったのは、いろいろな負担増という、要するに財源調整ということもありまして、保険料率、いわゆる修正率が〇・八%から〇・九%に上がった。このいろいろな要素が全部重なってこのように高くなったわけですね。これは国家公務員、電電公社の方の例で見ますと、一年間に三・三五%上がるということになります。いま御存じのように仲裁裁定なりあるいは人事院勧告というものが出ておりますけれども、その数字から見ても、ほぼ近い数字が一律に上がってしまうことになるわけですね。人事院勧告なり仲裁裁定というのは平気で抑えられますけれども、値上げの方もまた平気でやるということになりますと、まさにこういう方々にとってはダブルパンチということになるわけですね。本日は大蔵大臣がいらして、この辺でじっくりやろうかと思ひましたけれども、どうももうまいぐあいにおられないので、政務次官、いかがですか。

○保田政府委員 事実に関する部分を申し上げたいと思ひます。

先生が先ほどおっしゃいましたように、五十九年十月以降は、現在の一応のわれわれの試算によりますと、保険料が確かに三・三%程度上がるわけですね。国家公務員の共済組合の例で申し上げますと、現在は保険料が千分の百三程度でございすが、それが大体百七十程度に上がる。これがパーセンテージにしまして大体三・三%に

相当するということになるわけでございす。千分の百三から千分の百七十に、千分の六十七上がるわけでありすが、大別して三つの要因があるわけでありす。

その一つは、御指摘のように、国鉄の共済組合を救済するための拠出金の財源となるべき部分として千分の十二でございす。

○玉置委員 中身よりも、人動との比較とか仲裁裁定との比較とか、そつちの方でお願いいたします。

○保田政府委員 結局申し上げたいのは、かなり大幅な引き上げではございすが、それは国鉄をあらがち救済するためということよりも、みづからの保険財政を将来にわたって安定させるためのものである、こういうことでございまして、このことは必ずしも気の毒、そういうことではない。結局みづからのためになることだと思ひます。将来の年金財政をしつかりしていくためのものである、こういうふうな考えております。

○玉置委員 それはよくわかるのでございすけれども、上げるべきときに上げる、ある時期があると思ひます。それで本来は、こういうふうな重なつたときは一つずつずらしていく。増税のときがそうでしょう。いろいろ上げるのと何兆円にもなるから、ずらしてやっていますね。あれと同じで、やはりずらしていかないと、急激な負担というのは大変なことになるわけですね。五十八年は多分人動、仲裁裁定も上がると思ひますけれども、五十九年はこういう条件がありすから、そういう意味では上げなければいけない条件になっている。そういうことも考えて、時期をずらしていかないと、人動でさえあれだけあげるのだから、片方を、上げるときは黙って上げるというのはとんでもない話で、やはりもつと衝撃を少なく、やわらかく——これは毎年上げたてしようがないというときもあると思ひます。上げるという話でなく、しようがないときもある。しかし、重なつて一度に上がるよりはむしろ衝撃が少なくなるので、長期的観点はないかというふうに思ひますので、

に立つてそういう財源調整ということを考えていただきたい。

それから、あと一分で終わりますけれども、この間から、電電公社の経営形態が変わつたときにどうなるかというお話がございまして、現在の共済年金から民営化しても共済年金のままに残るのだというお話がございまして、その辺について、もう一回確認をいたします。

○保田政府委員 年金制度は現在八つ存在するわけですが、そのどれを適用するかといったことと経営形態というものは必ずしも一致していないわけですね。一方、片や私学の共済とか農林共済というの共済組合の適用を受けておるといふことでございまして、経営形態というものと年金制度の適用形態というものは必ずしも一致してないものである、そういうふうな考えております。

○玉置委員 いままでは共済組合のままで残るのではありませんか、そういう話をされてましたね。それは共済組合の側に選択権があるわけですか。

○保田政府委員 公的年金制度のどこに入るかというところでございすが、国家公務員共済組合ないしは公企体の三共済組合は、今回御提出しましたような法律で引き続き共済制度として残っていた、こういう前提でございす。

○玉置委員 今回共済制度が統合されるということですが、国鉄、電電公社、専売公社、それに国家公務員——国家公務員の場合はどうかかわりませんけれども、少なくとも電電公社というのはまだ非常に業績がいいわけですね。まだ民間では企業年金といふものが非常に普及しておりまして、これがいわゆる社会保障の民営化という話、その部分を補っている。いわゆる退職金を後ろへ回して、少ない部分を補つていくというところでやっていると、自分たちが努力をす

金ができるのかどうか、その辺について伺ひしておきます。

○保田政府委員 共済組合の中で特定の組合の給付だけを優遇する制度を設けるということは、非常に困難であると思います。

○五箇委員 共済のままで企業年金は無理だということですね。そうなりますと、状況の悪いところに引張られて掛金を高く取られ、いざもうるときは、状況の悪いままに給付をされる、こういうことですね。

○保田政府委員 極端に言えばそういうことでございますが、それがまた社会保障、社会連帯の精神のあらわれでもあるわけでございます。

御指摘の企業年金を、たとえば電電公社の場合にできないかということでございますけれども、これはたとえば昭和七十年に年金制度の統合が行われたというような後に、企業業績が非常にいいとか、あるいは組合員がみずからの保険料を積み上げるといふことで上積み年金をされるというようなことは、考えられないわけではないと思います。

○五箇委員 せっかく大臣が来られましたから、一問だけ伺ひして終わりたいと思います。

先ほどもちよつとお話を申し上げたんですけれども、今回の統合の中で、各共済の組合員の方々の掛金率が非常に大幅に上昇する。国家公務員の方あるいは電電公社の方になりますと三・三五%ぐらい上がるわけですね。人事院勧告とか仲裁裁定というのは政府の方で平気でよく凍結をされるわけですから、値上げのときは偏見と独断で一斉に上げる。今回の値上げは、いわゆる掛金率の修正率も含めて、財源調整という形で上げられるわけですから、こういうことで考えていきましても、少なくとも五十九年についてはもう何もしないうちに仲裁裁定あるいは人事院勧告、これに上げざるを得ないような状態になっていると思ひます。そのくらいまで大変大幅な掛金率の引き上げということで、実質的には相当収入減という形になるわけですから、先ほどから、上げる

時期をばらばらにできないか、そういうお話を申し上げておられるわけですが、人事院勧告、仲裁裁定を絡めてどういふふうにお考えになっているか、その辺を伺ひしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 御案内のように、まず仲裁裁定につきましても、一口に申しますと五十八年度予算が通過成立いたしましたから日いまだなお浅く、予算上その裁定に應ずる、にわかにこれに對する、可能であるという判断がしたい、よつて国会にこれを付議して国会の御意思に任ず、こういう決定をしていま国会でまさに、継続審議でございますか、になっておられるわけであります。

それから人勤につきましても、これは国会及び政府に勧告する、こうなされてありますが、従来最終的には給与関係協議会、ここでもいまだたしか三回相談はいたしました。最終的には国民的立場に立つてこれが方向を決めなければならぬ、こういうことでございます。

しかし、私の、財政当局の現段階における対応といたしましては、百兆にも上る財政赤字を抱えておる今日、この問題については、人事院勧告のよつてもつて立つことは十分尊重しながらも、厳しい態度で対応せざるを得ない、こういう趣旨のことを申し上げておるといふ段階でありまして、最終的には国民的次元に立つて、関係協議会で議を尽くし、そして内閣一体の責任においてこれを決める、こういう立場でございます。したがつて、平気で凍結したわけじゃございませんので、大変平気でなく、従来の経緯をいろいろ考えた結果、昨年は見送るという結論を下し、そして、その後、本院の議長裁定等に対して、政府を代表し、後藤田官房長官から、二年続きで凍結はしないという趣旨のお答えをして今日に至つておる、こういうことでございます。

また、今度の法律改正の問題につきましても、いわばいろいろな経過を経ながら、両審議会においても連帯の責任で答申をいただいで、いま御審議をいただいておりますので、言つて

みれば、これまた独断と専横に基づく提出の仕方ではない。大変懇切に御議論をいただいた後の問題であるというふうな理解をいたしておるものであります。

○五箇委員 じゃ、終わります。

○森委員 鈴木強君。

○鈴木強委員 お許しをいただきましたので、ただいま提案をさせていただきます。つきまして、若干の質疑をさせていただきます。

私は、具体的な質疑に入ります前に、若干基本的な問題について伺ひをしておきたいと存じます。

御承知のように、わが国におきましては、今日、男子の平均寿命は約七十五歳、女子は約七十九歳となつております。総人口に占める老人の数は一〇%を超そうとしておる現状でございます。これらの御老人は、明治、大正年間の最も苦しかった時代を生き抜いてこられた方々でございます。同時にまた、今日の日本をつくり上げてくださった恩人でもございます。したがつて、これらの御老人が老後を明るく、楽しく生活していただくような、よりよい保障制度を確立することは、今日政治に課せられた緊急な課題ではないかと思ひます。

政府は、このような高齢化社会の到来に對して、いかなる総合的政策をお考えでございますか。現在の年金制度を含めて、基本的な構想がございましたらお聞かせいただきたいと存じます。

○竹下国務大臣 いまお説がございましたように、一番最近の分で、男性が七十四・二二歳、女性が七十九・六六歳だったと思ひます。私が初めて国会に議席を得ましたときから見ますと、ちょうど十一歳ずつ平均寿命は上がつております。昭和二十二年は五十歳でございますから、ずいぶん長生きするようになったものだなあ——七十歳以上男女ともに平均寿命を持つ国は、アイスランドを抜いて日本が一番で、あとはスウェーデン、ノルウェー、オランダ、イスラエル、デンマーク、スイス、ギリシャ、カナダ、イギリスの順だった

と思ひます。これはよく演説しますので覚えておつたわけでありまして。しかしながら、他の国と違ひますのは、余りにも高齢化が急速であつたために、もろもろの点につきましても将来に備へる対応策が必ずしも十分でないというふうな思つております。

急速に對する施策をいたしましては、言つてみれば、老人年齢層に對し労働者年齢層の對比が、まだいまのところは分母の方が大変に多いでございますので、それなりに対応がなされておるといふふうに思ひますが、将来にわたつての考え方ということになると、今次の年金法の審議に当たりましていろいろと御議論をいただいておりますように、いまから本来あるべき方法を考えなければいかぬという意味においては、これからいろいろの問題が年金のみならず出てくる、そういう認識に立つております。

ただ、共通して言へますことは、明治四十五年生まれの人がこゝし誕生日を迎えれば、ことごとく七十一歳におなりになるわけでありまして。国会議員でも、明治生まれの人が六十九名おりまして、三人お亡くなりになりましたからいま六十六名、衆議院でございます。大正、昭和がほぼ一緒、これは一般の国民の階層から言へば、多少まだ高齢者の方が多いということになりますけれども、そうしたことも考えながら見ますときに、結局、戦前を生きて、戦中を生きて、戦後を生きていただいた、私どもに代つたところで、いわば本来物心がついたのは戦中であるとするれば、その方々によつて今日の日本の繁栄があつたということに對しては、大変な感謝をすべきことではなからうかなあという感じがいたしております。

（委員長退席、中村（正三郎）委員長代理着席）

したがつて、年金のみならず、将来の高齢化社会に對するもろもろの施策に對しましては、衆知を集めて對應していかなければならない課題ではなからうか。平素演説なんかで言つておることの数字を申し上げたのはあるいは非礼であつたかも知

しませんが、そのような気持ちでおります。

○鈴木(通)委員 大蔵大臣でございませうから――

きようは厚生大臣がお見えでございませうが、むしろその方の問題であるかもしれない。しかし、こういう委員会では私と一致しているから――基本的な認識については私と一致している。と存じます。したがって、これからどうするか。総合的な、基本的な保障政策というものを一日も早く策定をして、そしてそれに向かって政治が総力を尽くして実施に移るような方向に行くために、この基本構想というものを具体的に決める必要がある。私は思うのでございませう。ですから、その点をひとつ大臣、厚生大臣等とも十分御連携をいただきまして、むしろ所管は厚生大臣の方かもしれませんが、ひとつできるだけの機会に総合的な政策を決めていただくようお願いをしておきますが、どうですか。

○竹下国務大臣 最初の閣議決定の際、いわば中長期にわたる問題につきましては年金担当大臣を設け、初代の年金担当大臣は前厚生大臣森下さんだったと思います。いまは林厚生大臣が年金担当大臣、こういうことになっておるわけでありませう。したがって、年金担当大臣を中心にして当面、五十八年度行へき措置、それから五十九年度からやる措置、最終的には七十年度的というスケジュールに従って、年金についてはいわゆる写真写りをとるものにつくっていくという趣旨の、たまたま第一段階の、口とありまして、口は地方公務員共済でございまして、イの方の担当大臣としていま法案の審議をお願いしておるという立場にあるわけでございますので、当然のこととして、いままで本法律を提出しますに当たりまして、私が大蔵大臣に就任しましてからこの問題についての会合が三回ございまして、年金担当大臣のもとにいろいろな御意見を伝えていく、なかなか本委員会等でなされた議論を素直に伝えていくというのが私の役目ではなからうかと考えております。

○鈴木(通)委員 大臣、少しずれがあるのです。

私の申し上げておりますのは、老後保障の総合的な対策といひますか、これは年金、医療その他を含めまして、そういうことでございませう。ですから、年金問題については私はまたさらに所信を伺いたいと思っておりますが、大蔵大臣は大変重要な立場にいらつしやいますし、実力も持つておられる方でございますから、ぜひ閣内におきまして、さつき私が申し上げましたような総合的な御老人に対する保障制度というものの構想を、認識は一致したようでありませうから早くつくられて、そしてこれが実施に移されるような御努力をお願いしたい、こういう趣旨でございました。よろしゅうございませう。

○竹下国務大臣 当然のことでございますが、法案に關連して、年金のビジョンというお話にとどめて、年金担当大臣を中心として申し上げたわけでございますが、もとより政策遂行に当たりましては内閣一体の責任で、なかなか急速度でできてきた高齢化社会に対応するための施策については、政治家としても、また、もちろん政府の職員としても、いま真剣に対応すべき課題であるという認識はひとしくいたしておるつもりでございます。

○鈴木(通)委員 そこで、いま公的年金制度は大きく分けば厚生年金、国民年金、それに各共済年金、この三つから成り立っておりますと思ひます。そしてこの三種の年金と八本立ての制度は、考えてみると、発足に当たっては、それぞれその時代の要請と置かれていた立場、政治的背景など、非常に複雑な歴史的経過の中で別々に発足した経緯があると私は思うのでございませう。ですから、これを見逃すと大変問題になるような気がするのです。したがって、いま私も選挙区を回りますので、みんな言っておるのは、現在制度上のゆがみがあるのではないかと、あるいは制度上の矛盾とか不公平とか格差について、これを何とか早く直してまいりたい、こういう国民の意見があることは事実でございませう。

背景、それから時代の要請、こういったものを全然無視して一挙にそこへ到達するということは、非常に無理があると思ひます。私自身、通信省に就職を希望いたしました職を奉じたのでございませうが、当時私が通信省を希望した動機が大きなのは、一つは、小役人であつても、給料は安いけれども老後に恩給がもらえる、これがもう何よりの望みであつたわけですね。そういうことで、恩給制度というものが戦後共済制度に変わつておるわけですが、その歴史的な経過の上に今日の共済年金制度があるということを忘れてもらつては困ると思ひます。

ですから、今度出されております法律案の内容等を見ますと、いまも大臣からお話がございまして、三つの種類と八つの年金制度、これにおける格差の是正、不公平をなくする、こういった国民の世論というものがあつた。したがって、これについては一つの見通しだけは私も伺つております。制度審からも答申が出まして閣議も了解しておりますけれども、これはほんの道筋だけであつて、具体的な内容については何ら触れておられない。そういうときに私は、今回のような国家公務員と公社の統合をするような改正案ということについてはどうしても納得がいかないのです。ある程度道筋を決めまして、具体的にこうするのだという上立つてこようするのだというところであればわかるのでございませうけれども、そこら辺が非常に欠落しておると思ひますのでございませうが、その具体的なスケジュールというのはいつごろできるのですか。

○竹下国務大臣 まず私からお答えをいたして、正確には事務当局からお答えをさすことにいたしますが、確かに私も大蔵省へ参りまして、よく恩給史というようなものを見ますと、いつになつたらなくなるだらうかな、そうしたら大体三十三年採用、ちようどいまの文書課長から地方局の局長ぐらゐが三十三年採用、その方々も若干の部分の恩給部分があつて、そうするとこの方々の十歳下のお嫁さんが亡くなるまでという、相当まだ恩

給部分も残るなどというようなことで勉強させていただいたことがございませう。確かに、いわゆる昔の官員に対するとこの恩給制度というものが、いわば自己の職業の選択の際も大きな要件の一つになつたであらうといふことは、推測するに十分な要件であると思つております。したがって、それがまずそれぞれ国家公務員共済になり、あるいは地方公務員共済となり、そして三公社の共済組合になつた時点、これの変化に対応するといふこともやはり大きな変革であつたと思ひます。そのときもいろいろの恩給得権でございませうと、そういう議論がずいぶんなされたといふように、私も物の本で読ましていただいております。

そうして今度このようになつてみますと、大筋で申しますならば、決めた一、二、三の方式で考えるその一といひましては、言つてみれば、類似した形、これは歴史的にも考えまして、そこから手をつけ、そしてそれが国鉄共済の救済にもなるという考え方が手をつけられたものでございませうが、いまおっしゃいますように、基本的な道筋というものが明らかにされる前にこれをやることはいかかという議論は、社会保障制度審におきまして、また国共済の審議会におきまして一番多く議論された焦点でございませう。ただ私もこれに対して大変な感激を覚えましたのは、そのような審議をしながらも、政府の決めた手順に従つて法律を出すということになるならば、やはり答申という形式が必要だらう、それは言つてみれば中間報告をもつて答申にかへるといふ内容のものであつても、そこはお互いの連帯の中で調和をとらうといふような背景で御答申がいただけるに至つたといふふうな考えで、かねて私は、謹んでその両審議会に対して感謝を申し上げておるわけでございます。

そうした形の中でございませうし、当然一つ一つの制度は歴史的背景のもとにできておるもので、それらの既得権の問題とかあるいは連帯の精神の中に吸収される問題と、どうしてもされな

い問題と、いろいろなことについては、具体的にやはい対応していかねばならない課題があるというふうに、私も中身をそのような形で理解をさせていただいておるところであります。

○鈴木(強)委員 いま大臣がおっしゃいましたように、この法案を提出する過程におきましては当然国共審あるいは制度審の方に諮問をなさいました。その国共審があれだけもめたこと、制度審の方も大論議があったと聞いておりますが、まず第一番には、公的年金改革構想を早期に具体化する、それがいいのはおかしいじゃないか、こういう論議が一つあったと聞いています。それから、三公社の経営形態と年金制度を切り離して審議することは非常にむずかしい。三つ目には、本諮問は関係者の間で多くの利害が錯綜し、答申は非常に困難である。こういうのが国共審の答申のように私は聞いております。

さらに、制度審におきましては、国鉄共済年金問題に対する国の責任のとり方が不明確であるということが一つ。二つ目には、制度審の建議しております「皆年金下の新年金体系」、これは五十二年の十二月十九日のものであります。その趣旨を公的年金改革に生かす。三つ目には、統合法案の成案に際しての関係者の基本的合意が欠如してある。そのほか給付水準の問題とか保険料の引き上げの問題とかについて述べておりますが、少なくともこのような議論がそれぞれの審議会において行われた以上は、政府としてはこれに対してより慎重な検討を加えて、そしてこの法案を提出すべきではなかったのでしょうか。

聞くところによりますと、こういう答申は得られけれども、当初大蔵省が提案いたしました原案をそのまま国会に出してある。これは制度審そのものを無視するというようなことで、非常に非民主的ではないかと私は思うのです。非常に賢明な大蔵大臣に大変失礼なことを申し上げて恐縮でございますけれども、私はそういうふうに思うわけです。ですから、制度審から得たこの五つの建議に対して、原案にこだわらずに、直すところは直し

て、そしてわれわれがより皆さんの原案を理解できるように、そういう配慮の上で法律というものは提案すべきではないか、こう私は思うのです。これは大臣、どうでしょう、その辺。ちよつと私の方が言い過ぎですか。

○竹下国務大臣 私は言い過ぎではないと思ひます。そういう考え方は私もあるであらうと思ひております。ただ、そのような中身にならざるを得ないほど、われわれもある意味において不満なところを指摘した。が、しかし、政府としてもこの手続を通らなければ法案が提案もできないじゃないか。なれば、このような形で率直に批判すべきものは批判しても答申はしてやろうという高度な判断というものに甘えて、私どもはいま法律を提案して御審議いただいております。

(中村(正三郎)委員長代理退席、委員長着席)

実際、一つには、三公社には審議会みたいなものがございせんので、経営者の側の人の意見を聞いたり、それから組合の方の側の意見を聞いたり、国共審の方も運営に苦勞していらつしやいました。それを国共審の委員の方の、きれいな言い方をすれば良識でもって、とにかく時に中断し、時に懇談会に切りかえながらこれを進めていたのだ。集積がこれだ、こういう認識を私も持つておりますので、いまのような批判がなされるであろうということはもとより当然のことである。それは政府に対していただく当然の批判であつて、別に非礼であるとかいうような考えは持つておりません。

○鈴木(強)委員 大臣が率直にお認めになられたので、これ以上また申し上げるとどうかかなと思つたのでございすが、これはひとつぜひ今後の問題として御配慮いただきたいのでございします。せっかくの審議会があるわけですから、少なくともそこで激論になり、意見が完全に一致しないような問題については、何とかさらに中間的なコンセンサスを得られるようなことがないだろうか、そういうことは当然御検討、御配慮いただいたと

私も思います。思ひますが、結論としては、政府原案どおり国会に提案したということは、やはり二つの審議会における審議権というものが入れられておらないということはどうも間違いないわけでありまして、そういうことになりまして、やはりわれわれ審議する場合でもいまのような意見が出てくるわけではございまして、法律というのはよければ修正してもいいじゃないですか。私はそういう意味におきまして、もうちよつとコンセンサスが得られるような方向に持つていく努力を大臣としてもしていただきたいし、もちろん、これは国会に提案してありますから国会の問題でございまして、われわれも大所高所から考えなければならぬと思ひますが、行き方としては非常にまずいやり方だし、力で強引に出してきたというふうに思われても仕方ないんじゃないか、こんなふうに思つたわけでありまして。それは今後十分制度審議会の御意見も尊重していただけると確信をいたします。で、今度の問題については、ぐちになりますけれども、私はそういう感情を率直に持つておりますし、大臣もそれを認めてくれましたので、今後はわれわれからこういう意見が再び出ないような形にしたいことをお願いをしておきたいと思ひます。

それから、ちよつと問題が外れて恐縮ですが、でも、さつき年金の基本的な問題で伺いました。が、実は女子の年金権の問題なんです。私も選挙区を回つてみまして、女子年金権の確立については非常に強い期待があります。それに対して政府はどういうふうにお考えおられるのか。

それからもう一つは、国民年金は六十五歳支給開始になつております。しかし、六十歳で減額されることを承知でもらう人たちが非常に多くなつてゐるのです。なぜ皆さんは六十五歳になつてもをなすのですかと聞きますと、いや六十二、六十三で死ぬかも知れぬ、だから早いうちにもらつた方が得だ、こういう意識になつてゐるので、ここいらについてはやはり個人の意思であり

ますから、国が強制的に指導するとか何とかということは無理だと思ひます。しかし、六十五歳支給になりますけれども額も多くなるわけですから、その辺の個々の被保険者に対する理解と納得を得るための行政的な宣伝とか周知といひますが、そういうものはなされていらつしやるのでしようか。全国から見ると大体どのくらいの方が六十一歳あるいは六十二歳、六十三歳と、六十五歳に満たないのにもらつてゐるという比率がわかりますか。わからなかつたら、これは資料で結構ですから後から出してもらいたいと思ひます。それに対してちよつと考え方を聞かしてもらいたい。

○山口説明員 婦人の年金保障の問題でございすが、現行の制度の中で婦人の年金保障について非常に問題があるんじゃないか、不十分な点もあるんじゃないかという御指摘がいろいろございします。簡単に整理いたしますと、一つは、年金というのはそもそも夫婦単位で考へていくべきなのか、個人単位で考へていくべきなのかという問題がございします。現行の年金制度におきましては、被用者年金につきましては夫婦単位で考へるという構成がとられておりますのに、国民年金につきましては個人単位。しかも、任意加入制度を認めてゐるということもございします。その結果、世帯としては幾つもの、何人分も年金をもらつてゐるような問題も出てまいりますし、また任意加入をしておられない奥様方には、場合によつては無年金になつてしまつてゐるような問題がございします。したがひまして、これは、わが国の年金制度を将来夫婦単位で考へていくのか、あるいは個人単位の年金にしていくのかという年金の基本的な問題について整理をいたす必要が一つございします。

それからもう一つは、給付の水準を考へます場合には、老夫婦としての世帯の水準をどの程度にするのかという目標設定をしていくのか、あるいは個人単位にばらばらにしてしまつて水準を考へるのかというところで、水準設定等とも関連をいたしてまいります。そういう意味で大変大き

な問題でございますけれども、御指摘いただきま
すようにいろいろ問題点があることも事実でござ
います。わが国の年金制度、いま再編成のた
めの準備をしておりますけれども、婦人の年金問
題にどう対応するのかという方向づけをしない限
り年金制度の再編成の方向も決まらない、そうい
う大きな問題だというふうな受けとめておりま
す。関係の審議会におきましても、基本的にはす
べての婦人に年金権を確立する方向で制度改革
に取り組めという御意見をいただいておりますの
で、大変むずかしい問題がございまして、いま
次の制度改革の中でこの問題についてぜひ整理を
していきたいということで、いま検討をいたして
おります。具体的な方向はまだお示しできません
けれども、十分意識をして作業をいたしております。

それから、国民年金の支給開始年齢との関係
で、いわゆる繰り上げ支給の方がどれくらいかと
いうことでございますが、大体七割ぐらいの方が
繰り上げ支給を受けておられるというのが実態で
ございます。

この制度の趣旨は、そもそも国民年金というの
は自営業、農業の方を対象にした制度でございま
すから、サラリーマンの場合とは支給開始年齢
等についても下がってやむを得ないのではないかと
いうことで制度ができておるわけでございませ
んけれども、現実には厚生年金が六十歳になつてお
りますので、国民年金の階層の方たちでも六十か
らぜひ年金が欲しい、また、いまだかないと生活
もなかなかできないというふうな方もおられるだ
ろうということで、そういう特別な事情がある方
については、サラリーマンの年金との均衡からい
つても、六十歳からの支給を認める制度を設けさ
るを得ないだろうということでこの制度ができて
おるといふふうに理解をしておるわけでございま
すが、現実には、先ほど先生の御指摘がありまし
たように、もたえるものはできるだけ早くいただ
いた方がいい、それから、生活の糧というよりは
お孫さん等に何かお小遣い等も差し上げたい、そ

れから、周りの人がみんなもたえておるといふよ
うなことで受けておられる方が相当多数おられる
というのが私どもの調査でもわかっております。
そういういたしますと、制度を置きまして本来の趣旨
とちよつと違つたところで機能しているというこ
とでございまして、審議会等でも、この制度につ
いてはちよつと見直した方がいいのじゃないかと
いう御議論もございまして、ただ一方で、こういう
制度を存続させるべきだという御要請も大変強い
ものでございまして、私どももいたしまして
は、年金というのは本来、生活の糧がなくなつた
ときに本来の年金を六十五歳から支給をしていた
だくというのが望ましい、また、それを前提にし
て水準等も考えておりますので、そうしていただ
きたいということで、いろいろPR等をしており
ますけれども、まだまだ不十分な面がありますの
で、制度は制度といたしまして、そういう趣旨
は今後も十分PRをしてまいりたいと思つてお
ります。

○鈴木(強)委員 後段の方はわかりました。
前段の、婦人の年金権の確立については制度改革
の際、こうおっしゃいましたが、制度改革の見
通しは大体いつになりますか。

○山口説明員 現在、国民年金、厚生年金、船員
保険の制度改革の準備をいたしておりますけれども、
私どもの心づもりといたしましては、できる
だけ早く案をまとめまして審議会に諮問をさせて
いただいて、御答申をいただいて、次の通常国会
にはその改革案を提出をして御審議をいただき
たいということで準備を進めております。

○鈴木(強)委員 わかりました。ぜひよろしくお
願いいたします。

そこで、ちよつとまた本論に戻ります。
この法案を見ますと、公企体共済組合は当分の
間単独運用を認めるといふふうになっております
が、この「当分の間」といふのは何年なのか。ち
よつとはつきりしておりませんから、「当分の間」
とは当分の間だなんという答弁をしないで、国民
にわかるような答弁をしてください。

○保田政府委員 先生御指摘のように、今回御提
案申し上げております法律案では、公企体の共済
組合は当分の間それぞれの組合が長期給付事業を
行う、要するに、財布はしばらくは別々でございま
す。そういう意味では完全な統合ではないわけで
ございまして、であります。その場合の当分の間
というのは、財政調整事業、国鉄共済組合の援助
のための措置でございまして、この財政調整事業
にかかわる部分を含めまして、国鉄の共済組合と
その他の共済組合との負担がおおむね一致をす
る……(鈴木(強)委員「バランスがとれる」と呼
ぶ)はい、バランスがとれる、そういうのが一つ。
それから同時に、負担は先ほど申し上げました
が、給付につきましては、今回御提案申し上げて
おります法案で合致をするわけでございましてか
ら、そういう意味での給付と負担の両面におきま
して大体統一性がとれるという条件が達成されま
した上で、各組合の合意が得られました段階を考
えておるわけでございまして、先ほど来御説明申し
上げておりますように、わが国の公的年金制度の
統合は、現在政府としましては昭和七十年をめど
といたしておりますから、最大限七十年までの間
に、先ほど申し上げましたような条件が成就され
ることを期待して、こういうことでございま
す。

○鈴木(強)委員 そうなればまことに結構でござ
いまして、果たしてどうなりますか、非常にむず
かしいような気がしますが、その「当分の間」と
いふのはよくわかりました。昭和二十八年につく
つた学校図書館法という法律がありまして、「当
分の間」といふのが、今日も「当分の間」で生き
ている条文がある。だから私は、この点は念を押
して伺つたわけです。いい答弁をしてくださいま
した。わかりました。

そこで、今度のこの法案の提案理由を見ます
と、また内容を見ますと、一つは、公企体共済年
金と国家公務員共済年金を統合する、二つ目に
は、公企体共済年金水準と国家公務員の年金水準
を合わせる、もう一つは、国鉄の共済年金財政の

赤字を国家公務員と電電、専売の各共済組合に負
担をさせる、この三つに尽きていと思うのでござ
います。

私はさつき、前の委員の質問も伺つておりまし
たが、前のこの一、二はついたりであつて、問題
は、国鉄の今日の共済年金の財政の赤字を負担さ
せるといふのが本当のねらいではないかと思うの
です。もちろんこれは誤解があつてはいけません
が、今日国鉄の共済年金がなぜこういうふうな事
態になつたのか、これはきのう、きょうわかつた
ことではないと思ひます。保険数理で計算してみ
れば、十年先、十五年先どうなるかは、もう早い
機会にわかつておるはずだと私は思うのです。そ
れに対して国鉄当局がどういふふうな措置をして
きたのか、そこらについてはさつぱりわからな
い。私ちよつと二番せんじの質問ですから、すで
に質疑があつたとすればお許しをいただきます
が、私はそういう点がよくわからない。しかし、
国鉄の共済年金の財政が赤字になつて、長いこと
国鉄事業のために苦勞された皆さんに年金が支給
できないのだぞということでは許せないわけであ
ります。私たちもそのことについては深い理解を
しておるし、何とかその方法はないかということに
ついて意見が一致していると私は思うのです。

ただ、問題は、そのやり方でありまして、よつて
来る原因は何か、それをわれわれがよく理解し
て、そうか、それならばこうしてやろうという気
持ちになれるような、国民にわかる話をしてもら
いたい。何か人が借金したのをおまえ払えという
ような、これは極端なことを言えばそうとられる
ようなものなのです。それでは国家公務員の諸君
だつて、電電や専売の諸君だつていい顔でござい
ません。理屈にならぬじゃないですか。そんな
むちゃくちゃなことはいけません。だから、そ
れは今日までこういうふうな自助努力をしてき
た、しかしいかんともしたい、国においてもこ
ういふふうな協力をする、だからあなた方も少し
協力してほしいという、われわれにもう少しわか
りやすいような話をしてもらえないのですか。そこ

これに對して一体何をやつておつたかという御質問もいただいたわけですが、大体五十年くらいあたりから先行きに国鉄共済としては不安を感じておりまして、つまり石油ショック後の大幅な年金改定があつた、さらにちようどそのあたりから退職者が増加をし始めておるといことが年金財政を非常におかしくしてきたということで、これに對する対策といたしましては、五十一年から保険料の引き上げという形でございますけれども、何回か手がけております。具体的に申し上げますと、昭和五十一年に千分の十の保険料の引き上げと、それから五十三年には千分の二十の引き上げ

○鈴木強 委員 いまあなたのお答えを聞いておりました、どうも五十一年ごろからぼつぼつ考へたというようにしか受け取れないんです。これはもう保険数理ですからね。退職者がどの程度出るか、この見通しについては自然退職、それと合理化というものがかなり国鉄は要請されておつたわけですから。確かに最近のように数万人という人が一挙にやめるといふことは、一つのフアクタールの中ではむずかしかったかもしれませんが、いづれとも十年なり十五年前に、国鉄財政は、

問機関として、御承知かと思いますが、国鉄共済年金財政安定化のための研究会というものを設けまして、それに、今後年金財政が非常に悪化する事が予測されるが、これにいかに対処すべきかということとを諮問いたしておりますが、五十五年五月にその答申が出まして、一言で申し上げますと、国家公務員と公企業職員グループの共済年金制度の統合一元化という方向が示されておるわけでございます。国鉄としては、その提言に基づきまして財政の実情を訴えるとともに、将来の抜本

ては当然の閑といふことで、大蔵省もおられるうですから、早くこのバランスがとれるようにやっていただいたらどうでしょうか。

それから、年間二千六百億赤字になるわけですね。そのうち二千億は自助努力でやります、あと六百億を国家公務員と二公社に出してください、こういうことでございますが、この各共済組合に対する負担の問題について、それぞれの共済組合の年金財政というものにかなり影響が出てくるのではないかと思うのですけれども、それらの問題については大蔵省は調査してありますか。

○保田政府委員　数字でお答えいたしますが、国

鉄の共済組合に対します財政調整の具体的な内容につきましては、委員会をつくりまして検討するわけですが、大蔵省がこの法案を作成いたします段階での試算というものがございまして、それによりまして、年平均で国共済の連合会が四百六十五億、電電が百二十億、専売が十五億ということになっております。

○鈴木(強)委員 電電公社から来ていただいておりますが、これは一つの例として、年間百二十億負担をする、そのために職員一人当たりでどの程度の負担増になるのか、これをひとつ教えてもらいたいのです。

○中原説明員 ただいま大蔵御当局から出てまいりました数字でもって、私どもの職場の方で割り算をするという形で計算をいたしますと、百二十億円を保険料に換算いたしますと約一・二％程度という数字になります。この百二十億なんです、これを労使で折半をする形で負担をするというふうにいたしますと、個人の負担分が年間六十億。六十億を一人当たりで割り当ててみますと、保険料率にいたしまして〇・六％、それを給与だとかそういうものの中に入れて計算をいたしますと、月額千二百円程度の負担増になるであろうというふうに試算をしております。

○鈴木(強)委員 それからもう一つ公社に伺いたいのです。年金の給付率でございまして、この法案が通った場合にはどうなりますか。損になるのですか、得になるのですか、給付率の方は。

○中原説明員 個々に計算するのはなかなかむずかしいことでございまして、一般的なモデルでこの法律案の規定に基づく試算を行ってみますと、大きなものは、これは例外でございまして、たとえば三〇％程度も給付が落ちるといふ面もございまして、一般的なモデルで見ますと三％ないし五％程度給付水準が落ちる、ダウンするというふうに見込まれる、そのように試算してございまして、○鈴木(強)委員 これは職員の退職手当の問題等との関連もあるようですね。従来三％マイナスになったもの、これは復活するようですね。ただし

退職時の最終の給与によって年金ははじかれていくわけですね。一方は年間の平均でやっておりますから、そういう面も関連をして、にわかに損得ということも言えないと思えますけれども、いずれにしてもプラスになることはない。マイナスになることばかりだと私は思うのです。

そこで、もう一つ聞いておきたいのは、大蔵省の方では国家公務員共済組合の財政の再計算の実施時期を五十九年十月ということにしているようですね、私、試算をもらっています。ところが公企体組合の場合には、たしか五十六年四月に改正されていると思うのです。国家公務員の場合には、再計算の時期が五十四年十月でございまして、したがって、五十九年十月という、五年ごとという線に沿ってくるわけですが、公企体の場合は一年半も早くまた再計算されるというようなことで、この面の負担もかなり大きくなるように私は思うのです。大蔵省、まだ一年半も早いのに、なぜ公企体の財政再計算をやろうとしているのですか。

○保田政府委員 御指摘のように、国共済の場合は財源率の再計算を少なくとも五年ごとに行うということが、国共済の法律によって決められておるわけでございまして、前回から勘定しましてちょうど五年目の五十九年十月ということになっております。各公企体の共済組合につきましまして、その辺について明文の規定はないわけではございまして、財政再計算は五年ごと、あるいはその制度上の大きな改正が行われるときには、その改正を織り込んで同じ時期に再計算を行うというのが慣例になっておるわけでございまして。

今度の場合は、国共済は五年ごとということとで再計算を行わなければならない。公企体の共済につきましましては、今回御提案申し上げております法律によりまして、給付の面、負担の面で制度の改正が行われるものですから、この際両者を一にして、同じ時期に再計算をさせていただくというものが適当ではないか、こういうふうに考えておるわけであります。

○鈴木(強)委員 試算を私は拝見したのですが、現行保険料率は、職員は掛金の半分、これは折半になるわけですが、たとえば国共連の方を見ますと、現在が千分の百三ですね。それから電電が千分の百三、専売が千分の百十六、国鉄は非常に財政がむずかしいところで百四十八になっていまして、今度改定しようとする上げ幅を見ますと、国共連の方が千分の百七十、電電も百七十、専売が百九十四、国鉄が二百四ですね。そうすると、引き上げ幅で見ますと、国共連が六十七、電電も六十七、専売が七十八、国鉄が五十六、こういうことになるわけですね。これはちょっと感ずることですけれども、国鉄財政が非常に困難なときですから、少なくとも上げ幅についても多少考慮しておかないと、何か出すためにそちらの方がまた余分な負担をさせられているというような感じを持つのは無理からぬことでしょう、次長。その辺の配慮というのは、これは決まったものじゃないのですか。そうでなかったら、私はそういう点も十分配慮してやってほしいな、こういう気がするのですけれども、どうでしょう。

○保田政府委員 各共済組合の負担金といえますが保険料率のアップは、先ほど先生が御指摘になったとおりでございまして。ただ、これは先ほど申し上げましたが、仮の試算でございまして、おっしゃるとおり修正の余地が全然ないというわけではございませんが、国共済、それから電電と専売についての上げ幅のうち、試算では、先ほど申し上げましたが、千分の十二程度が国鉄の共済組合に対する拠出、残りの大半はみずからの年金財政を将来にわたって健全化するための予算ということなのでございまして。

国鉄の上げ幅が多少相対的に低いではないかという御指摘がございましたが、その点につきましては、国鉄の共済組合も、先ほど来国鉄当局から御説明いたしましたように、現在に至るまでかなりの努力をされておるわけでございまして、二割程度が負担の限界に近いものではないかというふうに考えたわけでございまして。

○鈴木(強)委員 私がなぜこういう質問をするかという、これは理論的にも法律的にも私は非常にむづかしいことを言うわけですから、その点をあらかじめ前提にして聞いていただきたいと思います。国鉄事業というのは国の事業ですから、公企体にはなっておりますが、資本も投下しているわけではございませんし、したがって、これは独立した共済組合制度の中で財政は特に考えておるわけですから、ちよつとむづかしいことになるのですけれども、この際、これは非常事態ですから、超法規的な立場に立つてこの国鉄の瀕しております危機を救うということは、私はこれは国の責任でもあると思ひます。だから、会計上ストレートに国鉄にこの二千億のうち、では六百億なら六百億を出して、そして公社の負担はなくなるとか、国鉄財政に協力してやるとかというふうなことになることは、非常にむづかしいとは思ひますけれども、非常事態ですから、何かそのくらいの配慮をしてもらわないとこの問題は解決しないと思うのです。国鉄だって、いま十七兆ぐらゐの累積赤字があるというふうな状況でございまして、これは国鉄職員が怠けておつて出た赤字じゃないですよ。みんな胸に手を当てて考えてみれば、われわれ政治家にも大きな責任があるはずですよ。大変な苦勞をして鉄道を守り、正月元日から働いてくれているのですよ。そういう人たちが年金をもらえなくなるといふことは、さつきも申し上げましたけれども、そんなことは言えませんが、何とかしなければならぬ、これはもうみんな意見が一致しているわけですね。だから国の方でも何か知恵を出して、超法規的なことになるか知らぬが、この責任の一端を担ってやるといふような決断はできないのですか。これは大臣がいらないから、政務次官どうですか。

○塚原政府委員 先生のたゞいまのお話は決してむづかしいお話ではございませんで、国民のかなり多くの意識の中で持っている御意見だと思ひます。

そういつた中で、政府といたしましては、いろいろな方々からの御指導をいただきながら、今日の弱きを助けるといいますか、そのような形で、の年金に関する一つの法律というものを下させていただいたわけでございます。これからの、よりすばらしい年金づくりの一つの道しるべとなればと思いますし、私どもも誠心誠意、諸先生方からいただきました注意も十分に御配慮させていただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうかこの法律に対します御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

着席

○塚原政府委員 ただいまの御提案につきまして、多分に技術的な面もございますので、保田主計局長の方からお答えさせていただきます。

来繰り返しておりますように、そのお気持ちはわからないわけではないわけでございますけれども、やはり公的年金制度の一環としましてこれはやはり相互扶助、大きな連帯の中で、強い者も弱い者も一緒になった大きな保険集団をつくることによつて助け合つていくのが本筋ではないか、こういうふうな考へてゐるわけでございます。国の財政も大変苦しいわけでございますして、その余力もないということも事実でございます。よろしく御理解をいただきたいと思います。

○吉居政府委員　ただいま国から貸せないかというお話で、国と申しますのは、たとえば財政投融

○鈴木(強)委員 次長がおっしゃることはわかりませんが、できないはずもないようなのだと思います。

○吉居政府委員　現在資金運用部資金の貸し出し対象は法律で決まっております、共済組合に対しては貸し付けできない、こういうことになっているわけでございます。

〔中村（正三郎）委員長代理退席、委員長
着席〕

変えればできるなら法律を変えて、早速にして直ちに可決、成立する、こういうこと

○塚原政府委員 国のお金と申しまでも、国民の皆様方からお預かりをしているきわめて貴重な

背後に出てくるわけでございまして、よく私ども勉強させていただいたというようなお話をすること

○鈴木(強)委員 申しわけないということで逃げるよりも、いい提案ですから、ひとつ英知をしぼ

それから、あと幾つか質問がありました。が、時間が参りましたので、最後に希望だけ申し上げておきます。

それから、既得権益というものが大事なんです。雇用された人は、当時は何年勤めればこれだ

もう一つは、今後の受給額の問題について、いま申し上げましたように、従来の既得権益といつ

たい。

最後には、さつき申し上げましたような国鉄財政についての問題は私たちもひとしく憂えていることであるから、国におきまして、私の申し上げましたようなことを含めてもう一度検討していただきたいというのを強く要望いたします。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○森委員長 御苦労さまでした。

沢田広君。

○沢田委員 最初に全体的な問題でお伺いをしておきます。きょうの分は重複することはないと思うのですが、以前においては重複する点があったらお許しをいただきたいと思ひます。

まず第一に、年金改定のスケジュールで、七十年というのは政府見解としてはほぼ統一的なものと解釈をされているのか、とりあえずは事務局の案ということなのか、その点だけまずお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○山口説明員 「公的年金制度改革の進め方について」ということで政府として閣議で決定をいたしておりますが、そこでは「昭和七十年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させるものとする。」ということに現在のところなっております。

ただ、これは五十八年度末までに正式に公的年金制度改革の具体的内容、手順等についての成案を得るための、おおよその方向と段取りの目安というところでそういう意思決定をしているということでございます。最終的には五十八年度末までに得る公的年金制度改革の成案において明らかにされるものと考えております。

○沢田委員 そうすると、七十年というのは、一応目安としては決めてあるけれども確定的なものではない、こういうふううに理解してよろしいですね。

○山口説明員 そういうことで私どもも作業をしております。

○沢田委員 そうしますと、国共済、公企体の統合、これが現在の法案。地方共済は現在一応済ん

だ。それで厚生年金と国民年金——船員を含むと思ひますが、これは来年の一月、通常国会に一応提出をする。あと私学と農林は一応そのまゝの状態で、大体いつまでいくという考えか。これは目安で結構です。目安としては、その状態は大体いつまで続くと考えておられるわけですか。

○保田政府委員 国共済と公企体の共済は、今回御提案申し上げております法律で一応統合が成り立つわけでございます。この統合をいたしました後に、先ほど厚生省の方からお答えしました年金の統合の手順、閣議決定されたものでございまして、それによりまして、五十九年から六十一年にかけて、さつきおっしゃいましたように厚生、国民、船保の関係調整が行われますので、それををならみながら同様の趣旨での関係調整を同じく五十九年から六十一年の間にやりたい、こういうふううに考えております。

○沢田委員 これも、いまは事務局段階の見解ですか、それとも政府の統一見解の段階までいつているものと解していいですか。

○保田政府委員 本年の五月二十四日に閣議決定をいたしましたものの中身でございます。

○沢田委員 そうすると、六十一年段階になりますと共済と厚生年金と国民年金との法案の整理をするようになってくる、そしてそのときの法案の整理は、実施時期は七十年のものををつくるのである、こういうふううに解釈してよろしいですか。

○保田政府委員 年金制度全体の改正の具体的な内容は、現在まだ政府部内で検討中でございます。具体的な内容をお示しできる段階ではございません。何年度にどこまでの関係整理ができるか、まだ必ずしも明確ではないわけでございますが、厚生大臣が年金担当大臣として指名されておりました、政府全体として、厚生省あるいは大蔵省、自治省といった関係省庁がいま鋭意検討を進めておる、こういう段階でございます。

○沢田委員 とにかく十一年後のことを言っているのですから、若干の誤差というか、若干どころではない、相当の誤差が出てくることは予期され

るのであります。ただ問題は、こういうものが示されたことによつて、国民なりそれぞれの関係者が非常に動揺している。きょう今日の段階もそういうことなんですね。なるのならばとつきりしていれば、またそれなりの考え方が皆あるわけですから、ところが、十一年先のものの形がどうなるのかということが明らかにされない、現在掛けている掛金に対する信頼感、保証、これがないわけですね。いまわれわれの年金というのは賦課方式じゃありませんから、結果的には十年なり十五年先の制度として、あなたのこの掛金をやれば、いま三十歳の人なり四十歳の人があるときに、あなた、こうなりますよ、その保証があつて初めてその掛金というものは生きてくるわけなんですね。

いま私は中身は言っていないのですが、七十年段階にはきちんと全部やつてしまふんだということとを国民に発表するかどうか、国民がそのことによつて選択をする中身の材料というものになつていくわけなんです。その意味において必要性が強い。ところが、いまのようにばけた話をしていると、国民年金を掛けている人も不安になるし、厚生年金を掛けている人も不安になるし、共済年金を掛けている人も不安になつてしまふ。先にいつてどうなつてしまふのだから、この不安感を政治家は与えてはいけません。国会もいけないです。これは政府もいけない。どうなつてしまふかという不安感を与えたら、こういう問題はその途端に問題が起きてきますよ。だからその辺は、スケジュールを出さなければ、こうなりまふよというものをいふ必要はない、これはやはりうそを言うことになつてしまふ、いま毎月掛金を付けているのですから。その人がもらえるときに、あなたはこのようになりますという保証がなかったらいけないと思ふのです。この点いかがですか。

○山口説明員 ただいま申し上げております公的年金改革の進め方のスケジュールは、先ほど申し上げましたように、今後政府としての成案を得るためのおおよその方向と段取りの目安を定めた

いうことでございます。そういうものを示すにしても、もっと具体的なものがないと国民に不安を与えるじゃないかという御指摘でございますが、このスケジュールにもございますように、結局は高齢化社会に向けて年金制度をどう再編成をしていくかというのは、五十九年に私もがやろうとしております国民年金、厚生年金が、九割の方に占められていた年金制度でございますから、国民年金、厚生年金を一体将来どうするんだ、その水準はどういうところに目標を置いてやつていくんだということをさつきさせることが、そういう不安にお答えをすることもあると思ひます。そういう意味で早くしなければならぬわけですから、いま関係審議会からの御意見等もいただまして、できるだけ早く、私もはこう思うという案をお示しをして、関係の審議会等でそれを土台にして御議論をいただきまして、その成果を踏まえて来年の通常国会には法案を提出したいというのが私どもの事務的なスケジュールで、いま準備を進めているところでございます。

○沢田委員 これを今度は裏返した物の言い方をしますと、いま掛けてある掛金で将来あなたは幾らの年金がもらえますというところは、これは一つの公約であり、約束事なんです。契約なんです。ですから逆に言うと、これからどう改定しようとも既得権は侵害しません——これは厚生年金の答申にもありますが、既得権は侵害しませんというところが担保になれば、今後の改定がどう変わろうと、現在もらつてある人あるいはこれからもらふべき人、そういう条件が変わらなければ——もちろんこれは掛金にも関係してきますよ。掛金には関係してきますけれども、既得権は侵害しませんというところが約束されれば、いまのスケジュールも、ある程度の移動性はあつても、次の次の移動になつてくるのですから問題はなかつたと思ふのです。その点いかがですか。時間がたつてから簡単に答えてください。

○山口説明員 ただいまの点につきましては、御指摘ありましたように、意見書におきまして、御

現に支給されている年金についてその水準を維持すべきだということを明確に意見として言っております。私どもは、この点は十分尊重して案をつくらなければならないと考えております。

○沢田委員 だから、これはあなたの答弁じやなくて大臣の答弁が必要なんです。要すれば目安である、目安であるけれども現在掛金を掛けている国民大衆がいる、そしてその国民大衆は、期待権といえますか、この程度もえらという約束でいま掛金を掛けてあるわけです。それを裏切つてはいけませんというの、いま私が言っている大前提なんです。だからそれには、その約束は守るというのを政府は公の場ではつきりさせることが必要である。これがまず今後いろいろな問題を改定していく場合にも大前提の要件であらうと思えます。これは、後で委員長の方から、大臣が来たらこの点だけ、突然来て答えられるかどうかの面はありますけれども、そのときはそのときの措置として、一応これは大臣に答えていただきます。

次に、各年金の、これはそれぞれの関係機関の赤字になる時期が出ているわけです。いま電電に大変御迷惑をかけている法案も出ているわけでありまして、この電電さんも七十八年になりまして——現在の二二・五％の賦課率をもっと上げなかつたならば、幾らでいつ赤字になるかわかりますか、電電さん。それは答えられますか。

○中原説明員 六十七年に単年度赤字という数値になると試算しております。

○沢田委員 続いて専売さんは、これは賦課率がこのままでは五十九年に赤字になるようになっておりますから、言わずもがなということでありまして、それから、厚生年金も保険料は一〇・六ですね。労使の一〇・六をそのまま置いたと仮定をすれば、いまのままで八十年ということになっておりますが、いつから赤字になるようになりますか。

○山口説明員 厚生年金の場合、保険料はこれから上げていかざるを得ませんので、上げないで

つになつたら収支残が赤字になるかという計算はちよつと手元にございせん。従来の上げ方で、五年に一・八ずつ上げていくという計算はございませうけれども、それでまいりますと昭和七十三年には単年度赤字になる。ただ、いまの制度をそのままに据え置いた場合という前提でございませう。

○沢田委員 七十三年というの、既定の積立金がゼロになることを言っているわけですね。そういう意味ですね、特に厚生の場合は、収支でもちろんそうですね。

○山口説明員 単年度収支が赤字になるという時期でございませう。

○沢田委員 続いて国公の関係で、これも掛金を現在の二二三をそのまま置くか仮定をすれば、結果的にはいつから赤字になりますか。

○保田政府委員 単年度赤字になります時期は十六年度でございませう。

○沢田委員 続いて、郵政は今度国公の方に入られますから、いま計算外だと思ひますが、同じく郵政の一三三を据え置いたと仮定すれば、何年度から赤字になりますか。

○保田政府委員 答えします。大体六十四年か五年ごろになりそうでありまして、昭和六十五年に収入と支出がおおむねでとんとんかというふうなことであります。

○保田政府委員 申しわけございませうが、ちよつと手元に資料を持ち合わせておりません。

○沢田委員 国鉄は言わずもがな。現在一七七であります。六十年から赤字になる、こういう状況ですね。

それで、いままでの質問を通じて、各共済組合が単独で歩いていくと仮定をし、掛金をもし現状のまま置いておくとすれば、結果的にはいつの日か、いま言った年度には赤字になってくる、こういう状況を迎える。これに対してどう対応するかというのが今回の案だ。

そこで、いま言った大前提として考えられることは、既得権の侵害についてはとにかく何とか配慮して、これは侵害しないようにする。これは一つの大前提、約束だ。これがどの程度の金額になるかということが一つ今後問題になると思うのであります。既得権を減らしていくということはやはり問題がある。たとえば二十五円に上げたときと千円——厚生年金のことです、厚生年金の基礎額が上がった場合も同じようなことが言えるわけですが、国民の生活を下げるといふわけにいかないですから、やはり既得権は守るという原則は確立されなければいかぬ。微調整は若干あるかもしれないけれども、原則として既得権は守る、これはいかがですか。

○保田政府委員 今回御提案申し上げております法律案では、公企体の卒業生に対する共済年金の額について、厳密な意味での既得権は保障させていただきます。ただ、この措置を講じております。

○沢田委員 では続いて、時間の関係で厚生年金の答申との関連を言っていくわけですが、厚生年金の答申では「こうした分が、いわゆる官民格差問題に象徴されるような制度間の不均衡を生じる原因ともなっている。各方面からの公的年金制度の一元化の提言もこうした問題を解決する立場からなされているものと理解される。」と書いてあります。現在の法体系で厚生年金は厚生年金、いつか、七十年の時期には一緒になるのでありますが、それまではお互いが足を引っ張り合うとい

う議論が果たしていいのかどうかということが若干私には気になる。

そこであえてお伺いするのですが、この前も若干触れましたし、予算委員会でも言ったのですが、厚生年金の法律第一条とそれから共済年金の法律第一条とどう違うか、一応御回答をいただきたいのです。

○保田政府委員 いま法文をここに持ち合わせておりませんが、いづゆる厚生年金と国共済との違いは、一つには、国共済は、公企体共済の場合もそうですが、非常に社会保障的な制度としての性格を持つていて同時に、その淵源が恩給にあるといったようなこともございまして、公務を適正に執行しなければならぬ、それが当然の前提であるというようなことに法律の第一条に書いてあるはずでございませう。

○沢田委員 もう一つの方……

○保田政府委員 法文でいきますと、まさに厚生年金の場合には「生活の安定と福祉の向上に寄与すること」ということで、社会保障の側面、社会保障の制度であるということを確認いたしております。

○沢田委員 ですから、もし今後七十年を目指して考える場合には、この第一条のあり方が改正できるのかどうか。この原点をきちんとわきまをきくと、結果的には途中ですれ違ってしまふということになります。考え方はいいのです、これは。ところが、この第一条の目的を厚生年金に、国家公務員なり公企体なりが改正できるかどうか。昔は無定量のいわゆる官吏の服務規律がありましたけれども、いまは官吏の服務規律がないにいたしましても、果たして国家公務員としての、国民に奉仕をするという大前提の表現を外すことが可能になるかどうか、その点はどうでしょう。

○保田政府委員 完全統合後の国家公務員等に対する年金制度のあり方については、先ほど厚生省の方からお答えいたしましたように、今後基本的な検討が行われるわけでございませうが、国家公務員、公企企業体の職員の共済組合については、先

ほど申し上げましたような第二の側面があることを完全に抹消することを考えているわけではございません。

○沢田委員 厚生年金は、御承知でもありませんが、いわゆる雇用契約と掛金という二つの条件を満足すれば、例示は大変申しわけないのでありますが、留置場にいたしても年金はつくという仕組みになっている。これは要すれば雇用契約が成立をし、賃金が支払われ、掛金が納入されておれば、厚生年金加入の条件は満足することになるわけでありませう。

しかし、この方の法律は、いわゆる企業の円満な運営あるいは能率的な運営ということが条件ですから、そういうような場合については年金が二割カットされたりあるいは五割カットされたりということ、制裁措置が講ぜられておる。この第一条の精神が一致しませんと、後の制度の一致はできないわけですね。ですから、七十年で一致をさせるという方向を考えるとすれば、第一条をどちらかに割り切らなければいけない。いわゆる国民の奉仕者としての義務は要らない、雇用者としての役割りだけ果たせばいいのである、こういうことで割り切るか、さもなければいわゆる企業運営の能率に寄与する義務を負わせるか、昔の官吏服務規律の精神を入れるか、いずれかを選択しなければならぬ。政府がもし一元化することをスケジュールと考へたとすれば、第一条のこの矛盾をどう調整するかがわかっていなければならぬはずなのである。それを回答してください。

○保田政府委員 昭和七十年の統合された後の年金制度の姿を具体的に描いているわけではございませんので、具体的なお答えはいまの段階ではなかなかむずかしいのでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、現在の共済年金というのは社会保障の制度としての側面と、もう一つは公務員としての規律を保持しておることのためのプラスアルファがあるわけでございます。この後者を完全に払拭するということを申し上げているつもりはないわけでございます。

○沢田委員 これもいまの答弁で満足したわけじゃないかもしれませんし、問題は、こう整理していきますよと言つてみたが、壁にぶつかつてしまふ。これは必ずぶつかると。予言しておきますよ。これは恐らく国家公務員の義務をこの恩給、年金の中に外すわけにいかない、国民の奉仕者としての役割りを。それによつて年金は支給しますよという条件がなければ、恐らく国家公務員としての役割りを果たしていくのに不十分になるだろうと思う。みんなを信用しないというわけじゃないですよ。信用しないというわけじゃないが、それが魅力になつて、こういうことだと思ひます。

次に、今度の改正案で一番つらいのは——電電さんはとにかくこのままでいけば六十七年までは赤字にならない、こういう答弁でしたね。電電さんとしてみれば、掛金は上がりまふ、いわゆる既得権みたいなものは侵害されるわというやうなことが悩みの種になつてゐる。悩みの種というやうな不満の種というやうな、いま鈴木さんも連回しか直接かわかりませんけれども、ざつとばらんに言へばそんな赤字のところへ金を出したくない。私も立場を変えれば恐らくそう言うのじゃないかと思ひます。国家公務員も同じだと思ひます。ですから、もう少し緩和していくという考え方はないか。同じぶん限るにしても、何か帽子をかぶつてゐる上からぶん限るのとじかにぶん限るのとでは痛さも違う、あるいはヘルメットをかぶつてゐる上からぶん限るのなにもっと痛さが違う。ですから、やはり何か衝撃を緩和していく方法を考へる必要があるのじゃないかという気がするのであります。いかがでしよう。

○保田政府委員 先生の御指摘は、恐らく保険料率のアップ率のことかと思ひます。確かに上がるわけでございますが、その上がる部分の千分の十二程度が、われわれの試算では国鉄の共済組合に対する財政調整のために上がる。非常に大きな部分は、むしろ自分たちの年金を将来にわたつて健全に維持するためのアップなのでございます。

現在を楽をしたいという気持ちには確かにわからぬわけではないわけですが、同時に、現在を楽にしますと将来の子孫が苦しむということにもなるわけでありませう。そういう意味では世代間の公平という観点も大事である、そういうふうな考へております。

○沢田委員 原案提出者としてはそうお答えされるのが当然だと思ひます、いまさらそれが間違つてゐたとも言えないし、ひどかつたとも言えないと思ひますから、それはそれとおひださすのです。ただ、そういう立場を考へる気持ちにはわかつてもらへるでしよう。片方は赤字だからしやうがない、助けてやつてほしい、われわれもそう願ひします、こう言ひます。けれども、同じ助けるにも、やわらかく助けていく方法と、がちつと助ける方法とある。そういう意味において、なるべくやわらかく助けてほしいという気持ち——方法論は別です。方法論は別として、その気持ちにはわかるでしよう。国共の皆さんもそうだ。なに、電電も退職最後の号俸じゃないか、国鉄も最後の号俸で年金をもらつてゐるじゃないか。おれらは一年間の平均でもらつてゐるんだ。うまいことをやつてゐるやがんだから、少し足を引つ張らなければ気がおさまらない。これも気持ちとしてはわかりませう。けれども、これも激しい変化を与えないやうなお互いの配慮が必要じゃないか。理屈としてはきちつとした方がいいでしよう。しかし、激しい変動を与えることを避けようという気持ちにはいかがですか。

○保田政府委員 現在の世代が楽をしたいという気持ちもわかりますが、同時にやはり将来の年金財政ということも考へなければならぬ、その両方のほゞまで苦心をした結果が、御提案申し上げてゐるやうな保険料率になつておる、こういうこととでございます。

○沢田委員 だから、気持ちがあつてもらえるかどうか聞いてゐる。自動車でも、百キロでぶつかるのと十キロでぶつかるのは違ふだろう。だから、せめて十キロでぶつかるというやうな物の

考へ方をひとつ——この法律でこだわつてもいいのですよ。この法律は変えられませうと言つても構はないが、気持ちはわかるでしようと言ふので

○塚原政府委員 ただいま先生から三つの例を挙げて御指摘いただきました。直接頭を殴るか、帽子をかぶつてゐるところを殴るか、ヘルメットをかぶつてゐるところを殴るか、まさに私どもの心境もそこにあるわけでございます。ヘルメットをかぶつてゐるところを殴りますと、これは殴つた方が確実に骨折をするということになります。直接殴りますと、今度は殴られた方がけがをするということになります。そういった中で、いわゆる痛入れをかぶつていただくというやうな形、今回の法律案提出の過程にそういう背景があることは事実でございます。先生のお気持ち、まさにそれとおひださす。先生のお気持ち、まさにそこを御考慮くださいますやうにお願いいたします。

○沢田委員 政務次官は昔、本会議に出るとずいぶんやじ將軍みたいなやつていたわけなんだが、きょうはきわめて常識的、丁寧な答弁をいただいた、見違へたというやうな非常に成長されたなというところで敬意を表するわけでありませう。そういうやうなことで、いま言われたやうにソフトに影響を与えていくという方向で、ただ考え方として趣旨が一致すれば、後どうするかの問題は後刻相談をしていきたい、こういうふうな思ひます。

次に、この法案の一番問題になつておるものは、いまのそれぞれの組合員の感情がどうなるかということ。一方、OBの人たちはこれによつてまた大変不安を感じておる。だから、この不安に対して早く解決をしてやらなくと、その不安はさらに激化していく一方であらうと思ひます。そういう人たちの不安の解決というものは緊急な課題として処理されなければならぬ、こういうふうに思ひますが、その点はいかがですか。

○保田政府委員 公企体共済のOBにつきまして

は裁定のし直しをするわけですが、その裁定をし直しました額が現在受けておられる給付よりも下回る場合には現行の給付を保障する、そういうことになっておるわけでございます。

○沢田委員　ですから、いまさっき言った、いわゆる震度四とか五とかというのじゃなくて、震度一ぐらいの影響はある程度考えなければならぬけれども、激しい震度を与えるような改革はなるべく時間をかけてやっていくという方向で、これも委員長にお願いしながら後でそれぞれ相談をさせていただきたい、こういうふうに思います。

続いて厚生年金の方でお伺いします。

厚生省で考えております案は、基礎年金制度を置き、基礎年金制度の上に——さっきもちよつと答弁で触れましたが、基礎年金は婦人の年金権を確保して、それぞれの個人の年金なんであり、上に上ります年金については、共済年金と同時に厚生年金、これについてはどういふうな判断をされておられるのですか。厚生省として、個人的なものとして考えますか、世帯的なものとして考えているのですか。言っている意味はわかりません。基礎年金は各個別々ですから、それはいいでしょう。その上の、二階に乗ります厚生年金なり共済年金なりあるいは今度一本になつてそれぞれの年金がありますから、それは世帯的なのですか、個人にしようと考えているのですか、どちらですか。いまのところいいです。

○山口説明員　いま検討しております制度体系、具体的にどうするかというのはまだ申し上げられる段階じゃないのですが、考え方としては共通の給付を導入する、それは個人単位でやつたらどうかという関係者の御意見でございますので、そんな方向で検討をいたしております。

それから、二階建ての部分につきましては、従来の制度それぞれ沿革等もございまして、そういうものの円滑な移行にも配慮しながら検討せよということでございますので、厚生年金の部分についてそれほど大きな改革をするつもりはございませんが、そのところを具体的にどうするかと

いう点については、いまはお許しをいただきたいと思ひます。

○沢田委員　大臣が来られて、あと四つばかり残っているのですが、これは省略いたします。

国鉄の中における、これは戸田さんあたりが質問されると思いますが、船員であるとか危険職種であるとか、その他電電には電電の細かいものがあると思います。それから国共には国共の細かい点があると思うのです。その細部の調整は法律によらずして政令で処理する、こういうふうな考えでよろしいですか。たとえば遺族年金の所得制限であるとかそういうようなものは今後政令で検討して、この法案の中には対象としては含まれていない。わかりますか、言っている意味。

○保田政府委員　基本的な給付の要件は当然法律で決めさせていただくわけですが、先ほどの給付の制限あたりも、年金のまさに基本的な部分でございまして、これは法律によつて規定をする。したがって、現在の改正法案に書いてないものは現在では改正を考へていない、こういうことになります。

○沢田委員　大臣、いまの問題若干解釈の違いがあるように思いますが、これはそのままにしておきます。若干違いがあるように思いますが、それらはそのままにしておいて、まあいまの答弁でも、まあまあ全然間違つたとも言えないでしょうから、いいです。

大臣、時間がない、あと三分なので。今度の統合法案を出して、国鉄などが救済されるということとは大変御苦労いただいたことだと評価をするわけですが、問題は、他の組合から見れば、大きな掛金も人のために出さなければならぬ組合もある、それには余り劇的な変化を与えない措置は考へられないだろうかということの提案なんです。

法律を改正してくれという意味で言っているのではないのです。法律の改正じゃなくて、劇的な、激しい変動を与えるような措置はしないでどうかという原則を確立することはどうか、こ

ういう二点がいま大臣が来るまでの話です。あと二分になつちやいましたから、明快な回答は次回、あと二十分余裕をとつてありますから、後でまたやらしていただくことにして。じゃ、いま感想だけ述べていただいで、はっきりした回答はあとの二十分の段階でひとつ大臣からお答えをいただく。

一つには、うんと、ばかつとやらないで、少しずつじわじわとやわらかくやる方法はないだろうか。それからもう一つは、既得権は守るという原則をやはりある程度確立をしていくという原則が必要なのではないだろうか。この二つは大臣が来てから、こういうことになっておりますので、あと二分ですが、そういうことでお考えをいただきたい。それで、もしきよう御回答いただかなければこれで終わって結構です。で、次の機会に十分相談をされて御回答いただく。ここでだめだという回答をもうよりはその方がいいと思ひますから、あえて時間をお与えする、こういうことで既得権を原則的に守る、それから激しい変動要素を与えないように努力する、この二点でいかがでしょうか。

○保田政府委員　事実だけ御説明いたしますが、まず既得権の保障につきましては、法的に厳密な意味での既得権は保障をさせていただきます。

それから、保険料率の引き上げにつきましては先ほど申し上げたようなこととございまして、二つの観点のバランスをいかにとるかということ、先生のお気持ちもわかりますけれども、将来の年金制度の健全性を維持するという観点から非常に苦慮しております。

○沢田委員　わかりました。二十分間留保させていただきますので、後でまた質問することにして終わります。

○森委員長　本日は、これにて散会いたします。
午後五時九分散会

昭和五十八年十月十一日印刷

昭和五十八年十月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K